

各国憲法集 (5)
ギリシャ憲法



2013年2月

国立国会図書館調査及び立法考査局

調査資料
2012-3-a

現代社会はますます複雑かつ多様化し、国政審議においても広範で多角的な情報が求められております。このような状況に対応するため、国立国会図書館調査及び立法考査局は『基本情報シリーズ』を刊行いたします。このシリーズは、国政課題に関する基本的な情報をさまざまな視点から提供するものです。

各国憲法集(5) ギリシャ憲法

本稿は、京都学園大学専任講師 カライスコス・アントニオス氏にギリシャ共和国の憲法の調査を依頼し、その概要及び訳文をとりまとめたものである。

2013年2月

国立国会図書館
調査及び立法考査局

国立国会図書館調査及び立法考査局は、昭和 30 年から 5 年間にわたり、衆議院法制局、参議院法制局及び内閣法制局と共同して、『和訳各国憲法集』全 3 集を刊行し、ほぼ全世界を網羅する 84 か国の憲法を邦訳した。

その後、諸外国において多くの憲法改正や新憲法制定が行われ、その憲法の様相は大きく変化するに至っている。このため、諸外国の憲法を最新の条文から可能な限り原語に基づき翻訳し、ここに『基本情報シリーズ 各国憲法集』として、逐次刊行するものである。

目次

〔解説〕

年表	1
I 序論	2
1 ギリシャ憲法の歴史	2
2 ギリシャ憲法の特徴	3
II 憲法の内容	4
1 人権	4
2 統治機構	5
3 安全保障	23
III 憲法改正手続	24
1 憲法改正の限界	24
2 憲法改正手続	25
IV 結語 —最近の憲法的課題	25

〔翻訳〕

ギリシャ憲法翻訳の出典と凡例	27
ギリシャ憲法	28

年表

1453年	ビザンチン帝国がオスマン帝国に征服される。
1821年	ギリシャ独立戦争が始まる。
1822年	1822年憲法が制定される。
1823年	1822年憲法改正
1827年	1827年憲法が制定される。
1830年	ロンドン議定書により、英仏露3国の保護下でのギリシャの独立が承認される。
1832年	英仏露及びバイエルン王国との協定により、バイエルン王国の王子オットーがオソン1世としてギリシャ国王になり、ギリシャが、ギリシャ王国として正式に独立する。
1844年	1844年憲法制定
1862年	クーデタの結果、オソン1世夫妻がギリシャを出国。
1863年	デンマーク出身のゲオルギオス1世が即位。
1864年	1864年憲法が制定される。
1911年	1864年憲法改正
1924年	国民投票の結果、ギリシャが共和制へと移行することが決定。
1927年	1927年憲法が制定される。
1935年	軍事政権が発足し、1864年憲法（1911年改正）が再施行（君主制復活）。
1936年	軍事政権が憲法の主要条項の適用を停止。
1944年	ギリシャが、第二次世界大戦中の1941年に始まった枢軸国の支配から解放される。
1946年	亡命していた国王ゲオルギオス2世が王位に復帰。
1952年	1952年憲法（1911年に改正された1864年憲法の改正版）が公布される。
1964年	国王コンスタンティノス2世が即位。
1965年	国王と緊張関係にあったゲオルギオス・パパンドレウ首相が辞任。
1967年	軍事クーデタが発生し、軍事独裁政権が成立する。
1968年	1968年憲法が制定される。
1973年	1973年憲法が制定され、君主制が廃止される。
1974年	軍事独裁政権が崩壊。
1975年	1975年憲法が制定される。
1986年	1975年憲法が改正される。
2001年	1975年憲法が改正される。
2008年	1975年憲法が改正される。

I 序論

1 ギリシャ憲法の歴史

(1) 1822年憲法（1823年に改正）

現在のギリシャ共和国の領土も包摂していたビザンチン帝国は、1453年5月29日にオスマン帝国に征服され、以後、ギリシャは300年近くにわたってオスマン帝国に統治された。1821年に、反乱が企てられ、ギリシャ独立戦争が始まった。反乱者は、同年に、暫定的な幾つかの地方政府を設立し、翌年に、非常に自由主義的な1822年憲法を制定した。この憲法は、統一された中央政府を樹立すべく、1823年に改正された。

(2) 1827年憲法

1827年5月に、ギリシャ暫定政府は、新しい憲法を制定した。一方、エジプトの助けを得て独立戦争を鎮圧しようとしていたオスマン帝国とギリシャの間に英国、ロシア及びフランスが介入し、1830年のロンドン議定書により、これらの3国の保護下でのギリシャの独立が承認された。1832年、これら3国とバイエルン王国との協定により、ギリシャは、バイエルン王国の王子オットーをオソン1世として国王に据え、ギリシャ王国として正式に独立した。

(3) 1844年憲法

オソン1世は、新たな憲法を制定することを繰り返し拒否したが、1843年にはギリシャ軍によるクーデタが起き、翌年に憲法が制定された。

(4) 1864年憲法（1911年に改正）

1862年には再びクーデタが起き、オソン1世夫妻はギリシャを出国した。翌年に、デンマーク出身のゲオルギオス1世が即位し、1864年には、民主主義的な要素を増やしつつ、強力な君主政体を維持する憲法が制定された。この憲法は、1911年に、社会的及び経済的近代化並びに政治的な改革の実施を目的として改正された。

(5) 1927年憲法

第一次世界大戦後、1922年にクーデタが起き、1924年の国民投票の結果共和制への移行が決定され、1927年に新憲法が制定された。その後、1935年にコンディリス率いる軍事政権が発足し、1864年憲法（1911年に改正）が再び施行され、君主制が復活したものの、翌年には、憲法の主要条項の適用が停止された。

(6) 1952年憲法

第二次世界大戦中の1941年、ギリシャは枢軸国の支配下に置かれたが、1944年に解放され、1946年には大戦中亡命していた国王ゲオルギオス2世が王位に復帰した。解放

後に勃発した内戦により、ギリシャの政治情勢の安定化が遅れたが、1952年には、1864年憲法（1911年に改正）の改正が公布された（1952年憲法）。

(7) 1968年憲法、1973年憲法

1964年に即位した国王コンスタンティノス2世は、首相のゲオルギオス・パパンドレウと緊張関係にあり、軍の指揮権をめぐって争った。1965年にパパンドレウが辞任したことにより政局が不安定化し、1967年4月21日に軍事クーデタが起きたことを契機として、コンスタンティノス2世は家族を連れてローマに脱出した。軍事政権は1968年及び1973年にそれぞれ憲法を制定し、後者の憲法により、形骸化していた君主制を廃止し、共和制を宣言した。

(8) 1975年憲法（現行憲法。1986年、2001年及び2008年に改正）

1967年から続いた軍事独裁政権が1974年に崩壊した。同年末の国民投票の結果、君主制よりも共和制の支持が上回ったことを受け、翌年、新憲法が公布された。この憲法はその後、3回改正されている。1986年の改正では、共和国大統領の権限が変更された。また、2001年の改正は、主に基本的人権を対象とするものであり、47の条文を変更し、4つの条文を追加した。最後に、2008年の改正では、4つの条文が変更された。この改正における最も重要な変更は、議会議員の絶対的な兼職禁止を廃止したことである。なお、2008年の改正の際には、憲法裁判所を設立する試みもなされたが、議会の支持を得ることができなかった。

2 ギリシャ憲法の特徴

現行のギリシャ憲法は、1952年憲法及び1968年憲法の影響を受けており、また、ヨーロッパ諸国の憲法を参考にしている。

ギリシャ憲法は、120の条文から成る成文憲法である。憲法改正の手續が通常の立法手續より困難である硬性憲法であり、国民が制定したという形をとる民定憲法である。ギリシャ憲法は、授権規範として他の法規範の上位に位置しており、最高法規性を有する。ただし、ギリシャ憲法に明文の規定はないものの、EU法はその上位に位置するとされている¹。

ギリシャの政体は、大統領をもつ議会共和制である（第1条第1項）。政体の基礎となるのは、民主主義、代議政治、権力分立、議会主義、法の支配及び福祉国家である²。ギリシャの政体は、国民主権に基づき、全ての権力は国民に由来し、国民及び民族のために存在し、憲法の定めるところにより行使され（第1条第2項及び第3項）、人間の価値

* 本稿の注に掲げるインターネット情報は、平成24年11月25日現在のものである。

¹ E. Βενιζέλος, *Μαθήματα συνταγματικού δικαίου*, αναθεωρημένη έκδοση, Αθήνα : Εκδόσεις Αντ. Ν. Σάκκουλα, 2008, pp.211 ff.

² *ibid.*, pp.344 ff.

の尊重及び保護は、国の第一の義務をなす（第2条第1項）。

ギリシャ憲法においては、立法権、行政権及び司法権が分立しているが、立法権は議会及び共和国大統領、行政権は共和国大統領及び政府、司法権は裁判所が行使することとされており（第26条）、権力分立は厳格なものではない。

ギリシャの支配的な宗教は、キリスト教の東方正教会である（第3条第1項）。この規定は、ギリシャ正教がギリシャの国教であることを意味するものではなく、ギリシャの人口の97パーセント前後がギリシャ正教徒であることを示しているにすぎないと解されているが³、ギリシャ正教はギリシャ国家による経済的支援を受け、課税に関する優遇措置の対象にもなっている。聖書の原文は不変に維持され、異なる言語にこれを公式に翻訳することは、ギリシャの完全自治独立教会及びコンスタンティノーブル（イスタンブール）のキリスト大教会の事前の承認を得ない限り、禁止されている（同条第3項）。

また、メガリ・ヴィグラ以遠に位置し、アギオン・オロス地域⁴を構成するアトス半島は、ギリシャの自治地区とされ、その主権は古来不変である。アギオン・オロスは、その体制に従い、全アトス半島を分割している20の神聖修道院によって統治されている（第105条第1項及び第2項）。

II 憲法の内容

1 人権

ギリシャ憲法は、基本的人権及び自由を保護している。

ギリシャ憲法における基本的人権及び自由の例としては、法の前平等（第4条）、人格を自由に発展させる権利（第5条）、令状主義（第6条）、罪刑法定主義（第7条）、裁判を受ける権利（第8条）、住居の不可侵（第9条）、請願権（第10条）、集会、結社及び表現の自由（第11条、第12条、第14条及び第15条）、信教の自由（第13条）、教育の自由（第16条）、財産権の保障（第17条）、通信の秘密（第19条）、裁判所による法的保護を受ける権利（第20条）、家族の保護（第21条）等がある。

信教の自由については、その不可侵が規定されているが、憲法上のその保障は、制限的なものである。すなわち、認容され、かつ、その信仰の儀式が法律の保護を受け、妨げられることなく行われるのは「全ての既存の宗教」であるとされている。また、信仰の儀式の実践は、公の秩序及び善良の風俗に反するものであってはならず、改宗の勧誘も禁止されている（第13条第2項）。

³ Π. Δαγτόγλου, *Ατομικά δικαιώματα*, 4η ενημερωμένη έκδοση, Αθήνα-Θεσσαλονίκη : Εκδόσεις Σάκκουλα, 2012, pp.385 ff. ; Κ.Χρυσόγονος, *Ατομικά και κοινωνικά δικαιώματα*, 3η αναθεωρημένη έκδοση, Αθήνα : Εκδόσεις Νομική Βιβλιοθήκη, 2006, p.278.

⁴ アギオン・オロスは、ギリシャ北部のマケドニア地方に位置するハルキディキ半島の先端（アトス半島）にある自治区であり、1988年にユネスコによって世界遺産に認定された。1406年以降女人禁制となっているため、男性のみ、入山許可証を得た上での入山が許される。

2001年の憲法改正により、遺伝的同一性の保護を受ける権利（第5条第5項）、情報への権利（第5A条）及び個人情報の保護を受ける権利（第9A条）が追加された。また、勤労者の保護に関する権利（第22条）並びに自然環境及び文化的環境の保護に関する権利（第24条）が強化された。

基本的人権は、国と私人との関係を規律するのみでなく、適切である場合には、私人間の関係においても効力を有する。憲法に基づき基本的人権に課することができる全ての制限は、憲法によって直接定められ、又は法律の定めによるべき旨の留保がある場合には法律で定められなければならない、かつ、比例原則⁵を遵守しなければならない。また、権利の濫用は許されない。（第25条第1項及び第3項）

ギリシャ憲法の下では個々の国民の主体性が尊重されている⁶が、同時に、ギリシャ国家は、全ての国民に対して、社会的及び民族的連帯の義務を履行すべき旨を求めることができる（第25条第4項）。

2 統治機構

(1) 共和国大統領

(i) 共和国大統領の地位

共和国大統領については、憲法に定めのある他の機関とは異なり、いかなる権限を有しているのかに加え、政体の調整者である旨も明記されている（第30条第1項）。

共和国大統領に選出されることができるのは、①少なくとも5年前からギリシャ国民であり、②父方又は母方からギリシャ人の血統を引き、③満40歳以上であり、かつ、④選挙する法的資格を有する者である（第31条）。

共和国大統領は、その職務を遂行するに先立ち、議会の前で、聖なる、一にして、不可分の三位一体の神の名における宣誓を行う（第33条第2項）。しかし、このことは、共和国大統領に選出されるためには、ギリシャ正教又はキリスト教の信者でなければならないことを意味するわけではなく、他の形式により宣誓を行うことも可能であるとされている⁷。

選挙された共和国大統領は、退職する共和国大統領の任期が満了した日の翌日から、それ以外の場合にはその選挙された日の翌日からその職務を遂行する（第33条第1項）。任期は5年で、宣誓の時に始まる（第30条第1項及び第3項）。新大統領の選挙のための手続が期間内に終了しなかったときは、現職の共和国大統領は、その任期の満了後も、新大統領が選挙されるまでの間その職務を継続する（第32条第6項）。同一の人物の大統領への再選は、一度に限り許される（第30条第5項）。また、任期満了前に辞職した共和国大統領は、その辞職によって生ずる共和国大統領の選挙において候補者となることができない（第32条の解釈規定）。

⁵ 比例原則とは、人権に対する制約は、これによって達成されるべき目的の手段として適切かつ必要であり、当該目的に比例しなければならないとするものである。

⁶ B. Καράκωστας, *Το σύνταγμα, ερμηνευτικά σχόλια - νομολογία*, Αθήνα : Εκδόσεις Νομική Βιβλιοθήκη, 2006, p.125.

⁷ A. Παντελής, *Εγχειρίδιο συνταγματικού δικαίου*, Αθήνα : Εκδόσεις Α. Α. Λιβάνη, 2005, p.345.

共和国大統領の職は、他の一切の職、地位又は職務と兼ねることができない（第30条第2項）。共和国大統領は、国軍の最高司令官であるが、国軍の指揮は、法律の定めるところにより、政府が行う（第45条）。

(ii) 共和国大統領の選挙

議会による共和国大統領の選挙は、特別の集会において、点呼投票によって行われる。この特別会は、現職の共和国大統領の任期が満了する1か月前までに議長によって招集される。前大統領の任期がその満了前に終了したときは、新共和国大統領を選挙するための議会の集会は、前大統領の任期が満了前に終了した日から遅くとも10日以内に招集される（第32条第1項）。

共和国大統領の選挙手続は、次のとおりである。共和国大統領に選挙されるのは、総議員の3分の2以上の多数の票を得た者である。当該多数を得た者がいない場合には、5日後に再投票が行われ、第2回の投票においても所定の多数を得た者がいない場合には、5日後に更に投票が行われ、総議員の5分の3以上の多数による票を得た者が共和国大統領に選挙される。第3回目の投票において当該多数による票を得た者がいないときは、議会は、投票日から10日以内に解散され、新議会の選挙が実施される。これにより選挙された新議会は、招集後直ちに、点呼投票により、総議員の5分の3以上の多数により共和国大統領を選挙しなければならない。当該多数を得た者がいない場合には、5日後に再投票が行われ、総議員の過半数の票を得た者が共和国大統領に選挙される。この投票においても当該過半数を得た者がいない場合には、最多の票を得た2人について5日後に更に投票が行われ、相対多数の票を得た者が共和国大統領に選挙される（第32条第3項及び第4項）。共和国大統領の選挙過程については、図1のとおりである。

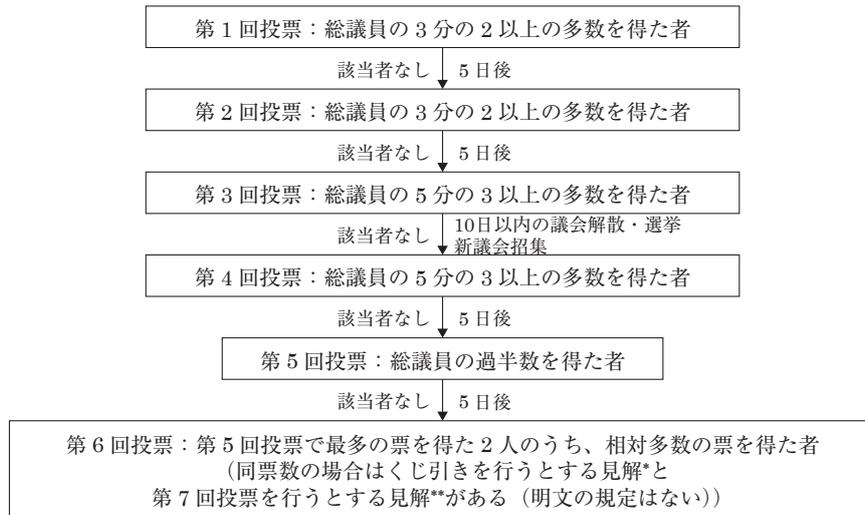
(iii) 共和国大統領の代理

共和国大統領が、①10日を超えて国外に滞在し、②死亡し、③辞職し、④罷免され（(v)参照）、又は⑤何らかの事由によりその職務を遂行することができないときは、議会の議長が暫定的にその代理を務める。解散等で議会が存在しないときは、前議長が代理し、前議長が拒否し、又は存在しないときは、政府が連帯して代理する（第34条第1項）。

共和国大統領が職務を遂行することができない状況が30日を超えたときは、議会は、解散している場合であっても義務的に招集され、総議員の5分の3以上の多数による議決をもって、新たな共和国大統領を選挙しなければならない状況にあるか否かを決定しなければならない。ただし、いかなる場合においても、新共和国大統領の選挙は、現職の共和国大統領の不能によるその代理が開始された日から6か月を超えてはならない（第34条第2項）。

共和国大統領の代理期間においては、共和国大統領の選挙に係る第32条第4項を除く議会の解散に関する規定並びに第38条第2項及び第44条第2項の政府の解任及び国民投票への付託に関する規定は適用されない（第34条第1項）。第38条第2項は1986年に改正され、同項に定められていた「政府の解任」の制度は当該改正をもって廃止された。第34条第1項はそれに対応して改正されていないため、旧第38条第2項に定められていた「政府の解任」制度に言及しているが、同制度についての記述は、もはや意味を有しない。

図1 議会における共和国大統領の選挙過程



(注) *E. Βενιζέλος, *Μαθήματα συνταγματικού δικαίου*, αναθεωρημένη έκδοση, Αθήνα : Εκδόσεις Αντ. Ν. Σάκκουλα, 2008, p.579 ; A. Παντελής, *Εγχειρίδιο συνταγματικού δικαίου*, Αθήνα : Εκδόσεις Α. Α. Λιβάνη, 2005, p.384.

**Α. Ράκος, *Γενική πολιτειολογία & συνταγματικό δίκαιο*, τόμος ΙΙ, Αθήνα : Εκδόσεις Νομική Βιβλιοθήκη, 2012, pp.34 ff.

(出典) 筆者作成

(iv) 共和国大統領の権限及びその行為の副署

共和国大統領は、憲法及びこれに適合した法律によって明示的に与えられた権限以外のいかなる権限も有しない (第 50 条)。

共和国大統領のいかなる行為も、署名した場合に限り責任を負う所管大臣の副署がなく、かつ、官報に公示されなければ、無効であり、執行されない (第 35 条第 1 項)。この規定の文言上は、所管大臣の「副署」とされているが、実質的には、共和国大統領の行為に関するイニシアチブ及び責任は副署をする大臣にあり、国の全体的な政策を定め、指揮するのは、政府である (第 82 条第 1 項)。

共和国大統領は、極めて例外的な状況においては、首相の同意を得て、国民に対して教書を発することができる。この場合における教書は、首相が副署し、官報に公示される (第 44 条第 3 項)。

副署を要しない共和国大統領の行為は、憲法に限定的に規定されている次のものである (第 35 条第 2 項)。
 ①首相の任命 (第 37 条第 1 項)、
 ②政府を組織する可能性についての検討命令 (第 37 条第 2~4 項)、
 ③首相が副署しない場合における議会の解散 (第 32 条第 4 項及び第 41 条第 1 項) 及び内閣が副署しない場合における議会の解散 (第 53 条第 1 項)、
 ④議会により可決された政府提出法案又は議員提出法案の議会への差戻し (第 42 条第 1 項)、
 ⑤共和国大統領の事務局の職員の任命、
 ⑥首相が副署しない場合における、政府の任務を解く命令 (第 35 条第 1 項)。なお、法案についての国民投票を公示する命令は、大臣ではなく、議会の議長によって副署される (第 35 条第 3 項)。

(v) 共和国大統領の責任

共和国大統領は、その職務の遂行に当たって行った行為については、大反逆罪又は意図的な憲法違反の場合を除き、いかなる責任も負わない。その職務の遂行に関連しない行為については、一般市民と同様の責任を負うが、訴追は、その任期の終了まで延期される（第49条第1項）。

共和国大統領に対する告発及び弾劾についての提案は、議会議員の3分の1以上の署名を付して議会に提出され、その可決には総議員の3分の2以上の多数による決議を必要とする。提案が可決された場合には、共和国大統領は大臣の裁判を行う裁判所（第86条）に召喚される。共和国大統領は、裁判所に召喚された後は、その職務の遂行を中止し、第34条の定めるところに従い代理される。また、裁判所がその無罪を宣告した場合において、その任期が満了していないときは、その任務を再開する。（第49条第2～4項）

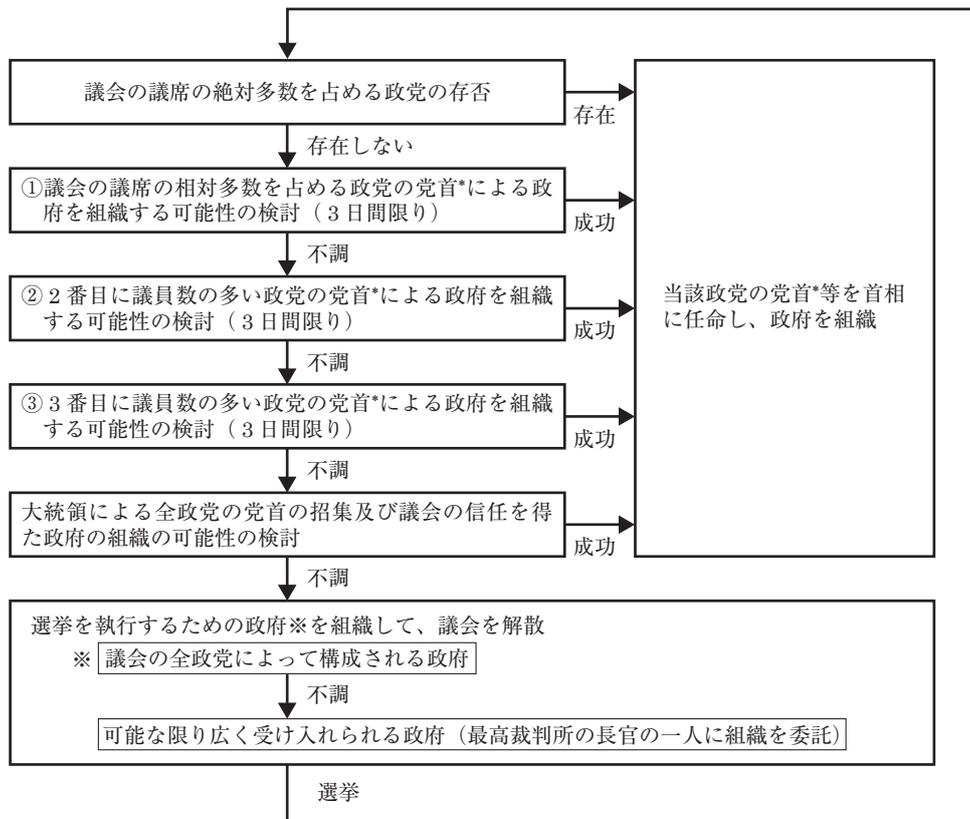
(vi) 共和国大統領による首相等の任命

共和国大統領は首相を任命し、その推薦に基づき、政府の他の構成員及び政務次官を任免する（第37条第1項）。共和国大統領が首相に任命するのは、議会の議席の絶対多数を占める政党の党首である。絶対多数を占める政党がないときは、共和国大統領は、議会の信任を得る政府を組織する可能性の検討を命ずる（同条第2～3項）。検討の命令は、大臣による副署を要しない行為であり（第35条第2項第2号）、次の3段階に分けて行われる。①相対多数を占める政党の党首に検討が命ぜられる。②相対多数を占める政党の党首が議会の信任を得る政府を組織する可能性が確認できなかったときは、共和国大統領は、議会において2番目に議員数の多い政党の党首に検討を命じ、③この検討も不調に終わった場合には、共和国大統領は3番目に議員数の多い政党の党首に検討を命ずる。各検討命令は、3日間に限り効力を有する。全ての検討命令が不調に終わった場合には、共和国大統領は、全ての政党の党首を招集し、ここでも、議会の信任を得た政府を組織することができないことが確認されたときは、選挙を行うための、議会の全ての政党によって構成される政府の組織を試み、これも不調に終わったときは、最高裁判所（国務院、最高民事・刑事裁判所又は会計検査院）の長官に、可能な限り広く受け入れられる、選挙を行うための政府の組織を託し、議会を解散する。

以上の手続に従い政党の党首に政府の組織又は検討が命ぜられる場合において、当該政党に党首若しくは代表者がなく、又は党首若しくは代表者が議会議員に選挙されていないときは、共和国大統領は、当該政党の会派が推薦する者に対して命ずる。命令のための推薦は、議長又はその代理を務める者が共和国大統領に議会における各政党の議員数を報告した日から3日以内に行わなければならない。この報告は、全ての命令に先立って行われる。（第37条第4項）

共和国大統領による首相の任命等の過程については、図2のとおりである。

図2 大統領による首相の任命及び政府の組織の過程



(注) *当該政党に党首がないとき、又は党首が議会議員でないときは、当該政党の会派が推薦する者
(出典) 筆者作成

(vii) 共和国大統領による議会の解散

共和国大統領による、議会期が満了する前の議会の解散についてまとめると、表1のとおりである。

共和国大統領は、例外的な国の重要問題に対処するため、改めて国民の信託を得ることを目的として、議会の信任を得た政府の提案に基づいて、議会を解散する（第41条第2項）。この場合の議会解散の命令は、内閣の副署を要する（同条第3項）。なお、同一の問題について新議会を解散することはできない（同条第2項）。

共和国大統領は、同じ議会期において2の政府が辞職し、又は2の政府に対して不信任の決議案が可決され、かつ、議会の構成が政府の安定を保障するものでないときは、議会を解散することができる（第41条第1項）。首相が関連する大統領令に副署することを拒否した場合には、副署を要しない（第35条第2項）。共和国大統領の主導によるこの解散の場合、選挙は、解散された議会の信任を得た政府によって実施される（第41条第1項）。

前議会の解散の後に選挙された議会は、その招集の日から1年を経過しなければ、解散することができないが、①議会が共和国大統領を選出することができない場合（第32条第4項）、②議会の信任を得る政府が形成できない場合（第37条第3項）及び③議会

表 1 議会期満了前の議会の解散

解散の事由	要件等	副署	制約
議会の構成が安定した政府を保障できない場合 (第 41 条第 1 項)	同じ議会期に、 ・ 2 の政府が辞職した場合、又は ・ 2 の政府に対する不信任決議案が可決された場合、 で、議会の構成が政府の安定を保障するものでないとき。	首相 (首相が副署しない場合には副署を要しない(第 35 条第 2 項第 3 号)。)	
例外的な国の重要問題に対処するため国民の信託を得ようとする場合 (第 41 条第 2 項)	・ 議会の信任を得た政府の提案に基づく。 ・ 義務的 (政府による提案があった場合には、大統領は議会を解散しなければならない。)	内閣	・ 同一の問題について新議会を解散することはできない。 ・ 新議会は、招集日から 1 年を経過しなければ解散することができない(第 41 条第 4 項)。
議会が共和国大統領を選出することができない場合 (第 32 条第 4 項)	・ 議会が第 32 条第 3 項の規定により共和国大統領を選挙し、3 回の投票でも所定の票を得た者がいない場合には、投票の日から 10 日以内に解散する。 ・ 義務的 (第 41 条第 5 項)	首相 (首相が副署しない場合には副署を要しない(第 35 条第 2 項第 3 号)。)	
議会の信任を得る政府が形成できない場合 (第 37 条第 3 項、第 38 条第 1 項及び第 2 項)	・ 議会に絶対多数を占める政党がなく、相対多数を占める 1 番目、2 番目、3 番目の政党の党首による政府形成の検討も不調に終わり、大統領が全政党の党首を招集し、政府形成が不可能であることが確認されたとき。 ・ 義務的 (第 37 条第 3 項)	首相 (憲法上副署に関する明文の規定がない。)	

(出典) 筆者作成

の構成が安定した政府を保障できない場合 (第 41 条第 1 項) は、例外とされる (同条第 4 項及び第 5 項)。

(viii) 共和国大統領による法案の差戻し

共和国大統領は、議会が可決した法案を、その可決の日から 1 か月以内に、理由を付して議会に差し戻すことができる。共和国大統領が議会に差し戻した法案は、本会議において審議され、総議員の絶対多数で再び可決された場合には、共和国大統領は、その再可決の日から 10 日以内に審署し、公布しなければならない (第 42 条)。このように、共和国大統領が法案を議会に差し戻した場合であっても、法案が議会において再び可決された場合には、共和国大統領はこれを審署し、公布する義務を負うため、与党が総議員の絶対多数により支持されている議会の場合においては、差戻しは実質的には機能しない。また、国王ゲオルギオス 1 世が即位した後の、1864 年憲法以来、元首 (国王又は共和国大統領) は差戻しを行わないという憲法慣習が成立しており、この規定は形骸化している⁸。

(2) 立法

(i) 立法権について

ギリシャ憲法は、通常立法機関と特別立法機関について定めている。通常立法機関は法律を制定する議会であり、特別立法機関は立法命令を発令する共和国大統領である。

⁸ *ibid.*, pp.183, 369.

(ii) 議会について

(a) 議会議員について

通常立法機関である議会の議員は、総選挙の日から起算して連続する4年の任期を有するものとして選挙される（第53条第1項）。

議会議員の数は、200人から300人までの範囲内において、法律で定められる（第51条第1項）。議会議員の数は、1975年以降、法律により、300人とされている。この数については、ギリシャの人口に対する比率として多すぎるとの批判が加えられてきた。このような批判は、2010年1月に表面化したギリシャの財政状況の悪化の下で一層強まり、2012年2月23日には議会議員の数を200人に減らす旨を定める法案が4人の議員により提出されたが、その審議及び表決がなされる前に議会が解散されたため、当該法案は、議会期が終了した同年4月11日をもって取り下げられたものとみなされた⁹。

議会議員は、法律の定めるところにより、選挙権を有する国民によって、直接、普通及び秘密の投票により選挙される（第51条第3項）。ほとんどの議会議員は、選挙区において選挙されるが、総議員の20分の1を超えない議会の一部については、法律の定めるところにより、各政党の全国を通じた得票総数に比例して、全国を通じて選挙することができる（第54条第3項。第56条第3項において「全国区選出議員」と呼ばれている）。議会議員の選出についての規定を法典化したものである2012年大統領令第26号第2条第1項によると、全国区選出議員の議席数は、12議席である。

議会議員として選挙されるためには、ギリシャ国民であり、選挙する法的資格を有し、かつ、選挙日に25歳に達していなければならない（第55条第1項）。憲法には、議会議員に選挙されるための被選挙権を有しない者が限定列挙されている。第1に、一定の期間継続して勤務する法律上の義務を負う公務員及び軍人は、一般に、その義務が継続する間は、議会議員に立候補し、又は選挙されることができない（第56条第4項）。これらの者が議会議員に立候補することは、絶対的に禁止されている。第2に、有給の公務従事者及び公務員、国の公務に従事するその他の職員、軍隊及び治安部隊に勤務する者、地方自治体の首長等は、議会議員に立候補する前に辞職の書面を提出しない限り、議会議員に立候補し、又は選挙されることができない（同条第1項）。この場合の禁止は絶対的なものではなく、辞職をすれば立候補することが可能になる。第3に、4年の議会期の最後の18か月の間に勤務し、又は管轄していた選挙区において、議会議員に立候補し、又は選挙されることができない者（公法人の総裁、副総裁、理事長、経営役員及び執行役員、軍隊及び治安部隊の高級将校及び最高級将校等）についての規定がある（同条第3項）。この禁止は、全国区選出議員に立候補する者には適用されない。これらの禁止のほかにも、議会議員の職務と兼ねることのできない職務又は地位についての規定も置かれている（第57条）。

議会議員は、その職務を遂行するに先立ち、議事堂における公開の会議で、聖なる、一

⁹ ギリシャ議会のウェブページ “Νομοθετικό έργο.”

http://www.hellenicparliament.gr/Nomothetiko-Ergo/Anazitisi-Nomothetikou-Ergou?law_id=3c408ec5-c755-4be0-9c00-259b23bae05e

にして、不可分の三位一体の神の名において、宣誓を行う（第 59 条第 1 項）。他の宗教又は宗派を信仰する議会議員は、自己の宗教又は教義の形式で同一の宣誓を行う（同条第 2 項）。

議会議員がその資格を失うのは、①死亡した場合、②辞職をした場合、③議会が解散され、又は議会期が満了した場合及び④最高特別裁判所の判決による罷免の場合、である。議会期の最終年に生じた欠員は、法律上補欠選挙が必要な場合であっても、欠員の合計が総議員の 5 分の 1 を超えない限り、補欠選挙で補充されない（第 53 条第 2 項）。

議会議員は、ギリシャ民族を代表し（第 51 条第 2 項）、意見の自由及び自己の良心に従って投票を行う権利を制約なく享受し（第 60 条第 1 項）、議会議員としての職務の遂行中に表明した意見又は行った表決について、いかなる方法によっても訴追され、又は審問されない。また、議会議員は、法律に従い、中傷的な名誉毀損についてのみ、議会が許可したとき訴追され（第 61 条第 1 項及び第 2 項）、その職務を遂行する過程において取得し、若しくは提供した情報又は当該情報を取得し、若しくは提供した相手方について証言する義務を負わない（同条第 3 項）。訴追に係る許可は、議長が告発を受けてから 45 日以内に議会が議決をしないときは、確定的に得られなかったものとみなされ、議会が許可を拒み、又は当該期間を徒過したときは、議会議員の行為は、告発されなかったものとみなされる（同条第 2 項）。

議会議員は、議会期においては、議会の許可がなければ、訴追、逮捕、拘禁その他のいかなる拘束も受けない。また、解散された議会の議員は、解散から新議会の議員の選出が公示されるまでの間は、政治犯罪について訴追されない。許可は、訴追に係る検察官の要求が議長に提出されてから 3 か月以内に議会が議決しないときは、得られなかったものとみなされる。3 か月の期限の進行は、議会の休会中は停止する。重罪の現行犯の場合には、許可を要しない。（第 62 条）

議会議員は、その職務の遂行について、議会の本会議の議決するところによる金額の歳費及び手当を国から受ける権利を有し（第 63 条第 1 項）、交通、郵便及び電話の料金を免除される（同条第 2 項）。

(b) 議会の運営

議会の常会は、毎年 10 月の第 1 月曜日に当然に招集され、年間の活動を行う。ただし、共和国大統領は、より早い日に議会を招集することができる（第 64 条第 1 項）。翌年の国の歳入歳出予算は、この常会において議決される（第 79 条第 1 項）。常会の期間は、5 か月より短くはならず（ただし、会期の停止の期間は、算入されない）、予算が可決されるまでは、義務的に延長される（第 64 条第 2 項）。共和国大統領は、開会の延期又は停会のいずれかの方法により、1 回に限り、議会の会期を停止することができるが、この停止は、30 日を超えてはならず、議会の同意がなければ同一の議会の会期においてこれを繰り返すことはできない（第 40 条第 2 項及び第 3 項）。議会の臨時会は、大統領が適切と判断するときに招集する（同条第 1 項）。また、憲法は、次の 4 つの場合について、特別会の招集を規定している。①共和国大統領が職務を遂行することができない状況が 30 日を超えたとき。この場合には、議会は、解散している場合であっても義務的に招集

され、総議員の5分の3以上の多数による議決をもって、新たな共和国大統領を選挙しなければならない状況にあるか否かを決定しなければならない（第34条第2項）。②共和国大統領の選出をするとき。この場合には、議会の閉会中は、共和国大統領を選挙するための議会が臨時に招集される（第32条第5項）。③戒厳に関する法律を施行するとき。この場合には、議会は、議会期が満了し、又は解散されているときであっても、招集される（第48条第2項）。④政府の信任の決議案について議決するとき。この場合においては、閉会中に政府が組織されたときは、議会は、信任の決議案について議決するために15日以内に招集される（第84条第1項）。

議会は、議会の本会議によって決され、議長のコマにより官報に公示される議事規則によって、その自由かつ民主的な運営の方法について定め、議会議員の中から、議長その他の役員を選挙する（第65条第1項及び第2項）。行政に対する議会の財務上の独立性を確保するため、議会には、独自の予算が設けられている（第72条第1項）。議長は、非行を行った議会議員に対して懲戒措置をとることができる（第65条第4項）。

議会の立法活動は、原則として本会議において行われる（第70条第1項）が、議会の閉会中は、本会議の所管に属する法令を除き、部会¹⁰によって行われる（第71条）。また、議会は、議事規則の定めるところにより、各常会の始めに、政府提出法案及び議員提出法案を審査及び修正するための、議員によって構成される常任委員会を設置する（第68条第1項）。常任委員会には、省庁に応じた所管が割り振られ（第70条第3項）、議事規則で定められている立法活動については、常任委員会によっても行うことができる（同条第2項）。議会の委員会及び部会は、政党、会派及び無所属の議会議員の議席数に比例して構成される（第68条第3項）。議会にはこのほかに、議会の立法活動を補佐するための専門調査部局（第65条第5項）も設置されている。同局は、①同局の専門的出版物の監督等を行う議会専門評議会、②政府提出法案又は議員提出法案の専門的審査等を行うほか、議会に関する調査研究等を担当する第一専門研究部、③政府提出法案又は議員提出法案の専門的審査等を行うほか、欧州連合に関する事務を扱う第二専門研究部並びに④議会事務局の特定の部局の研究活動の記録及びギリシャ議会の歴史に関する調査研究等を行う専門監督部から構成されている¹¹。

議会は、議事堂において公開で会議を行う。ただし、政府又は15人以上の議会議員による要求があり、秘密会で過半数の議会議員がこれに賛成した場合には、秘密会で審議することができ、議会は、その後において、同一案件に関する審議を公開の会議で再度行うかどうかを決定する（第66条第1項）。議会は、出席議員の過半数によらなければ議決することができず、当該過半数は、総議員の4分の1を下回ってはならない。表決数が可否同数の場合には、再度表決を行い、再度可否同数となったときは、その提案は否決される（第67条）。大臣及び政務次官は、議会の会議に自由に出席し、発言をすることが

¹⁰ 「部会」は、議会の閉会中に、その立法活動（ただし、本会議の管轄に属する法令を除く）を行う議会の編成を意味する（第71条を参照）。

¹¹ ギリシャ議会のウェブページ “Επιστημονική Υπηρεσία.”

〈<http://www.hellenicparliament.gr/Dioikitiki-Organosi/Ypiresies/Epistimoniki-Ypiresia/>〉

できる。議会及び議会の委員会は、審議中の事項を所管する大臣又は政務次官の出席を要求することができる（第 66 条第 2 項及び第 3 項）。

(c) 立法手続

通常の立法手続は、3つの段階から成り立っている。第 1 は法案の提出、第 2 は法案の審査及び修正並びに議会（又はその部会）における審議及び表決、第 3 は共和国大統領による法律の審署及び公布である。

法案を提出する権利は、議会及び政府に属する（第 73 条第 1 項）。議会議員が提出する法案は「議員提出法案」と呼ばれ、政府が提出する法案は「政府提出法案」と呼ばれる。法案には、次の文書が添付されなければならない。①提出者の署名が付された立法理由書（第 74 条第 1 項）、②財政負担をもたらす法案の場合には、支出額を明らかにした会計局の報告書（第 75 条第 1 項）、③支出又は収入の減少をもたらす政府提出法案の場合には、その補填方法についての、所管大臣及び財務大臣が署名した特別の報告書（同条第 3 項）、④年金に関する法案の場合には、会計検査院の意見書（第 73 条第 2 項）、及び⑤議会の専門調査部に付託した場合にはその報告書（第 74 条第 1 項）。

議会に提出された法案は、常任委員会に送付され、常任委員会は報告書を作成し、議会にこれを提出する（第 74 条第 2 項、議事規則第 89 条第 1 項）。常任委員会は、法案の審査及び修正を行うが、第 72 条第 1 項の規定により本会議のみが審議及び表決を行うことができる（同条第 2 項）。同項に規定する法案とは、具体的には、議事規則、東方正教会、信教の自由、国境、国際機関への権限委譲、政党助成、議員定数、議会選挙等に関する法案、人権の行使及び保護に関する憲法規定の施行に関する法案、特別多数を必要とする事項（政治犯罪に対する特赦等）に関する法案等である。

常任委員会において法案の審議及び表決が行われなかった場合には、本会議において、その趣旨、各条及び全体につき、各 1 回の審議及び表決が行われる（第 76 条第 1 項）。常任委員会において審議及び表決が行われ、本会議に上程された法案の場合には、1 回の本会議でその趣旨、各条及び全体につき一括して審議し、表決する（第 72 条第 4 項）。この場合においては、全体としての表決は、延期することができない（第 76 条第 3 項）。なお、委員会において 5 分の 4 以上の多数で可決された法案の本会議における審議及び表決の方法は議事規則に委ねられているが（第 72 条第 4 項）、これを受けた議事規則第 108 条第 6 項では、この場合には本会議の審議は行わないこととされている。

可決された法案が法律となるためには、その審署及び公布が必要となる。議長は、全体として可決された法案の全文が記載されている、認証済みの議事録の該当する部分を所管大臣に送付する（議事規則第 104 条第 7 項）。所管大臣はこれを共和国大統領に提出し、共和国大統領は、議会によって可決された法案を、可決の日から 1 か月以内に審署し、公布する（第 42 条第 1 項）。公布は、官報への公示による。

(iii) 国民投票

ギリシャ憲法には、2 種類の国民投票についての規定が置かれている。

第 1 は、立法に関するものであり、立法権を拘束する。この場合の国民投票の対象と

なるのは、社会的重要事項を規律する、議会在可決した政府提出法案である（ただし、財政に関する法案を除く）。国民投票の手続は、総議員の5分の2以上による提案に基づいて開始され、総議員の5分の3以上の多数による議決が必要となる（第44条第2項）。提案を可決する議会の決議は、議長のコマにより、1か月以内に官報に公示される（議事規則第116条第7項、第115条第6項）。国民投票は、その実施に関する大統領令が公示された時から30日以内に実施される（2011年法第4023号第12条第1項）。国民投票で承認されるためには、選挙人名簿に登録をしている者の5割以上が投票に参加し（同法第16条4項）、有効票の過半数による支持を得ることが必要である（同条第1項）。同一の議会期において提出することができる政府提出法案に関する国民投票の提案は2までであり、政府提出法案が承認された場合には、共和国大統領は、国民投票が行われた日から1か月以内に当該法案を審署し、公布しなければならない（第44条第2項）。特定の法案が、「社会的重要事項を規律する」ものであるか否かの判断は、国民投票の提案について表決する際に議会が行うものであり、裁判所による審査の対象とならない¹²。なお、立法に関する国民投票の大統領令は、議長によって副署されなければならない（第35条第3項）。

第2は、諮問的な国民投票である。この場合の国民投票の対象となるのは、国の重大事項である。国民投票の手続は、内閣による提案に基づいて開始され、この提案は、議会の総議員の過半数の賛成で可決されなければならない（第44条第2項）。提案を可決する議会の決議は、議長のコマにより、1か月以内に官報に公示される（議事規則第115条第6項）。国民投票は、大統領令が公示された時から30日以内に実施される（2011年法第4023号第12条第1項）。選挙人名簿に登録をしている者の4割以上が投票に参加し（同法第16条3項）、有効票の過半数による支持を得ることが必要である（同条第1項）。特定の国家的事項が、「重大」なものであるか否かの判断は、国民投票の提案について表決する際に議会が行うものであり、裁判所による審査の対象とならない¹³。この場合の国民投票の結果は、諮問的なものであるため、拘束力を有さず、政府は、その結果を遵守しなかった場合には、政治的責任を負うにすぎない¹⁴。2011年11月、ゲオルギオス・アンドレアス・パパンドレウ首相は、ギリシャ発の欧州経済危機をめぐって、包括対策の是非を問うため、諮問的な国民投票の実施を表明したが、ユーロ圏から批判を浴びたほか、政権内からも反対論が噴出したため、その後投票を回避する方向で最大野党と調整に入り、最終的には国民投票の実施を断念した¹⁵。

現行憲法下において、国民投票が行われたことは、いまだにない。

(iv) 共和国大統領による立法行為

憲法の定める第2の立法機関である共和国大統領による主な立法行為としては、①立

¹² Παντελής, *op.cit.* (7), p.423.

¹³ *ibid.*, p.426.

¹⁴ Βενιζέλος, *op.cit.* (1), p.362.

¹⁵ ギリシャの週刊紙 *Αυγή* の電子版（2011年3月23日付け）に掲載された記事を参照。“Δημοψήφισμα για την έξοδο της Ελλάδας από το ευρώ θέλει η Bild.” 〈<http://www.protothema.gr/world/article/?aid=156665>〉

法委任による一般規制命令と②立法的な内容の命令とがある。

(a) 立法委任による一般規制命令

立法委任には、①通常の立法委任と②枠組みを定める法律による立法委任とがある。

通常の立法委任の場合には、共和国大統領は、所管大臣の提案に基づき、特別の立法委任により、その範囲内において一般規制命令を発することができる。他の行政機関が行政立法を発するための授権は、より個別的な事項又は地域的な利害に関する事項、技術的事項又は細部事項について規律するために行うことができる。(第 43 条第 2 項)

また、枠組みを定める法律による立法委任の場合には、共和国大統領は、議会の本会議で可決された法律による委任を受け、当該法律で大きな枠組みが定められている事項を規制するための一般規制命令を発することができる。これらの法律においては、規制に当たってよべき基本原則及び方針が示されるとともに、委任の履行期限が設定される。(第 43 条第 4 項)

議会の本会議の所管とされる事項(第 72 条第 1 項)は、通常の立法委任の対象となるが、枠組みを定める法律による立法委任の対象とすることができない(第 43 条第 5 項)。

(b) 立法的な内容の命令

共和国大統領は、非常に切迫した予見できない例外的な事態においては、内閣の提案に基づき、立法的な内容の命令を発することができ、当該命令は、その発令の日から 40 日以内又は議会が招集された日から 40 日以内に、承認を受けるために議会に提出されなければならない。当該期限内に議会に提出されず、又は提出の日から 3 か月以内に議会の承認が得られなかったときは、以後その効力を失う。(第 44 条第 1 項)

立法権は、議会に属することが推定されるため、共和国大統領による立法的な内容の命令の発令は、非常に切迫した予見できない例外的な事態の場合に限り許される。この条件が満たされているか否かは、議会が、承認をする際に確認するものであり、内閣の判例によると、裁判所は、当該条件が満たされているか否かを審査する権限を有しない¹⁶。なお、同判例によると、議会の本会議の所管に属する事項については、立法的な内容の命令を行うことができない。

(v) 憲法の解釈規定について

現行の憲法には、第 4 条、第 5 条、第 22 条、第 24 条、第 28 条、第 32 条、第 37 条、第 38 条、第 41 条、第 80 条、第 88 条及び第 106 条のそれぞれの条文の後に、合計 12 の解釈規定が置かれている。これらの解釈規定は、憲法の他の規定と同様の形式的効力を有する。ギリシャ憲法の過去の歴史を見ると、憲法の諸規定への解釈規定の追加は、憲法制定権を間接的な形で行使する一つの方法とされてきた¹⁷。これらの解釈規定については、憲法の条文を煩雑にするものであるため、憲法の規定の明確性を保つという観点から不要なものであり、場合に応じてこれを削除し、規定の本文に組み入れ、又は新たな条文として再編する必要があるとの指摘もなされている¹⁸。

¹⁶ 内閣大法廷判決 1989 年第 3636 号, ToΣ, 1990, p.254, 内閣大法廷判決 2003 年第 1250 号, ΔιΔικ, 2004, p.103.

¹⁷ Παντελής, *op.cit.* (7), p.406.

(3) 行政

(i) 政府について

政府は、首相及び大臣から成る内閣によって構成される（第 81 条第 1 項）。各大臣は、法律で定める権限を行使する。無任所大臣は、首相が命令で付与した権限を行使し、政務次官は、首相及び所管大臣が共同の命令で付与した権限を行使する（第 83 条）。首相の発する命令により、1 又は 2 以上の大臣を、副首相に任命することができる（第 81 条第 1 項）。副首相が存在しない場合において、必要が生じたときは、首相は、大臣のうちの 1 人をその臨時の職務代行者に任命する（同条第 5 項）。

政府は、憲法及び法律の定めるところに従い、国の全体的な政策を定め、指揮する（第 82 条第 1 項）。そのため、法律の提案権は、議会のほかに、政府にも帰属する（第 73 条第 1 項）。

首相は、共和国大統領によって任命されるが、共和国大統領は、首相を罷免することはできない。共和国大統領による政府の他の構成員及び政務次官の任免は、首相の推薦に基づく（第 37 条第 1 項）。また、首相は、法律の枠組みにおいて政府の政策を実現するために、政府の統一性を確保し、政府及び公務全般の活動を指揮する（第 82 条第 2 項）。

議会議員となるための資格要件を満たさない者は、政府の構成員又は政務次官となることができない（第 81 条第 2 項）。政府の構成員、政務次官及び議会議長の一切の職業活動は、その職務を行使する間、停止される。また、大臣及び政務次官の職とそれ以外の活動との兼職禁止については、法律で定めることができる（同条第 3 項及び第 4 項）。

(ii) 議会による信任及び不信任

内閣の構成員及び政務次官は、政府の全体的な政策について連帯責任を負う（第 85 条）。

政府は、議会の信任を得なければならず、首相が就任の宣誓をした日から 15 日以内に、議会に信任投票を求めなければならない。また、その後も、いつでもこれを求めることができる（第 84 条第 1 項）。議会は、その決議により、政府又はその構成員に対する信任を撤回することができる。不信任の決議案は、議会が不信任の決議案を否決した日から 6 か月を経過しなければ、提出することができない。不信任の決議案は、議会議員の 6 分の 1 以上が署名し、かつ、審議の対象となる事項を明記するものでなければならない。総議員の過半数が署名したときは、例外として、6 か月を経過する前であっても不信任の決議案を提出することができる（同条第 2 項及び第 3 項）。

信任又は不信任の決議案についての審議は、決議案が提出された日から 2 日後に開始され、その開始日から 3 日を超えてはならない。ただし、不信任の決議案の場合において、政府が直ちに審議を開始するよう要求したときは、この限りでない。信任又は不信任の決議案についての表決は、審議が終了した後直ちに行われる。ただし、政府が要求したときは、これを 48 時間延期することができる。（第 84 条第 4 項及び第 5 項）信任の決議案は、議会の出席議員の過半数で、かつ、総議員の 5 分の 2 以上の賛成がなければ、可決する

¹⁸ 例えば、ギリシャの日刊紙 Καθημερινή の電子版（2006 年 12 月 29 日付け）に掲載された、ニコス・ゲオルギアディス議会議員（当時）の記事を参照。“Για ένα Σύνταγμα δίχως ερμηνευτικές δηλώσεις.”
(http://news.kathimerini.gr/4dcgi/_w_articles_columns_2_29/12/2006_210451)

ことができない。不信任の決議案は、議会の総議員の過半数の賛成があった場合に限り、可決される（同条第6項）。議会が政府に対する信任を撤回した（不信任の決議案が採決された）場合には、共和国大統領は、政府の任務を解く（第38条第1項）。

(iii) 大臣の責任

大臣であることを要件とする犯罪を設けることは、禁止されている。大臣がその職務の遂行中に行った犯罪については、議会のみが訴追をすることができ（第86条第1項）、訴追、取調べ、予備的な取調べ又は予備的な調査は、議会の事前の決議がなければ、行うことができない（同条第2項）。関連する事件を第1審かつ終審として裁判する権限を有するのは、内閣の6人の構成員及び最高民事・刑事裁判所の7人の構成員によって事件ごとに構成される特別裁判所である（同条第4項）。議会は、いつでも、訴追の決議を取り消し、又は訴追、予備的な手続若しくは本手続を中止することができる（同条第3項）。さらに、共和国大統領は、議会の同意を得た場合に限り、同条の規定により有罪を宣告された大臣に恩赦を与えることができる（第47条第2項）。

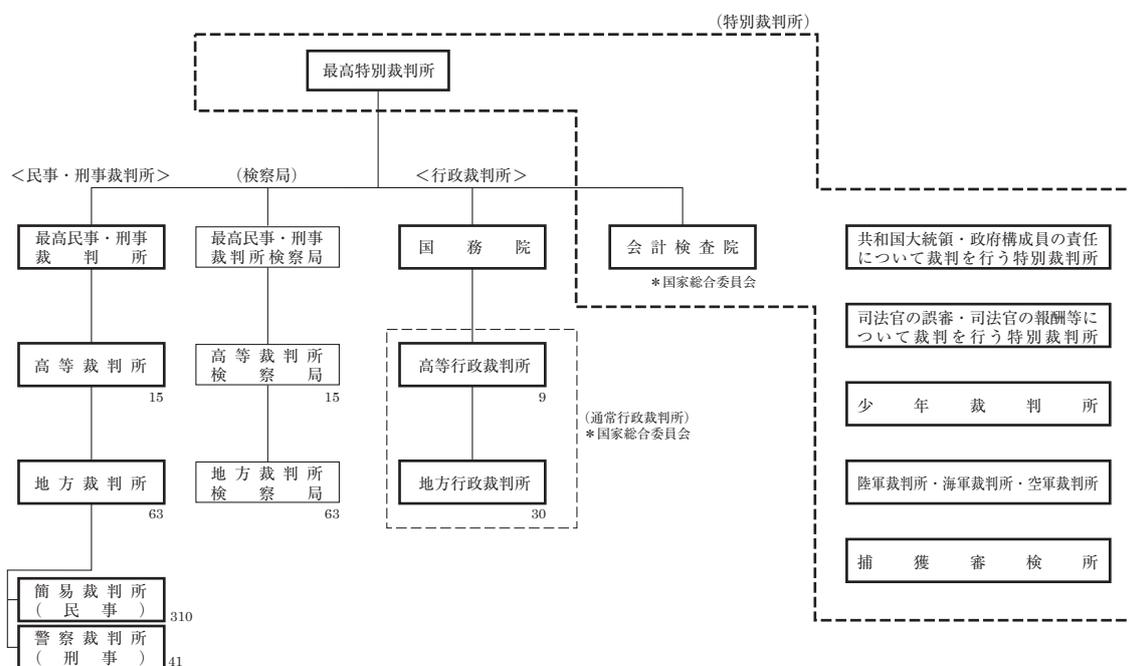
(4) 司法

(i) 裁判所の種類及び機能

ギリシャの裁判所は、次の4種類に分類することができる（図3参照）。

第1は、通常裁判所である。通常裁判所は、憲法が特別裁判所の管轄とするものを除く全ての紛争及び罪を裁く管轄を有する¹⁹。通常裁判所は、更に民事・刑事裁判所と行政

図3 ギリシャの主な司法関係組織図



(出典) 筆者作成

¹⁹ Παντελής, *op.cit.* (7), p.386.

裁判所に分かれる。第2は、特別裁判所である。憲法は、①最高特別裁判所（第100条）、②会計検査院（第98条）、③共和国大統領及び政府構成員の責任について判断する特別裁判所（第86条）、④司法官²⁰に対する誤審の訴え及びその報酬に関する訴えを審理する裁判所（第99条、第88条第2項）、⑤少年裁判所（第96条第3項）、⑥陸軍裁判所、海軍裁判所及び空軍裁判所（第96条第4項第1号）並びに⑦戦争に基づく権利として海軍によってなされた船舶又はその積荷の押収を管轄する捕獲審検所（同項第2号）の、7つの特別裁判所について規定しており、これらは、特定の事件のみを審理する管轄を有する。立法者は、憲法に定められているもの以外の特別裁判所を設置することができない²¹。第3は、例外裁判所である。例外裁判所は、特定の者又は事件を対象として審理を行うために事後的に設置されるものであり、現行のギリシャ憲法では禁止されている（第8条第2段落）が、ギリシャの過去の歴史において例外裁判所が設置された例は存在する。最後に、非常裁判所である。非常裁判所は、戒厳に関する法律が適用された場合に設置することができる（第48条第1項）。

ギリシャ憲法は、最高民事・刑事裁判所、国務院及び会計検査院の3つの「最高裁判所」についての規定を置いている。以下、これらの裁判所及びその上位に位置する最高特別裁判所の構成及び機能を概観したい。

最高民事・刑事裁判所は、民事事件及び刑事事件における第3審（最終審）裁判所であり、私法（債権法、商法、相続法、物権法、労働法等）に係る紛争を管轄する6つの民事小法廷、刑事事件を管轄する3つの刑事小法廷及び大法廷から成る。最高民事・刑事裁判所は法律審であるため、事実問題を扱わない。下級裁判所の判決に対して上告がなされた場合、最高民事・刑事裁判所は、法令の解釈及び適用について判断を下し、下級裁判所は、同種の事案においてはその判断に従う。最高民事・刑事裁判所は、2012年11月25日現在、長官1人、副長官10人及び判事61人から構成されている²²。また、民事事件及び刑事事件を管轄する下級裁判所としては、15の高等裁判所及び63の地方裁判所があり、さらに、民事事件については310の簡易裁判所、刑事事件については41の警察裁判所が存在する²³。

国務院の管轄に属するのは、とりわけ、①行政機関の執行可能な行為について、権限の逸脱又は法律違反を理由として提起された取消訴訟、②法律の定めるところにより、通常

²⁰ 「司法官」の概念は、「正規の裁判官」の概念よりも広く、司法を執行する正規の裁判官のほかに、司法を執行しないものの、その執行を補助する検察官、通常行政裁判所及び会計検査院の国家総合委員会の構成員並びに国務院の調査官を含む。

²¹ Παντελής, *op.cit.* (7), p.387.

²² 最高民事・刑事裁判所のウェブページ “Σύνθεση Αρείου Πάγου.”

<<http://www.areiospagos.gr/>>

²³ ギリシャ法務省のウェブページ “Οργανόγραμμα δικαστηρίων στην Ελλάδα.”

<<http://www.ministryofjustice.gr/site/el/%CE%9F%CE%A1%CE%93%CE%91%CE%9D%CE%A9%CE%A3%CE%97br%CE%94%CE%99%CE%9A%CE%91%CE%99%CE%9F%CE%A3%CE%A5%CE%9D%CE%97%CE%A3/%CE%9F%CF%81%CE%B3%CE%B1%CE%BD%CF%8C%CE%B3%CF%81%CE%B1%CE%BC%CE%BC%CE%B1%CE%94%CE%B9%CE%BA%CE%B1%CF%83%CF%84%CE%B7%CF%81%CE%AF%CF%89%CE%BD%CF%83%CF%84%CE%B7%CE%BD%CE%95%CE%BB%CE%BB%CE%AC%CE%B4%CE%B1.aspx>>

行政裁判所（行政事件を管轄する下級裁判所）の確定判決を破棄することを求める上告の申立て、③憲法及び法律の定めるところにより、その管轄に属する行政紛争の事実審の審理、及び④規制的な性質を有する全ての命令の審査、である（第95条第1項）。国務院は、大法廷及び6つの小法廷から成り、2012年11月25日現在、長官1人、副長官9人、評定官51人、評定官補56人、調査官40人及び調査官補6人から構成されている²⁴。また、行政事件を管轄する下級裁判所としては、9つの高等行政裁判所及び30の地方行政裁判所が存在する²⁵。さらに、これらの通常行政裁判所には、独立司法機関として、国家総合委員会が設置されており、行政裁判所の裁判官の異動及び昇格並びに裁判所の管理等に関する事務を担当する。通常行政裁判所の国家総合委員会は、国家総合委員長、国家委員及び国家副委員から構成される。

会計検査院の管轄に属するのは、とりわけ①国及び地方自治体又は法律の特別の規定でその旨を定めたその他の法人の支出を検査すること、②経済的価値の高い契約であって、国又は法律の定めるところによりこの点において国と同視される法人が契約の当事者であるものを検査すること、③会計担当官及び地方自治体又は①の検査を受けるその他の法人の収支計算書を検査すること、④第73条第2項の規定により年金又は年金の受給権を付与する勤続年数の認定に関する政府提出法案について意見を述べること及び法律が定めるその他のあらゆる事項について意見を述べること、⑤第79条第7項の規定により国の決算及び貸借対照表に関する報告書を作成し、議会に提出すること、⑥年金の給付及び③の収支計算書の検査に関する紛争を裁判すること、並びに⑦国の非軍事又は軍事部門の公務員及び地方自治体その他の公法人の職員の故意又は過失により、国、地方自治体その他の公法人に損害が生じた場合において、これらの者の責任に関する事件を裁判すること、である（第98条第1項）。また、会計検査院には、独立司法機関として、国家総合委員会が設置されており、適法な行政活動の確保及び汚職の防止等に関する事務を担当する。会計検査院の国家総合委員会は、国家総合委員長、国家委員、国家副委員及び調査官から構成される。会計検査院は、2012年11月25日現在、長官1人、国家総合委員長1人、副長官8人、国家委員1人、評定官29人、国家副委員3人、評定官補42人、調査官45人及び調査官補1人から構成されている²⁶。

国務院、最高民事・刑事裁判所又は会計検査院の小法廷が、議会制定法の規定が違憲であるものと判断したときは、大法廷又は後述の最高特別裁判所が過去に当該規定の違憲性についての判断をしている場合を除き、事件は義務的に大法廷に回付され、大法廷は、当

²⁴ 国務院のウェブページ “Εν ενεργεία δικαστικοί λειτουργοί.”

〈<http://www.ste.gr/portal/page/portal/StE/Dikastes>〉

²⁵ ギリシャ法務省のウェブページ “Οργανόγραμμα δικαστηρίων στην Ελλάδα.”

〈<http://www.ministryofjustice.gr/site/el/%CE%9F%CE%A1%CE%93%CE%91%CE%9D%CE%A9%CE%A3%CE%97br%CE%94%CE%99%CE%9A%CE%91%CE%99%CE%9F%CE%A3%CE%A5%CE%9D%CE%97%CE%A3/%CE%9F%CF%81%CE%B3%CE%B1%CE%BD%CF%8C%CE%B3%CF%81%CE%B1%CE%BC%CE%BC%CE%B1%CE%94%CE%B9%CE%BA%CE%B1%CF%83%CF%84%CE%B7%CF%81%CE%AF%CF%89%CE%BD%CF%83%CF%84%CE%B7%CE%BD%CE%95%CE%BB%CE%BB%CE%AC%CE%B4%CE%B1.aspx>〉

²⁶ 会計検査院のウェブページ “Δικαστικοί λειτουργοί.”

〈http://www.elsyn.gr/elsyn/files/epet_dik.pdf〉

れ（第 87 条第 1 項）、司法権を行使する（第 26 条第 3 項）。

権力分立は、とりわけ司法権については厳格に行われているが、例外もある。

まず、裁判所は、行政機関よりも独立性の保障が強いため²⁹、憲法又は法律の定めるところにより、通常であれば行政機関が行使する、司法権以外の権限を委託される場合がある（第 94 条第 2 項及び第 4 項第 1 文）。これらの権限には、裁判所の判決を行政に遵守させるための措置をとることも含まれ（同項第 2 文）、行政による遵守を確保するために必要な措置は、法律で定められる（第 95 条第 5 項）。行政は、裁判所の判決を遵守する義務を負い、この義務に違反した場合には、全ての所轄庁は、法律の定めるところにより、責任を負う（同項）。

次に、司法権が司法機関によって行使されるという原則の例外も存在する。具体的には、① a 大臣等及び共和国大統領に対する刑事訴追は議会によって行われ（第 86 条第 1 項及び第 49 条第 2 項）、b 議会議員の職務の遂行中になされた中傷的な名誉毀損についての訴追には議会の許可が必要であり（第 61 条第 2 項第 1 文）、c 議会期における議会議員に対する訴追には、議会の許可が必要となる（第 62 条）。また、②法律により、罰金刑が科される警察犯の裁判を、警察の職務を遂行する当局に行わせ、農地に関する軽罪及び農地から生じる私的紛争の裁判を、農地安全機関に行わせることができる（第 96 条第 2 項）。さらに、③共和国大統領が、裁判所が科した刑を恩赦、変更若しくは軽減し、言い渡され、かつ、執行された刑の全ての法的効果を失わせる権能を有する（第 47 条第 1 項）ことも、司法機関による司法権の行使の例外であるとする見解がある³⁰。

最後に、正規の裁判官ではない者が裁判所の構成員として参加する 5 つの場合が存在する。第 1 に、重罪及び政治犯罪は、正規の裁判官及び陪審員から成る混成陪審裁判所によって裁判される（第 97 条第 1 項）。第 2 に、最高特別裁判所が、裁判所と行政機関の間、国務院と通常行政裁判所若しくは民事・刑事裁判所の間又は会計検査院とその他の裁判所の間、の権限に関する争いを解決するときや、議会制定法の内容の違憲性又はその規定の意味について、国務院、最高民事・刑事裁判所又は会計検査院の相反する判決が言い渡された場合において、これらの議論を解決するときは、同裁判所には、くじで選定する、ギリシャの大学の法学部において法律科目を担当している正教授 2 人も裁判所の構成員として参加する（第 100 条第 2 項）。第 3 に、司法官に対する誤審の訴訟を審理する特別裁判所には、ギリシャの大学の法学部の法律科目を担当している正教授 2 人及び弁護士 2 人の最高懲戒審査会の構成員である弁護士 2 人も構成員として参加する（第 99 条第 1 項）。なお、この特別裁判所は、司法官のあらゆる種類の報酬及び年金に関する紛争も審理する（第 88 条第 2 項）。第 4 に、陸軍裁判所、海軍裁判所及び空軍裁判所（第 96 条第 4 項第 1 号）の第 1 審には、軍隊の将校も参加する。最後に、捕獲審検所（同項第 2 号）の構成員の多数は、正規の裁判官ではない、行政府に属する者である。

(iii) 司法官

「国の意思の執行者」である公務員（第 103 条第 1 項）とは異なり、裁判官は、職務上

²⁹ Παντελής, *op.cit.* (7), p.385.

³⁰ *ibid.*, p.386.

及び身分上の独立を享受し、その職務の遂行に当たっては、憲法及び法律にのみ拘束され、いかなる場合においても、憲法に違反して制定された規定を遵守する義務を負わない（第 87 条第 1 項及び第 2 項）。この規定は、全てのギリシャ国民に認められる、暴力による憲法の廃止を企てるいかなる者に対しても、あらゆる手段によって抵抗する権利である抵抗権（第 120 条第 4 項）の延長である³¹。

司法官は、その資格要件及び選定手続について定める法律に従い、大統領令によって任命される（第 88 条第 1 項）。3 年までの養成及び試用の期間を経た後、司法官は終身の正規の司法官として任命される（同項及び同条第 3 項）。上記の養成及び試用の期間においては、司法官は、法律の定めるところにより、正規の裁判官の職務も遂行することができる（同条第 3 項）。

権力分立（第 26 条）の結果として、司法権は立法権から独立している。

正規の裁判官の監査は、上級の裁判官並びに最高民事・刑事裁判所の検事及び副検事等によって行われる（第 87 条第 3 項）。

官職が存する限り終身である公務員（第 103 条第 4 項）とは異なり、司法官はその官職が廃止されたという想定外の場合にも終身である（第 88 条第 1 項）。司法官は、刑事事件について有罪の判決を受けたこと又は重大な規律違反、疾病、障害若しくは職務不適格を理由としてのみ、裁判の公開及び判決の理由付けについての規定を遵守した裁判所の判決により罷免される（同条第 4 項）。司法官の昇任、配置、配置換、派遣及び他の部門への転任は、最高司法評議会の決定に基づき、大統領令によって実施され（第 90 条第 1 項）、これらの決定については、国务院に訴えることができない（同条第 6 項）。

司法官の報酬は、その職に応じたものでなければならない（第 88 条第 2 項）。また、司法官は、高等教育機関の教員等になることができる（第 89 条第 2 項）。

3 安全保障

武器を取ることができる全てのギリシャ人は、法律の定めるところにより、祖国であるギリシャの防衛に従事する義務を負う（第 4 条第 6 項）。武器を持つことを伴う兵役又は兵役全般に対し、立証された誠実な異議を有する者が、軍隊の内部又は外部で他の任務に義務的に従事すること（代替任務）については、同条の解釈規定に基づき、法律により定められている。

国軍の最高司令官は共和国大統領である一方、国軍の指揮は政府が行う（第 45 条）。

ギリシャの国境は、議会の総議員の過半数で可決された法律によらなければ、変更を加えることができない（第 27 条第 1 項）。議会の総議員の過半数で可決された法律によらなければ、ギリシャ領土に他国の軍隊を受け入れ、又は他国の軍隊がギリシャ領土に駐在し、若しくはこれを通過することができない（同条第 2 項）。2011 年 3 月に開始された、多国籍軍によるリビア攻撃の際、ベルギー、ノルウェー、カタール及びアラブ首長国連邦

³¹ A. Ράϊκος, *Γενική πολιτειολογία & συνταγματικό δίκαιο*, τόμος II, Αθήνα : Εκδόσεις Νομική Βιβλιοθήκη, 2012, p.286. ; Βενιζέλος, *op.cit.* (1), p.378. ; Παντελής, *op.cit.* (7), p.394.

等の軍隊がギリシャの空域を通過し、基地を使用したことが、同月、憲法の定める法律が可決されておらず、当該通過及び使用が憲法違反である旨が野党によって指摘された³²。

戦争の宣言及び講和条約の締結は、大統領の権限に属するが、大統領は、国の利益及び安全が許す限り、必要な説明とともにこれらを議会に通知する（第 36 条第 1 項）。

戦争、国外からの危険による動員時又は国の安全に対する切迫した脅威がある場合、及び民主主義体制の転覆を目的とする武装活動が発生した場合には、議会は、政府の提案に基づく決議により、領土の全部又は一部において、戒厳に関する法律を適用し、非常裁判所を設置し、基本的権利に関する規定の全部又は一部の効力を停止させる（第 48 条第 1 項）。この決議は総議員の 5 分の 3 以上の多数によるものでなければならない（同条第 6 項）。

Ⅲ 憲法改正手続

1 憲法改正の限界

ギリシャ憲法の条文は、原則として、改正することができる。ただし、例外として、①議会共和制としての政体の基礎及び形態を定める規定、並びに②人間の価値の尊重（第 2 条第 1 項）、法の前の平等（第 4 条第 1 項）、ギリシャ国民に限り公職に就くことができるとする規定（同条第 4 項）、貴族の称号及び栄典の禁止（同条第 7 項）、人格を自由に発展する権利（第 5 条第 1 項）、人身の自由（同条第 3 項）、信教の自由（第 13 条第 1 項）及び権力分立（第 26 条）についての規定は、改正することができない。（第 110 条第 1 項）

第 110 条第 1 項に明記されている規定については、改正をすることができないものの、その本質に変更を加えない限りにおいて、文言に変更を加えることは可能であると解されている³³。また、「議会共和制としての政体の基礎及び形態を定める規定」にどの規定が含まれるのかは解釈の問題であり、憲法改正の限界を定めるものであるため、その解釈は狭いものでなければならないとされている³⁴。

ギリシャ憲法は、その改正手続について定める第 110 条の規定自体の改正を明示的に禁じてはいない。しかし、改正することができない憲法の規定について定めるこの条文の規定を廃止し、又は制限することが可能であると認めた場合には、現行の憲法では改正不可能である規定を改正するみちを開く結果となる。そのため、同条の規定を改正することはできないと解されている³⁵。また、硬性憲法としての性質を失う結果となるため、憲法改正に必要な、通常の立法手続よりも困難な手続を一定程度以上簡略化することも、許されないとされている³⁶。

³² ギリシャの週刊紙 *Αυγή* の電子版（2011 年 3 月 23 日付け）に掲載された記事を参照。“Αντισυνταγματική η στρατιωτική συμπλοκή της Ελλάδος.” (<http://www.avgi.gr/ArticleActions/show.action?articleID=606603>)

³³ Παντελής, *op.cit.* (7), p.407.

³⁴ *ibid.*

³⁵ Παντελής, *op.cit.* (7), p.408. ; Βενιζέλος, *op.cit.* (1), p.87.

³⁶ *ibid.*

2 憲法改正手続

ギリシャ憲法の定める憲法改正手続は、①憲法改正の必要性の確認及び②憲法改正の実施、の2段階に分けて行われる。

第1段階では、まず、憲法改正の必要性につき、50人以上の議会議員による提案がなされる。この提案は、改正を必要とする規定を特定するものであり、理由書が添付される（第110条第2項、議事規則第119条第1項）。提案されている改正の必要性は、総議員の5分の3以上の多数で、1か月以上の間隔を置いて2回可決した決議によって確認される（第110条第2項）。2回目の決議は、1回目の決議において可決された規定についてのものであり、双方の決議において可決された規定が、改正の対象となる。

第2段階では、上記に従い改正の決議をした議会の次の議会が、その最初の会期中に、その総議員の過半数の賛成で、改正規定について決定する。憲法の改正案が総議員の過半数の賛成を得たものの、上述した5分の3以上の多数を得ていない場合には、新議会は、その最初の会期中に、その総議員の5分の3以上の多数による決議によって改正規定について決定することができる（第110条第4項）。可決された憲法の規定の改正案は、議会が可決した日から10日以内に官報に公示され、議会の特別の決議により効力を生じる（同条第5項）。なお、前回の改正から5年を経過しなければ、新たに憲法の改正をすることができない（同条第6項）。

IV 結語 一最近の憲法的課題

ギリシャ憲法は、キリスト教の東方正教会がギリシャの支配的な宗教である旨を明記している（第3条第1項）。上述したように、この規定は、ギリシャの人口の97パーセント前後がギリシャ正教徒であることを示しているにすぎないと解されているが、同時に、オスマン帝国による統治下のギリシャにおいて、ギリシャ正教会が言語、文化及び民族的独自性の維持のために果たしてきた役割を示すものでもある。

ギリシャ憲法は、信教の自由は侵されない（第13条第1項）と規定しているものの、憲法による信教の自由の保護は、制限的な条件の下で行われている。認容されているのは「全ての既存の宗教」であり、これらの既存の宗教の信仰の儀式の実践は、公の秩序及び善良の風俗に反するものであってはならない（同条第2項）。また、改宗の勧誘は禁止されているが、人口のほとんどがギリシャ正教徒であるギリシャにおいては、この禁止は、主にギリシャ正教以外の宗教の不利益に作用する結果になるものと思われる。ギリシャの諸機関はこの禁止を広く解釈する傾向にあり、このことから、ギリシャ国家に対し、思想・良心及び宗教の自由を保護する欧州人権条約第9条違反が存在するとする数々の欧州人権裁判所の判決が言い渡されてきた（同裁判所の解釈では、宗教の自由には、改宗を促す自由も含まれる）³⁷。

³⁷ Kokkinakis v. Greece, 25 May 1993, Series A no.260-A 等を参照。

ギリシャ憲法は、さらに、ギリシャの中央マケドニア南方に所在するアギオン・オロス地域をギリシャの自治地区として認めている。アギオン・オロスは、アトス半島の20の神聖修道院によって統治され、アギオン・オロスの体制の詳細は、20の神聖修道院が国の代表者の協力の下に起草して可決し、全キリスト教総主教及びギリシャ人の議会が承認したアギオン・オロス憲章によって決定されるとしている。(第105条)アギオン・オロスについては、その土地の収用を禁止するなど、ギリシャ憲法の他の規定の重要な例外が設けられているが、中でも、1406年に敷かれ、今日まで厳格に守られ続けている女人禁制により女性が入山禁止となっていることが、ギリシャ憲法第4条第2項に定める男女平等に違反するものとして注目されてきた。しかし、2003年にEU男女均等指令に従って女人禁制を撤廃するよう要請した欧州議会による試みを含め、この禁止を撤廃するための試みは全て失敗に終わっている。

ギリシャ憲法にはこのほかにも、高等教育は、国の監督の下にあり、国により経済的援助を受ける権利を有する、完全な自治を有する公法人である団体に限りこれを提供することができるとし、私立大学の設立を認めない規定(第16条第5項及び第8条第2段落)など、EU法と相いれないものと思われる規定も存在している。

上記のうち、とりわけ信教の自由をどのような形で保障するかは、欧州連合加盟国としてのギリシャの今後の課題の一つであろう。EU統合の観点からは恐らく、これらの規定をEU法に沿った形で運用するのみならず、規定自体を改正することが望ましいかと思われるが、その半面、ギリシャの長い歴史の中で形成されてきた独自の文化を維持し、欧州域内の文化的多様性を保つことも重要であり、今後の発展を見守る必要があろう。

参考文献

- A. Ράικος, *Γενική πολιτειολογία & συνταγματικό δίκαιο*, τόμοι I, II και III, Αθήνα : Εκδόσεις Νομική Βιβλιοθήκη, 2011-2012.
- E. Βενιζέλος, *Μαθήματα συνταγματικού δικαίου*, αναθεωρημένη έκδοση, Αθήνα : Εκδόσεις Αντ. Ν. Σάκκουλα, 2008.
- A. Παντελής, *Εγχειρίδιο συνταγματικού δικαίου*, Αθήνα : Εκδόσεις Α. Α. Λιβάνη, 2005.
- B. Καρακώστας, *Το σύνταγμα, ερμηνευτικά σχόλια - νομολογία*, Αθήνα : Εκδόσεις Νομική Βιβλιοθήκη, 2006.
- Π. Δαγτόγλου, *Ατομικά δικαιώματα*, 4η ενημερωμένη έκδοση, Αθήνα-Θεσσαλονίκη : Εκδόσεις Σάκκουλα, 2012.
- K. Χρυσόγονος, *Ατομικά και κοινωνικά δικαιώματα*, 3η αναθεωρημένη έκδοση, Αθήνα : Εκδόσεις Νομική Βιβλιοθήκη, 2006.
- N. Αλιβιζάτος, *Εισαγωγή στην ελληνική συνταγματική ιστορία*, τεύχος Α', 1821-1941, Αθήνα : Εκδόσεις Αντ. Ν. Σάκκουλα, 1981.

ギリシャ憲法翻訳の出典と凡例

以下に掲げる翻訳は、Λ. Καρατζά, 4 Κώδικες (ΑΚ, ΚΠολΔ, ΠΚ & ΚΠΔ) συν 36, Αθήνα : Εκδόσεις Νομική Βιβλιοθήκη, 2012. のテキストに基づいている。

なお、脚注は、全て訳者による注である。

ギリシャ憲法

ΣΥΝΤΑΓΜΑ ΤΗΣ ΕΛΛΑΔΑΣ

〔1975年制定、1986年、2001年、2008年改正〕

聖なる、一にして、不可分の三位一体の神の名において

第1編

基本規定

第1章

政体

第1条

1. ギリシャの政体は、大統領をもつ議会共和制である。
2. 政体は、国民主権に基づく。
3. 全ての権力は国民に由来し、国民及び民族のために存在し、憲法の定めるところにより行使される。

第2条

1. 人間の価値の尊重及び保護は、国の第一の義務をなす。
2. ギリシャは、一般に承認された国際法の規範を遵守しつつ、平和及び正義の強化並びに諸国民及び諸国家との間の友好的関係の発展を希求する。

第2章

教会と国の関係

第3条

1. ギリシャの支配的な宗教は、キリスト教の東方正教会である。主イエス・キリストを神とするギリシャ正教会は、コンスタンティノープルのキリスト大教会及びこれと同一教義を保有する他の全てのキリスト教会と固く結ばれており、これらと同様に、聖なる使徒の教会法及び聖なる伝統を厳守する。ギリシャ正教会は、完全自治独立の教会であり、現役の主教から成る聖シノド¹並びにこれに由来し、1850年6月29日付けの総主教教書及び1928年9月4日付けの教会会議決議の規定を遵守しつつ教会憲章の定めるところにより設置される常任聖シノドがこれを運営する。
2. ギリシャの特定の地区に存する教会形態は、前項の規定に反しない。

¹ 教会に関する事項を決定する会議体を意味する。

3. 聖書の原文は、これを不変に維持する。異なる言語にこれを公式に翻訳することは、ギリシャの完全自治独立教会及びコンスタンティノーブルのキリスト大教会の事前の承認を得ない限り、禁止する。

第2編

個人の権利及び社会権

第4条

1. ギリシャ人は、法の前に平等である。
2. ギリシャ人の男性及び女性は、平等の権利及び義務を有する。
3. ギリシャ国民となる者は、法律の定める要件を満たす者である。ギリシャ国籍の剥奪は、任意に他の国籍を取得し、又は他国において国の利益に反する任務を引き受けた場合に限り、法律がより詳細に定める要件及び手続の下で許される。
4. 公職に就くことができる者は、ギリシャ国民に限られる。ただし、特別法で特例を定めた場合は、この限りでない。
5. ギリシャ国民は、その資力に応じて等しく公租公課を負担する。
6. 武器を取ることができる全てのギリシャ人は、法律の定めるところにより、祖国の防衛に従事する義務を負う。
7. 貴族の称号及び栄典は、ギリシャ国民には与えられず、また認められない。

解釈規定

第6項の規定は、武器を持つことを伴う兵役又は兵役全般に対し、立証された誠実な異議を有する者が、軍隊の内部又は外部で他の任務に義務的に従事すること（代替任務）を法律で定めることを妨げない。

第5条

1. 何人も、他者の権利を侵害せず、かつ、この憲法又は善良の風俗に反しない限り、その人格を自由に発展させ、国の社会的、経済的及び政治的生活に参加する権利を有する。
2. ギリシャの領土内にある全ての者は、国籍、人種、言語及び宗教的又は政治的信念の差別なく、生命、名誉及び自由の完全な保護を享受する。例外は、国際法で定めた場合に限り許される。
自由を求める活動が原因で訴追されている外国人を送還することは、禁止する。
3. 人身の自由は、侵されない。何人も、法律で定められ、かつ、これに従って行われる場合を除き、訴追、逮捕、拘禁その他の拘束を受けない。
4. ギリシャ人の国内における移動若しくは居住の自由又はギリシャからの出国及びギリシャへの入国を制限する、個別の行政措置は、禁止する。このような内容の制限措置は、緊急時における例外的な場合であり、かつ、犯罪行為の予防のために限り、法律の定めるところにより、刑事裁判所がその判決により付加刑として科することがで

きる。

5. 何人も、その健康及び遺伝的同一性の保護を受ける権利を有する。生物医学的介入に対する全ての人の保護については、法律の定めるところによる。

解釈規定

第4項の規定は、法律の定めるところにより、刑事訴追を受けた者の出国を検察官が禁止し、又は公衆衛生若しくは病人の健康保護のために必要な措置を講ずることを妨げない。

第5 A 条

1. 何人も、法律の定めるところにより、情報への権利を有する。この権利に対する制限は、制限が絶対的に必要であり、かつ、国の安全、犯罪の取締り又は第三者の権利及び利益の保護のために正当化されるものである場合に限り、法律により、これを課することができる。
2. 何人も、情報社会に参加する権利を有する。電子的に流通する情報へのアクセス並びにその作成、交換及び頒布の助成は、国の義務であり、当該義務の履行においては、第9条、第9 A 条及び第19条に規定する保障が遵守されなければならない。

第6条

1. 何人も、逮捕又は拘禁の時に示される、理由を付した裁判所の令状によらなければ、逮捕又は投獄されない。ただし、現行犯の場合においては、この限りでない。
2. 現行犯又は逮捕令状により逮捕された者は、逮捕の後遅くとも24時間以内（逮捕が予審判事の管轄外で行われた場合にあつては、移送のために絶対的に必要な時間内）に、所轄の予審判事の前に出頭させられなければならない。予審判事は、移送後3日以内に、その者を釈放するか、又は拘禁令状を発ししなければならない。この期間については、被拘禁者の申請があり、又は所轄の司法評議会が直ちにその存在を確認する不可抗力事由がある場合には、2日間延長される。
3. 措置が講じられる前に前項に規定するいずれかの期間を徒過した場合には、被逮捕者を拘禁する看守又は他の文官若しくは武官は、当該被逮捕者を直ちに釈放しなければならない。これに違反する者は、法律の定めるところにより、不法拘禁として処罰され、被害者の受けた一切の損害を回復し、かつ、金銭により、その精神的苦痛への賠償をしなければならない。
4. 拘禁の最長期間は、法律により定められるが、重罪については1年、軽罪については6か月を超えてはならない。特に重大な場合には、これらの最長期間は、所轄の司法評議会の決定により、それぞれ6か月及び3か月延長することができる。

同一の事件の個々の行為に対してこの措置を連続的にとることにより拘禁の最長期間を超過することは、許されない。

第7条

1. 行為前から効力を有する法律がその行為の構成要件を定める場合でなければ、犯罪があるものとし、又は刑を科することができない。行為時に定められていた刑罰より重い刑罰は、いかなる場合であっても科されない。

2. 拷問、あらゆる肉体的虐待、健康への侵害又は精神的な暴力の行使及び人間の尊厳に対するその他の一切の侵害は、これを禁止し、法律の定めるところにより処罰する。
3. 財産の全部を没収することは、禁止する。死刑は、戦時に戦争に関して実行される重罪であって、法律で定めるものを除き、科されない。
4. 不当又は違法に有罪判決を受け、拘禁され、又は他の方法で個人としての自由を奪われた者に対して、裁判所の判決に基づき国が補償をするための要件については、法律で定める。

第8条

何人も、その承諾なくして、法律により定められた裁判官〔訳者注：の裁判を受ける権利〕を奪われない。

司法委員会²及び例外裁判所は、その名称のいかんを問わず、設置してはならない。

第9条

1. 住居は、不可侵である。個人の私生活及び家族生活は、侵されない。住居の搜索は、法律の定める場合に限り行うことができ、常に司法権を代表する者の立会いを必要とする。
2. 前項の規定に違反した者は、住居の不可侵の侵害及び権力の濫用を理由に処罰され、かつ、法律の定めるところにより、被害者に対し完全な賠償を行わなければならない。

第9A条

何人も、法律の定めるところにより、とりわけ電子的な手段によるその個人情報収集、処理及び使用に対する保護を受ける権利を有する。個人情報の保護は、法律の定めるところにより設置かつ運営される独立機関により保障される。

第10条

1. 何人も、個人又は集団で、国の法律を遵守しつつ、公的機関に対し、書面で請願する権利を有する。公的機関は、現行の規定に従い、遅滞なくこれを処理し、法律の定めるところにより、理由を付して請願者に回答しなければならない。
2. 請願を受理した機関が最終的決定を通知した後であり、かつ、その許可がある場合に限り、請願書に含まれる請願者の罰すべき行為について請願者の訴追を行うことができる。
3. 所管の官公署は、情報の提供並びに文書、特に証明書、補助書類及び公証の交付に関する申請に対し、法律の定めるところにより、60日を超えない所定の期間内に回答しなければならない。当該期間を徒過したとき、又は回答を違法に拒絶したときは、他の制裁及び法的帰結に加え、法律の定めるところにより、申請者に対して金銭による特別の賠償が行われる。

第11条

1. ギリシャ人は、平穏に、かつ、武器を持たずに、集会する権利を有する。
2. 警察官は、屋外の公の集会に限り、立ち会うことができる。法律の定めるところに

² 職務上及び人事上の独立を有する正規の裁判官から構成されていない（すなわち「裁判所」ではない）にもかかわらず、司法上の権限を有する委員会のことを意味する。

より、屋外の集会は、公共の安全に対する重大な危険が差し迫っているときは一般に、社会的経済的生活の重大な乱れのおそれがあるときは特定の地域において、警察機関が理由を付した決定により禁止することができる。

第12条

1. ギリシャ人は、法律を遵守する限り、組合及び非営利団体を設立する権利を有する。いかなる場合においても、この権利を、事前の許可に服させることはできない。
2. 団体は、裁判所の判決によらない限り、法律又はその規約の重要な規定に違反したという理由で、解散させることはできない。
3. 前項の規定は、団体の形式をとらない人的組合について準用する。
4. 全ての種類の農業協同組合及び他の協同組合は、法律及びその規約が定める要件に従って自治を行い、その発展のために配慮すべき義務を負う国の保護及び監督を受ける。
5. 共同の利益若しくは公益に係る目的又は農業用地その他の富をもたらす源泉の共同開発の目的を遂行する強制加入の協同組合を設立することは、加入する者の平等な取扱いが保障される限りにおいて、法律により認められる。

第13条

1. 信教の自由は、侵されない。個人の権利及び政治的権利の享受は、各々の信仰によるものではない。
2. 全ての既存の宗教は、認容され、かつ、その信仰の儀式は、法律の保護を受け、妨げられることなく行われる。信仰の儀式の実践は、公の秩序及び善良の風俗に反するものであってはならない。改宗の勧誘は、禁止する。
3. 全ての既存の宗教の聖職者は、国教の聖職者と同じく国の監督に服し、国に対する義務を負う。
4. 何人も、その信仰を理由として、国に対する義務を免れ、又は法律を遵守することを拒むことができない。
5. いかなる宣誓も、法律により定められ、かつ、その形式が法律に規定されている場合を除き、これを課し、又は行わせることはできない。

第14条

1. 何人も、国の法を遵守する限り、口頭、文書又は出版により、自己の思想を公にすることができる。
2. 出版は、自由である。検閲及び他の全ての予防手段は、禁止される。
3. 新聞及び他の印刷物の押収は、発行の前後を問わず、禁止される。
例外的に、検察官の命令により、次の各号に掲げる理由に基づいて発行後に押収することができる。
 - (1) キリスト教及び他の既存の宗教に対する侮辱
 - (2) 共和国大統領に対する侮辱
 - (3) 軍隊の構成、装備及び配置若しくは国の防衛施設についての情報を公にする出版物又は暴力をもって政体を覆すことを目的とし、若しくは国の領土保全に反する

出版物であること。

- (4) 法律で定める場合において、公序良俗を明らかに害するわいせつな出版物であること。
4. 前項に規定する全ての場合において、押収後 24 時間以内に、検察官は、事件を司法評議会に付託しなければならない。司法評議会は、24 時間以内に、押収の継続又は取消しを決定しなければならない。この手続がとられない場合には、押収は、法律上当然に解除される。これに対する控訴及び上告は、押収された新聞その他の印刷物の出版人及び検察官に認められる。
 5. 不正確な出版物又は放送により不利益を被った者は、反論する権利を有し、メディアは、これに対応して直ちに完全な撤回をする義務を負う。侮辱的又は中傷的な出版物又は放送により不利益を被った者は、同様に、反論する権利を有し、メディアは、これに対応して当該反論を直ちに出版し、又は放送する義務を負う。反論の権利行使の方法並びに直ちに完全な撤回をする方法又は反論の出版及び放送を行う方法については、法律で定める。
 6. 裁判所は、第 3 項に規定する犯罪行為につき 5 年以内に 3 回以上の有罪判決があった場合には、確定的又は暫定的に出版物の刊行を中止させ、重罪の場合には、法律の定めるところにより有罪判決を受けた者の記者としての職業活動を禁止するものとする。中止又は禁止は、これを命ずる判決が確定した日から効力を生ずる。
 7. 報道機関及び他のメディアの民事責任及び刑事責任並びに関連する事件の迅速な裁判については、法律で定める。
 8. 記者が職業に従事するための要件及び資格については、法律で定める。
 9. メディアの所有状況、経済状況及び金融手段については、法律の定めるところにより、開示しなければならない。情報提供における透明性及び多様性を完全に確保するために必要な措置及び制限は、法律で定める。同一の又は異なる形態の複数のメディアの支配権が同一の者に集中することは、禁止する。とりわけ複数の電子メディアの支配権が同一の者に集中することは、法律の定めるところにより、禁止する。メディアの所有者、共同経営者、主たる株主又は経営役員の地位は、行政又は広義の公的部門の法人から工事、調達又は役務提供の委託を受けている企業の所有者、共同経営者、主たる株主又は経営幹部の地位と両立しない。当該禁止には、配偶者、親族及び経済的な依存関係にある者又は会社等の、介在する全ての者も含まれる。この項の規定の詳細、ラジオ局又はテレビ局の許可の取消し及び関連する契約の締結の禁止又は取消しに至ることができる違反行為に対する制裁並びに違反行為を監督し、かつ、その防止を保障する方法は、法律で定める。

第 15 条

1. 報道機関の保護についての前条の規定は、映画、録音、ラジオ、テレビその他の言論又は映像を伝達する類似の手段については、適用しない。
2. ラジオ及びテレビは、国の直接の管理の下に置かれる。その監督及びこれに対する行政的な制裁は、法律の定めるところにより、独立機関であるラジオ・テレビ国家評

議会の排他的な管轄に属する。事前の許可の形をとることもある国による直接の監督は、情報、ニュース、文学作品及び芸術作品の平等な条件の下における客観的な放送、ラジオ及びテレビの社会的任務及び国の文化的発展に鑑みた番組の質的水準の確保並びに人間の価値の尊重及び青少年の保護を目的とするものである。

議会及びその委員会の会議並びに政党の選挙演説の放送媒体による義務的かつ無償の放送については、法律で定める。

第 16 条

1. 芸術、科学、研究及び教育は、自由である。その発展及び推進は、国の義務である。学問及び教育の自由は、この憲法を遵守する義務を免れさせるものではない。
2. 教育は、国の基本的な任務であり、その目的は、ギリシャ人の道徳的、知的、職業的及び身体的な鍛錬、民族的及び宗教的な意識の発展並びに自由かつ責任感のある国民への育成である。
3. 義務教育は、9年を下回ってはならない。
4. 全てのギリシャ人は、国立の教育機関のあらゆる段階において無償で教育を受ける権利を有する。国は、優秀な成績を修め、又は援助若しくは特別の保護を必要とする学生に対して、その能力に応じて援助を行うものとする。
5. 高等教育は、完全な自治を有する公法人である団体に限り、提供することができる。この団体は国の監督の下にあり、国から経済的援助を受ける権利を有し、その組織について定める法律に従い運営される。高等教育機関の合併又は分割は、法律の定めるところにより、これに反する規定がある場合でも行うことができる。

学生団体及びこれへの学生の参加に係る全ての事項については、特別法の定めるところによる。

6. 高等教育機関の教授は、公務従事者とする。他の教員も、法律の定める要件に従い、公務を行うものとする。これらの者の身分については、各団体の規約において定めるものとする。

高等教育機関の教授は、法律の定めるその任期を経過しなければ、解任することができない。ただし、第 88 条第 4 項に規定する実質的要件が満たされる場合において、法律の定めるところにより、その構成員の過半数が最高裁判所³の司法官⁴である評議会の決定があるときは、この限りでない。

高等教育機関の教授の定年は、法律で定める。その法律が制定されるまでの間については、教授は、67 歳に達した学年度が終了したときに、当然に退職するものとする。

7. 職業教育及び他の特別の教育は、国が、上級教育の学校により、3年を超えない期間提供する。詳細は法律で定め、これらの学校を卒業した者の職業的な権利についても、同じ法律で定める。

³ ここでいう「最高裁判所」とは、最高民事・刑事裁判所、國務院及び会計検査院の 3 つのことである。以下同じである。

⁴ 「司法官」の概念は、「正規の裁判官」の概念よりも広く、司法を執行する正規の裁判官のほかに、司法を執行しないものの、その執行を補助する検察官、通常行政裁判所及び会計検査院の国家総合委員会の構成員並びに國務院の調査官を含む。

8. 国に属しない教育機関の設立及び運営に対する許可の要件及び条件、この機関に対する監督並びにその教員の職業的身分は、法律で定める。

私人による高等教育機関の設立は、禁止する。

9. 体育は、国の保護及び最終的監督の下にあるものとする。

国は、法律の定めるところにより、全ての種類の体育団体の助成及び監督を行う。助成金を受け取る団体による、その目的に沿った補助金の利用についても、法律で定める。

第17条

1. 財産は、国の保護の下にある。ただし、財産から発生する権利は、公益に反する形で行使することができない。

2. 何人も、自己の財産を奪われぬ。ただし、正当に証明された公益のために、法律の定める場合において及びその定める方法により、かつ、常に、補償の額を暫定的に決定するための審理が裁判所で行われた時の収用される財産の価額に相当する完全な補償が事前になされたときは、この限りでない。補償の額の確定的な決定が直接求められた場合⁵には、裁判所における当該請求についての審理の時の価額が考慮される。

補償の額の確定的な決定のための審理が暫定的な決定のための審理から1年を経過した後で行われる場合には、補償の額の決定には、確定的な決定のための審理の時の価額が考慮される。収用の裁決には、補償の支払可能性についての根拠が明確に示されなければならない。被補償者の同意があるときは、補償は、現物補償の形、とりわけ他の不動産に対する所有権その他の権利を付与する形で行うこともできる。

3. 収用の裁決が言い渡された後で、収用される財産の価額にそのことのみを理由とする変化があった場合、その変化は、考慮されない。

4. 補償の額は、所轄裁判所により決定される。被補償者を審問し、又は召喚した後、裁判所が暫定的にこれを決定することもでき、この場合においては、法律の定めるところにより、裁判所の裁量に基づき、被補償者に補償の受取りについて相当の保証金を支払わせることもできる。第94条の規定にかかわらず、法律により、収用に関する全ての紛争及び事件について共通の管轄を設けること及び関連する裁判を優先的に行うべきことを定めることができる。同じ法律で、係属中の裁判を継続する方法について定めることもできる。

確定的又は暫定的な補償が支払われるまで、所有者の全ての権利は、害されることなく保たれ、財産の占拠は許されない。

国の経済にとって一般的に重要性を有する事業を行うためには、補償の暫定的又は確定的な決定を管轄する裁判所の特別の判決により、補償の決定及び支払の前であっても、事業を執行することができる。この場合においては、法律の定めるところにより、補償の相当の部分を支払い、かつ、被補償者に対して十分な保証を提供しなければ

⁵ 裁判所による補償の額の決定は、1段階又は2段階でなされる。2段階で行われる場合には、まず、地方裁判所が補償の額の暫定的な決定を行い、その後、高等裁判所が確定的な決定を行う。地方裁判所による暫定的な決定がなされた時から30日以内に、利害関係者が確定的な決定を求めなかったときは、暫定的な決定は、確定的なものとなる。1段階で行われる場合には、高等裁判所が直接、補償の額の確定的な決定を行う。

ばならない。第1段落第2文の規定は、この場合について準用する。

決定された補償は、いかなる場合においても、支払うべき補償の暫定的な決定についての判決の言渡しがあった日（確定的な決定が直接求められた場合にあっては、当該請求についての裁判所の判決の言渡しがあった日）から、遅くとも1年半以内に支払わなければならない。その手続が行われない場合には、収用は当然にその効力を失う。

補償には、一切の税金、控除及び手数料が課されない。

5. 補償が支払われるまでの間に、収用された不動産から得ることのできなかった収益について、被補償者に義務的に補償を与える場合は、法律で定める。
6. 公益に資する事業又は国の経済にとって一般的に重要性を有する事業が行われる場合には、法律により、その事業のために必要な地域を超える地帯を国のために収用することができる。同じ法律で、その収用の要件及び条件並びに行われる事業に必要な面積を超えて収用される地帯の公共の目的又は公益事業の目的のための利用又は使用一般について定めるものとする。
7. 国、公法人、地方自治体、公益事業団体又は公企業のために、公益が明らかである事業を行うためには、補償を支払うことなく、適切な深さにおいて地下道を掘削することができる旨を法律で定めることができる。この場合においては、その上にある不動産の通常の利用を妨げないことを条件とする。

第18条

1. 鉱山、採石場、洞窟、考古学上の遺跡及び財宝、鉱水、流水及び地下水並びに地下資源一般の所有権及び処分に関しては、特別法で定める。
2. 沼沢及び大型湖の所有権、利用及び管理並びにこれらの排水により生じた土地の処分全般については、法律で定める。
3. 戦時若しくは動員時における軍隊の必要による財産の収用又は公の秩序若しくは公衆衛生に対する危険を生じさせるおそれのある差し迫った社会的緊急事態に対処するための財産の収用については、特別法で定める。
4. 特別法の定める手続により、土地をより有益に利用するための農地の再分配及び過度の区画の回避又は小さく区画された農業用地の改善を促進するための措置を講ずることができる。
5. 前各項の場合のほか、法律により、特別の事情により必要となる財産の自由な使用及び収益の剥奪について定めることができる。使用及び収益の対価を権利者に支払う義務者及び支払の手続は、法律で定める。この場合においては、その対価は、その時々状況に応じたものでなければならない。

この項の規定に基づいてとられた措置は、これを必要とした特別の事情が消滅した場合には、直ちに撤回される。この措置が理由なく延長されている場合には、その撤回については、国務院が、それぞれの事案の種類に応じて、利害関係を有する者の申請により判断する。

6. 国民経済のための土地開発及び土地を持たない農民の社会復帰を目的とする放棄された土地の処分に関連する事項は、法律で定めることができる。相当の期間内に再び

現れた所有者に対する全部又は一部の補償についても、同じ法律で定める。

7. 都市地区の隣接する不動産の強制的な共有については、これらの不動産又はその幾つかにおけるそれぞれの再建が現在又は将来その地区において適用される建築基準に適合しないものである場合において、法律で定めることができる。
8. ハルキディキにあるアギア・アナスタシア・ファルマコリトゥリア、テッサロニキにあるヴラタデス及びパトゥモスにある宣教師ヨアンニス・テオロゴスの総主教修道院の農地は、その敷地外にあるものを除き、収用することができない。また、アレクサンドリア、アンティオキア及びエルサレムの総大司教区並びにシナイ山の神聖修道院のギリシャにある財産は、収用することができない。

第19条

1. 信書及び他の全ての方法による自由な通信又は伝達の秘密は、絶対に侵されない。国の安全又はとりわけ重大な犯罪の捜査のために、司法当局がこれらの秘密に拘束されない場合の保障条件は、法律で定める。
2. 前項に規定する秘密を保障する独立機関の設置、運営及び権限は、法律で定める。
3. この条、第9条及び第9A条の規定に違反して得られた証拠を使用することは、禁止する。

第20条

1. 何人も、裁判所による法的保護を受ける権利を有し、法律の定めるところにより、裁判所においてその権利及び利益について意見を述べることができる。
2. 当事者の事前に聴聞を受ける権利は、自己の権利又は利益に反して講ぜられるいかなる行政処分又は措置においても適用される。

第21条

1. ギリシャ民族の存続及び発展の土台としての家族並びに婚姻、母性及び子供は、国の保護の下にある。
2. 多くの子供がいる家族、戦時及び平時の障害者、戦争の犠牲者、戦没した者の寡婦及び孤児並びに不治の身体的又は精神的疾患にかかっている者は、国による特別の配慮を受ける権利を有する。
3. 国は、国民の衛生について配慮し、青年、老人及び障害者の保護並びに貧困者の救援のために特別の措置を講ずるものとする。
4. 住居がない者又は住居が不十分である者による住居の取得は、国による特別の配慮の対象となる。
5. 人口政策の企画及び実施並びに全ての必要な措置を講ずることは、国の義務である。
6. 障害を有する者は、その自立、職業的統合並びに国の社会的、経済的及び政治的生活への参加を確保する措置を享受する権利を有する。

第22条

1. 勤労は権利であり、国の保護を享受する。国は、全ての国民が雇用される条件の創出並びに農村部及び都市部の勤労者の精神的及び物的向上に配慮するものとする。
全ての勤労者は、性別その他の特性を問わず、同等の価値を有する勤労を提供した

場合において同等の報酬を受ける権利を有する。

2. 勤労の一般的な条件は法律で定められ、自由な交渉で締結される労働協約及びそれが不調に終わったときは仲裁で定められた規則により補われる。
3. 公務員並びに地方自治体及び他の公法人の職員による労働協約の締結については、法律で定める。
4. いかなる形の強制労働も、禁止する。

戦時、動員時、国防上の必要に迫られた場合、災害による切迫した社会的緊急事態又は公衆衛生を危険にさらすおそれのある事態における個人の役務の徴用及び地方の必要を満足させるための地方自治体に対する個人の労働の提供については、特別法で定める。

5. 国は、法律の定めるところにより、勤労者の社会保険について配慮するものとする。

解釈規定

勤労の一般的な条件には、それぞれの労働組合の規約で定める、その組合員の組合費を徴収し労働組合に納める方法及び代理人を明らかにすることも含まれる。

第 23 条

1. 国は、法律の範囲内において、団結権及びこれに関連する権利の自由な行使をあらゆる侵害から保護するための適切な措置を講ずるものとする。
2. ストライキは、合法的に設立された労働組合により、勤労者の経済的利益及び全般的な労働の利益の保護及び推進のために行使される権利である。

司法官及び治安部隊に勤務する者は、いかなるストライキを行うことも禁止される。公務員、地方自治体の職員及び公法人の職員並びにその運営が社会全体の基本的な必要を満たすのに不可欠な重要性を有するあらゆる種類の公企業及び公益事業の被用者のストライキを行う権利は、当該権利を規律する法律の特定の制約に服する。これらの制約は、ストライキを行う権利を廃止し、又はその合法的な行使を妨げるものであってはならない。

第 24 条

1. 自然環境及び文化的環境の保護は、国の義務であり、かつ、全ての者の権利である。その保存のために、国は、持続可能性の原則の下で特別の予防的又は抑制的措置を講ずる義務を負う。森林及び疎林の保護一般については、法律で定める。森林目録の作成は、国の義務である。森林及び疎林の用途の変更は、禁止する。ただし、国の経済のために農業開発その他公益のための利用が優先するときは、この限りでない。
2. 国土計画の再編並びに都市及び住宅地区一般の整理、開発、都市化及び拡張は、居住地の機能性及び発展に資し、かつ、最良の居住条件を確保することを目的とし、国の調整権限及び監督に服する。

関連する技術的選択及び考慮は、科学の規則に従って行うものとする。全国的な土地台帳の作成は、国の義務である。

3. 特定の地区を住宅地区として指定し、その都市化を推進するため、当該地区に含まれる土地は、法律の定めるところにより、関連する当局から補償を得ることなく、道

路、広場及び公益施設区域のために必要な用地として処分され、都市化の基礎的な公共工事を行うための支出に貢献しなければならない。

4. 住宅地区として指定されている地区の不動産所有者が、承認された都市計画に基づくその地区の開発及び一般的な処分に、最終的に建築可能と指定される地区又はその地区の建物の同等の価額の不動産又は区分所有建物の一部と引換えに関与することについては、法律で定めることができる。
5. 前各項の規定は、既存の住宅地区の再編についても適用する。再編により生じた未使用地は、法律の定めるところにより、共用空間を設けるために利用され、又は都市計画による再編の費用に当てるために売却される。
6. 記念建造物並びに歴史的な地区及び要素は、国の保護を受ける。この保護を実現するための所有権に対する制限的措置並びに所有者に対する補償の方法及び種類については、法律で定める。

解釈規定

森林又は森林生態系とは、土地の必要な領域に自生する木質の茎を有する植物の有機的統一体であって、そこに共存する植物相及び動物相とともに、それらの相互依存関係及び相互作用を通じて、特別の生物群集（森林生物群集）及び特別の自然環境（森林に由来するもの）を構成するものをいう。疎林が存在するのは、当該統一体において自生する木本が、高木であるか低木であるかを問わず、散在しているときである。

第 25 条

1. 個人及び社会の構成員としての人の諸権利並びに公正な福祉国家の原理を、国は保障する。全ての国の機関は、妨害がなく、かつ、実効的なこれらの行使を確保する義務を負う。これらの権利は、適切である場合には、私人間の関係においても適用される。憲法に基づきこれらの権利に課することができるいかなる制限も、憲法で直接定め、又は法律の定めによるべき旨の留保がある場合には法律で定めなければならない、かつ、比例原則を遵守しなければならない。
2. 国による、基本的かつ奪うことのできない人の権利の承認及び保護は、自由及び正義の社会的進歩の実現を目的とするものである。
3. 権利の濫用は、許されない。
4. 国は、全ての国民に対して、社会的及び民族的連帯の義務を履行すべき旨を求めることができる。

第 3 編

国の組織及び機能

第 1 章

国の構造

第 26 条

1. 立法権は、議会及び共和国大統領が行使する。
2. 行政権は、共和国大統領及び政府が行使する。
3. 司法権は、裁判所が行使する。裁判所の判決は、ギリシャ国民の名において執行される。

第 27 条

1. ギリシャの国境は、議会の総議員の過半数で可決された法律によらなければ、変更を加えることができない。
2. 議会の総議員の過半数で可決された法律によらなければ、ギリシャ領土に他国の軍隊を受け入れ、又は他国の軍隊がギリシャ領土に駐在し、若しくはこれを通過することができない。

第 28 条

1. 一般に承認された国際法の規範及び法律により批准され、かつ、その要件に従って国内において発効した国際条約は、ギリシャ国内法の不可分な一部をなし、これらに抵触する全ての法律の規定に優先する。国際法及び国際条約の規範は、外国人に対しては、相互主義の条件の下でのみ適用される。
2. 重要な国の利益に資し、かつ、他国との協力関係を推進するものであるときは、条約又は協定により、国際機関の当局に、憲法に規定する権限を付与することができる。当該条約又は協定を批准する法律を可決するには、議会の総議員の 5 分の 3 以上の賛成を要する。
3. ギリシャは、さらに、重要な国の利益のために必要であり、人権及び民主政治の根本を害するものでなく、かつ、平等原則を基礎として相互主義の条件の下に行われる場合には、議会の総議員の過半数で可決された法律により、その国家主権の行使を自ら制限する。

解釈規定

第 28 条は、ギリシャが欧州統合の過程に参加するための基礎をなす。

第 29 条

1. 選挙権を有するギリシャ国民は、その組織及び活動が民主政治が自由に機能することに資するべき政党を自由に設立し、及びこれに加入することができる。
いまだ選挙権を有していない国民は、政党の青年部に加入することができる。
2. 政党は、法律の定めるところにより、その選挙費用及びその運営費について国による経済的支援を受ける権利を有する。政党、議会議員、議会議員の候補者及び全ての階層の地方議会議員の候補者の選挙費用及び財務管理一般の透明性の確保については、法律で定める。選挙費用の上限、禁止される事前運動の方式及び関連する規定に違反した場合に次の文に定める特別の機関の発議により議会議員の議席を失わせるための要件については、法律で定める。政党及び議会議員候補者の選挙費用の監査は、法律の定めるところにより、最高裁判所の司法官も構成員となって設置される特別の機関により行われる。法律により、これらの規定を選挙により選出する他の役職の候

補者にも適用することができる。

3. 司法官並びに軍隊及び治安部隊に勤務する者による政党に対する賛否の意見の表明は、どのような性質のものであれ、絶対的に禁止する。国家公務員及び地方自治体その他の公法人、公企業、地方公営企業又は行政行為により若しくは株主として国が経営者を直接若しくは間接に任命する企業の職員による政党に対する賛否の意見の表明は、その職務の執行中においては、どのような性質のものであれ、絶対的に禁止する。

第2章 共和国大統領

第1節 大統領の選挙

第30条

1. 共和国大統領は、政体の調整者である。共和国大統領は、第32条及び第33条の規定により、5年間の任期で議会により選挙される。
2. 共和国大統領の職は、他の一切の職、地位又は職務と兼ねることができない。
3. 共和国大統領の任期は、共和国大統領就任の宣誓の時に始まる。
4. 戦時においては、共和国大統領の任期は、戦争の終結の時まで延長される。
5. 同一の人物の大統領への再選は、一度に限り許される。

第31条

共和国大統領に選挙されることができるのは、少なくとも5年前からギリシャ国民であり、父方又は母方からギリシャ人の血統を引き、満40歳以上であり、かつ、選挙する法的資格を有する者である。

第32条

1. 議会による共和国大統領の選挙は、議事規則の定めるところにより、少なくとも現職の共和国大統領の任期が満了する1か月前までに、この目的のために議長が招集する特別の集会において、点呼投票によって行われる。

第34条第2項に規定するところにより、共和国大統領が永続的にその職務を遂行することができなくなった場合及び大統領が辞任し、死亡し、又はこの憲法の規定に従い罷免された場合には、新共和国大統領を選挙するための議会の集会は、前大統領の任期が満了前に終了した日から遅くとも10日以内に招集される。

2. いかなる場合においても、共和国大統領の選挙は、その任期全体について行われる。
3. 共和国大統領に選挙されるのは、総議員の3分の2以上の多数の票を得た者とする。
当該多数を得た者がいない場合には、5日後に再投票が行われる。

第2回の投票においても所定の多数を得た者がいない場合には、5日後に更に投票が行われ、総議員の5分の3以上の多数の票を得た者を共和国大統領に選挙する。

4. 第3回の投票においても所定の多数を得た者がいない場合には、議会は、投票の日から10日以内に解散され、新議会の選挙が実施される。

これにより選挙された新議会は、招集後直ちに、点呼投票により、総議員の5分

の3以上の多数により共和国大統領を選挙しなければならない。

当該多数を得た者がいない場合には、5日後に再投票が行われ、総議員の過半数の票を得た者が共和国大統領に選挙される。この投票においても当該過半数を得た者がいない場合には、最多の票を得た2人について5日後に更に投票が行われ、相対多数の票を得た者が共和国大統領に選挙されたものとする。

5. 議会の閉会中は、前項に規定するところにより共和国大統領を選挙するための議会が臨時に招集される。

議会が何らかの方法により解散されている場合には、共和国大統領の選挙は、新議会が招集されるまで延期され、招集の日から遅くとも20日以内に、前2項に規定するところにより、かつ、第34条第1項の規定を遵守して行われる。

6. 前各項に定める新大統領の選挙のための手続が期間内に終了しなかったときは、現職の共和国大統領は、その任期の満了後も、新大統領が選挙されるまでの間、その職務を継続する。

解釈規定

任期満了前に辞職した共和国大統領は、その辞職によって生ずる共和国大統領の選挙において候補者となることができない。

第33条

1. 選挙された共和国大統領は、退職する共和国大統領の任期が満了した日の翌日から、それ以外の場合にはその選挙された日の翌日からその職務を遂行する。
2. 共和国大統領は、その職務を遂行するに先立ち、議会の前で次の宣誓を行う。
「聖なる、一にして、不可分の三位一体の神の名において、憲法及び法律を擁護し、これらが誠実に遵守されるように取り計らい、国の独立及び領土の保全を防御し、ギリシャ人の権利及び自由を守り、並びにギリシャ国民の一般的利益及び進歩に奉仕することを誓います。」
3. 共和国大統領が受ける報酬及びその職務の遂行のために組織される事務局の運営については、法律で定める。

第34条

1. 共和国大統領が10日を超えて国外に滞在し、死亡し、辞職し、罷免され、又は何らかの事由によりその職務を遂行することができないときは、議会の議長が暫定的にその代理を務める。議会が存在しないときは、前議長が代理し、前議長がこれを拒絶し、又は存在しないときは、政府が連帯して代理する。

共和国大統領の代理期間においては、第32条第4項を除く議会の解散に関する規定並びに第38条第2項⁶及び第44条第2項の政府の解任及び国民投票への付託に関する規定は適用されない。

2. 共和国大統領が職務を遂行することができない状況が30日を超えたときは、議会は、

⁶ 第38条第2項は1986年に改正され、同項に定められていた「政府の解任」の制度は当該改正をもって廃止された。本条はそれに対応して改正されていないため、旧第38条第2項に定められていた「政府の解任」制度に言及しているが、同制度についての記述は、もはや意味を有しない。

解散している場合であっても義務的に招集され、総議員の5分の3以上の多数による議決をもって、新たな共和国大統領を選挙しなければならない状況にあるか否かを決定しなければならない。ただし、いかなる場合においても、新共和国大統領の選挙は、現職の共和国大統領の不能によるその代理が開始された日から6か月を超えてはならない。

第2節

共和国大統領の権限及びその行為の責任

第35条

1. 共和国大統領のいかなる行為も、署名した場合に限り責任を負う所管大臣の副署がなく、かつ、官報に公示されなければ、無効であり、執行されない。
第38条第1項の規定により政府が任務を解かれた場合において、首相が関連する命令に副署しないときは、共和国大統領のみがこれに署名する。
2. 例外的に、次の各号に掲げる行為については副署を必要としない。
 - (1) 首相の任命
 - (2) 第37条第2項から第4項までの規定による検討命令
 - (3) 首相が副署しない場合における第32条第4項及び第41条第1項の規定による議会の解散並びに内閣が副署しない場合における第53条第1項の規定による議会の解散
 - (4) 第42条第1項の規定による、議会が可決した政府提出法案又は議員提出法案の議会への差戻し
 - (5) 共和国大統領の事務局の職員の任命
3. 第44条第2項の規定により法案についての国民投票を公示する命令は、議会の議長によって副署される。

第36条

1. 共和国大統領は、いかなる場合においても前条第1項の規定を遵守しつつ、国を国際的に代表し、戦争を宣言し、講和、同盟、経済協力及び国際機関又は国際連合体への加入についての条約を締結し、国の利益及び安全が許す限り、必要な説明とともにこれらを議会に通知する。
2. 通商、課税、経済協力及び国際機関又は国際連合体への加入についての条約並びにこの憲法の他の規定により法律によらなければ定めることのできない譲歩事項又はギリシャ人に個人的に負担を課する可能性のある譲歩事項を含む他のいかなる条約も、議会が可決した法律によって批准しなければ、その効力を有しない。
3. 条約の秘密条項は、いかなる場合においても、公開された条項を覆すことができない。
4. 国際条約の批准は、第43条第2項及び第4項の規定による立法権の委任の対象とならない。

第 37 条

1. 共和国大統領は首相を任命し、並びにその推薦に基づき政府の他の構成員及び政務次官を任免する。
2. 議会の議席の絶対多数を占める政党の党首が、首相に任命される。絶対多数を占める政党がないときは、共和国大統領は、相対多数を占める政党の党首に、議会の信任を得る政府を組織する可能性の検討を命ずる。
3. 前項の可能性が確認できなかったときは、共和国大統領は、議会において2番目に議員数の多い政党の党首に検討を命じ、この検討も不調に終わった場合には、共和国大統領は3番目に議員数の多い政党の党首に検討を命ずる。各検討命令は、3日間に限り効力を有する。全ての検討命令が不調に終わった場合には、共和国大統領は、全ての政党の党首を招集し、議会の信任を得た政府を組織することが不可能であることが確認されたときは、議会の全ての政党によって構成される議会議員選挙を行うための政府の組織を試み、これが不調に終わったときは、国務院、最高民事・刑事裁判所又は会計検査院の長官に、可能な限り広く受け入れられる、選挙を行うための政府の組織を託し、議会を解散する。
4. 前3項の規定により政府の組織又は検討が命ぜられる場合において、当該政党に党首若しくは代表者がなく、又は党首若しくは代表者が議会議員に選挙されていないときは、共和国大統領は、当該政党の会派が推薦する者に対して命ずる。命令のための推薦は、議長又はその代理を務める者が共和国大統領に議会における各政党の議員数を報告した日から3日以内に行わなければならない。この報告は、全ての命令に先立って行われる。

解釈規定

検討命令に関しては、複数の政党の議席数が同じであるときは、選挙においてより多くの票を獲得した政党が優先する。議事規則の定めるところにより、議会の会派を有する新しく設立された政党は、同じ議席数を有するより前に設立された政党に劣後する。これら2つの場合においては、検討を命ずることができる政党は、4までとする。

第 38 条

1. 共和国大統領は、政府が辞職し、又は議会が第 84 条の規定により信任を撤回したときは、政府の任務を解く。この場合においては、前条第 2 項から第 4 項までの規定を準用する。

辞職した政府の首相が、議会の総議員の絶対多数を占める政党の党首又は代表者であるときは、前条第 3 項第 3 文の規定を準用する。
2. 首相が辞職し、死亡し、又は健康上の理由により職務を遂行することができない場合において、当該首相が所属する政党が議会の議席の絶対多数を占めるときは、共和国大統領は、当該政党の会派が推薦する者を首相に任命する。この推薦は、首相が辞職し、若しくは死亡し、又はその職務遂行不能状態が確認された日から少なくとも 3 日以内に行われる。議会の議席の絶対多数を占める政党がないときは、前条第 4 項の規定を準用し、その後、同条第 2 項第 2 文及び第 3 項の規定を準用する。

健康上の理由による首相の職務遂行不能状態は、総議員の絶対多数による特別の決議によって議会が確認する。この決議は、首相が所属する政党が議会の議席の絶対多数を占める場合には当該政党の会派の推薦に基づいてなされ、それ以外の場合には議会の総議員の5分の2以上の多数の推薦に基づいてなされる。

新首相が任命されるまでの間は、首相の職務は、第1順位の副首相が遂行し、副首相が任命されていないときは、第1順位の大臣が遂行する。

解釈規定

第2項の規定は、第34条の規定により共和国大統領の代理が務められているときにも適用される。

第39条

(1986年の改正により削除)

第40条

1. 共和国大統領は、第64条第1項の規定により、年1回の議会の常会を招集し、適切と判断するときは臨時会を招集する。また、共和国大統領は、自ら又は首相を通じて、各議会期の開始及び終了を宣言する⁷。
2. 共和国大統領は、開会の延期又は停会のいずれかの方法により、議会の会期を1回に限り停止することができる。
3. 会期の停止は、30日を超えてはならず、議会の同意がなければ同一の会期において繰り返すことはできない。

第41条

1. 共和国大統領は、同じ議会期において2の政府が辞職し、又は2の政府に対して不信任の決議案が可決され、かつ、議会の構成が政府の安定を保障するものでないときは、議会を解散することができる。選挙は、解散された議会の信任を得た政府によって実施される。それ以外の場合には、第37条第3項第3文の規定を準用する。
2. 共和国大統領は、例外的な国の重要問題に対処するため、改めて国民の信託を得ることを目的として、議会の信任を得た政府の提案に基づいて、議会を解散する。同一の問題について新議会を解散することはできない。
3. 議会解散の命令は、前項の場合には内閣の副署を要し、30日以内の選挙の公示及び選挙から30日以内の新議会の招集についても併せて定めるものでなければならない。
4. 前議会の解散の後に選挙された議会は、その招集の日から1年を経過しなければ、解散することができない。ただし、第37条第3項及びこの条第1項の場合は、この限りでない。
5. 議会は、第32条第4項の場合には、必ず解散しなければならない。

解釈規定

議会解散の命令は、いかなる場合においても例外なく、30日以内の選挙の公示及び選挙から30日以内の新議会の招集について定めるものでなければならない。

⁷ 議会期は、その満了によって終了する場合と、その満了前の議会の解散によって終了する場合がある。議会期の満了は、実務では、共和国大統領が、首相を通じて宣言する。

第 42 条

1. 共和国大統領は、議会在可決した法律を、その可決の日から 1 か月以内に審署し、公布する。共和国大統領は、第 1 文に規定する期間内に、議会在可決した政府提出法案⁸を、理由を付して議会在差し戻すことができる。
2. 共和国大統領が議会在差し戻した議員提出法案又は政府提出法案は、本会議において審議され、第 76 条第 2 項に規定する手続に従って総議員の絶対多数で再び可決された場合には、共和国大統領は、その再可決の日から 10 日以内に審署し、公布しなければならない。
3. (1986 年の改正により削除)

第 43 条

1. 共和国大統領は、法律の執行に必要な命令を発するが、法律の適用を停止したり、何人であっても法律の執行の対象から除外することはできない。
2. 特別の立法委任により、かつ、当該立法委任の範囲内において、所管大臣の提案に基づき一般規制命令を発することができる。他の行政機関が行政立法を発するための授權は、より個別的な事項、地域的な利害に関する事項、技術的事項又は細部事項について規律するために行うことができる。
3. (1986 年の改正により削除)
4. 議会在の本会議で可決した法律により、当該法律で大まかな枠組みを定めた事項を規制するための一般規制命令を発する権限を委任することができる。これらの法律においては、規制に当たってよるべき基本原則及び方針を示すとともに、委任の履行期限を設定するものとする。
5. 第 72 条第 1 項の規定により本会議の所管とされる事項は、前項の規定による委任の対象とすることができない。

第 44 条

1. 非常に切迫した予見できない例外的な事態においては、共和国大統領は、内閣の提案に基づき、立法的な内容の命令を発することができる。当該命令は、第 72 条第 1 項の規定により、その発令の日から 40 日以内又は議会在招集された日から 40 日以内に、承認を受けるために議会在提出されなければならない。当該命令が当該期限内に議会在提出されず、又は提出の日から 3 か月以内に議会在承認が得られなかったときは、以後その効力を失う。
2. 共和国大統領は、内閣の提案に基づき、議会在総議員の過半数の賛成で可決した決議を受けて、命令により、国の重大事項に関する国民投票の実施を公示する。
また、共和国大統領は、議会在の議事規則及びこの項の適用に関する法律の定めるところにより、議会在の総議員の 5 分の 2 以上の提案に基づき、その総議員の 5 分の 3 以上の多数による議決があったときは、命令により、議会在が可決した社会的重要事項

⁸ 第 1 項では条文上、差し戻しは政府提出法案に限られているが、第 2 項及び第 76 条第 2 項に規定されているように、議員提出法案についても差し戻しが可能であり、議事規則第 114 条にもその旨が定められている。

を規律する政府提出法案（財政に関するものを除く。）に関する国民投票の実施を公示する。同一の議会期において提出することができる政府提出法案に関する国民投票の提案は、2までとする。

政府提出法案が承認された場合には、第42条第1項に規定する期限は、国民投票が行われた日から起算する。

3. 共和国大統領は、極めて例外的な状況においては、首相の同意を得て、国民に対して教書を発することができる。教書は、首相が副署し、官報に公示される。

第45条

共和国大統領は、国軍の最高司令官であり、国軍の指揮は、法律の定めるところにより、政府が行う。また、共和国大統領は、国軍に所属する者に対し、法律の定めるところにより、階級を授与する。

第46条

1. 共和国大統領は、法律で定める場合を除き、法律に従い公務員を任免する。
2. 共和国大統領は、関連する法律の規定に従い、制定された勲章を授与する。

第47条

1. 共和国大統領は、法務大臣の提案に基づき、裁判官がその構成員の過半数を占める審議会に諮問した後、裁判所によって言い渡された刑について恩赦を与え、これを変更し、又は減輕し、及び言い渡され、執行された刑の全ての法律上の効果を失わせる権能を有する。
2. 共和国大統領は、議会の同意を得た場合に限り、第86条の規定により有罪を宣告された大臣に恩赦を与えることができる。
3. 特赦は、議会の本会議において総議員の5分の3以上の多数で可決した法律により、政治犯罪についてのみ行うことができる。
4. 通常の犯罪についての特赦は、法律によっても行うことができない。

第48条

1. 戦時、国外からの危険による動員時又は国の安全に対する切迫した脅威がある場合及び民主主義体制の転覆を目的とする武装活動が発生した場合には、議会は、政府の提案に基づく決議により、領土の全部又は一部において、戒厳に関する法律を適用し、非常裁判所を設置し、第5条第4項、第6条、第8条、第9条、第11条、第12条第1項から第4項まで、第14条、第19条、第22条第3項、第23条、第96条第4項及び第97条の規定の全部又は一部の効力を停止する。共和国大統領は、議会の決議を公布する。

講ぜられる措置の有効期間は、15日を超えない範囲内において、当該決議で定める。

2. 議会が閉会しているとき、又は議会を適時に招集することが客観的に不可能であるときは、前項に規定する措置は、内閣の提案に基づき発される大統領令によって講ぜられる。政府は、議会期が満了し、又は議会が解散された場合であっても、議会の招集が可能になったときはできる限り速やかに、いかなる場合にも遅くとも15日以内に、当該命令を議会に提出し、その承認を求める。

3. 前2項に規定する措置の期間は、議会期が満了し、又は議会が解散されたにもかかわらず招集される議会の事前の決議によってのみ、15日ずつ延長することができる。
4. 前3項に規定する措置は、当該各項に規定する期間が議会の議決により延長されない限り、当該期間の満了（当該措置が戦争を理由として講ぜられたものである場合にあっては、その終結）によって当然にその効力を失う。
5. 共和国大統領は、前各項の措置が実施されたときは、政府の提案に基づき、緊急の必要に対処し、又は憲法上の制度の機能をできる限り速やかに回復させるために立法的な内容の命令を発することができる。当該命令は、議会が招集された日から15日以内に、承認を受けるために議会に提出され、当該期間内に議会に提出されず、又は提出の日から15日以内に議会の承認が得られなかったときは、以後その効力を失う。
6. 第2項及び第3項の規定による議会の決議は総議員の過半数で可決され、第1項の規定による決議は総議員の5分の3以上の多数で可決される。議会は、1回の会議で議決する。
7. この条の規定により講ぜられた非常事態の措置が効力を有する間は、議会が解散され、又はその議会期が満了した場合であっても、第61条及び第62条の規定が当然に適用される。

第3節

共和国大統領の特別の責任

第49条

1. 共和国大統領は、大反逆罪又は意図的な憲法違反の場合を除き、その職務の遂行に当たって行った行為について、いかなる責任も負わない。その職務の遂行に関連しない行為については、訴追は、共和国大統領の任期の終了まで延期される。
2. 共和国大統領に対する告発及び弾劾の提案を議会に提出するには、総議員の3分の1以上の署名を必要とし、その可決には、総議員の3分の2以上の多数による決議を必要とする。
3. 提案が可決された場合には、共和国大統領は、第86条に規定する裁判所に召喚される。当該裁判所に関する規定は、この場合について準用する。
4. 共和国大統領は、裁判所に召喚された後は、その職務の遂行を中止し、第34条の定めるところにより代理される。共和国大統領は、その任期が満了していない場合において、第86条に規定する裁判所がその無罪を宣告したときは、その時点からその職務を再開する。
5. この条の規定の施行については、議会が本会議で制定する法律の定めるところによる。

第50条

共和国大統領は、この憲法及びこれに適合した法律により明示的に与えられた権限以外のいかなる権限も有しない。

第3章

議会

第1節

議会の選挙及び構成

第51条

1. 議会議員の数は、200人から300人までの範囲内において、法律で定める。
2. 議会議員は、ギリシャ民族を代表する。
3. 議会議員は、法律の定めるところにより、選挙権を有する国民によって、直接、普通及び秘密の投票により選挙される。法律は、選挙権年齢に達していない場合、行為能力を有しない場合又は特定の犯罪について有罪判決が確定した結果である場合を除き、選挙権を制限することができない。
4. 議会議員の選挙は、領土全体において同時に行われる。領土外に居住する選挙人による選挙権の行使については、議会の総議員の3分の2以上の多数で可決した法律で定めることができる。領土外に居住する選挙人については、選挙の同時実施の原則は、投票の計算及び結果の公示が領土全体において同時に行われる限り、郵便投票その他の適切な手段による選挙権の行使を妨げるものではない。
5. 選挙権の行使は、義務である。

第52条

国民主権の発現としての、国民の意思の自由で忠実な表明は、国の全ての公務員によって保障され、国の全ての公務員は、いかなる状況においても、これを保障する義務を負う。この条に違反した者に対する刑罰については、法律で定める。

第53条

1. 議会議員は、総選挙の日から起算して連続する4年の任期を有するものとして選挙される。議会期の満了後直ちに、内閣が副署する大統領令により、30日以内に総選挙を実施すること及び総選挙の日から30日以内に新議会の常会を招集することを公示する。
2. 議会期の最終年に生じた欠員は、法律上補欠選挙が必要な場合であっても、欠員の合計が総議員の5分の1を超えない限り、補欠選挙で補充されない。
3. 戦時においては、議会期は戦争の終結まで延長される。議会が解散されている場合には、選挙の実施は、戦争の終結まで延期され、それまでの間、解散された議会が当然に再招集される。

第54条

1. 選挙制度及び選挙区については、次々回の選挙から適用する法律で定める。ただし、次の選挙から直ちに適用することを明文で定め、議会の総議員の3分の2以上の

- 多数で可決した規定については、この限りでない。
2. 各選挙区の議会議員の数は、法律の定めるところにより、最近の国勢調査に従い、関係する市町村の名簿に登録されている者から算出した当該選挙区の法定人口を基礎として、大統領令で定める。国勢調査が実施された最後の日から1年を経過した後は、その結果は、所管部局の資料を基礎として公表されたものとみなす。
 3. 総議員の20分の1を超えない議会の一部については、法律の定めるところにより、各政党の全国を通じた得票総数に比例して全国を通じて選挙することができる。

第2節

議会議員の欠格事項及び兼職禁止

第55条

1. 議会議員として選挙されるためには、ギリシャ国民であり、選挙する法的資格を有し、かつ、選挙の日に25歳に達していなければならない。
2. 前項に規定するいずれかの資格要件を喪失した議会議員は、当然に議会議員の地位を失う。

第56条

1. 有給の公務従事者及び公務員、国の公務に従事するその他の職員、軍隊及び治安部隊に勤務する者、地方自治体その他の公法人の職員、地方自治体の公選による独任制の機関⁹並びに公法人、国有の私法人、公企業又は行政行為により若しくは株主として国が経営者を直接若しくは間接に任命する企業又は地方公営企業の総裁、副総裁、理事長、経営役員又は執行役員は、立候補の前に辞職しない限り、議会議員に立候補し、又は選挙されることができない。辞職は、書面の提出によってのみ行われる。辞職した軍人は、現役に復帰することができない。第2層の地方自治体¹⁰の公選による独任制の最上級の機関は、辞職した場合であっても、選挙された任期の間は、議会議員に立候補し、又は選挙されることができない。
2. 高等教育機関の教授は、前項に規定する制約を受けない。議会議員に選挙された教授の、教授としての地位に関連する職務遂行は、議会期の間、停止され、その代理の方法については、法律で定める。
3. 次の各号に掲げる者は、4年の議会期の最後の18か月の間に勤務し、又は管轄していた選挙区において、議会議員に立候補し、又は選挙されることができない。
 - (1) 公法人の総裁、副総裁、理事長、経営役員及び執行役員。ただし、団体、国有の私法人、公企業又は行政行為により若しくは株主として国が経営者を直接若しく

⁹ 「地方自治体において選挙される独任制の機関」とは、市長、町長、県知事及び州知事等のことを意味する。

¹⁰ ギリシャの地方自治体は、次の3つの階層に分かれている：第1層：市、町（全国で市が900、町が133）、第2層：県（全国で53県）及び第3層：州（全国を13に分けている）。

は間接に任命する企業に係る者を除く。

- (2) 第 101 A 条の規定により構成され、及び運営される独立機関並びに法律により独立機関又は規制機関として指定される機関の構成員
- (3) 軍隊及び治安部隊の高級将校及び最高級将校
- (4) 国、地方自治体及び地方公営企業並びに第 1 号に規定する法人及び企業の有給の職員であって、部長又はこれに相当する職として法律で定める内部部局の長の職にあったもの。第 1 文に規定する職員であって、より広域を管轄するものは、局及び他の法律が詳細に定める職階に属する組織の長の職にあった場合に限り、その在職地に係る選挙区以外の選挙区についても、この項に規定する制約を受ける。
- (5) 省、自律権を有する事務総局又は州の事務総長又は特別事務局長その他法律がこれらと同等とみなす全ての者

全国区選出議員¹¹として立候補する者は、この項に規定する制約を受けない。

4. 一定の期間継続して勤務する法律上の義務を負う公務員及び軍人は、一般に、その義務が継続する間は、議会議員に立候補し、又は選挙されることができない。

第 57 条

1. 議会議員の職務は、次の各号に掲げる企業の所有者、共同経営者、株主、総裁、管理者、理事、部長又はこれらの代理人の職務又は地位と兼ねることができない。
 - (1) 国の工事、調査研究、調達若しくは国に対する役務の提供を請け負い、又は開発若しくは投資の性質を有する同種の契約を国と締結する企業
 - (2) 特権を有する企業
 - (3) ラジオ局若しくはテレビ局を所有し、若しくは経営し、又は全国に流通する新聞を発行する企業
 - (4) 免許を得て、公役務、公的事業又は公益事業を営む企業
 - (5) 商業的な目的で、国の不動産を賃借している企業

この項の規定の適用については、地方自治体その他の公法人、国有の私法人、公企業、地方公営企業及び行政行為により若しくは株主として国が経営者を直接若しくは間接に任命する企業は、国とみなす。この項に規定する制約を受ける企業の株主とは、資本金の 100 分の 1 を超える割合を有する株主をいう。

特別法により、前 2 段落に規定する職業活動以外の職業活動を議会議員が行うことを禁止することができる。

この項の規定に違反したときは、法律の定めるところにより、議会議員の地位を失うとともに、関連する契約又は行為は無効となる。

2. 前項第 1 段落の規定に抵触する議会議員は、その選挙が確定した日から 8 日以内に、議会議員の地位又は当該規定に定める職務若しくは地位のいずれを選択するかを明らかにしなければならない。当該期限内に選択を明らかにしなかったときは、当然に、

¹¹ 第 54 条第 3 項の規定に基づき全国を通じて選挙される議員のことを意味する。

議会議員の地位を失う。

3. この条及び前条の規定により、議会議員に立候補する妨げとなり、又は議会議員の地位と兼ねることができないこととされている地位又は職務を引き受けた議会議員は、法律の定めるところにより、その地位を失う。
4. 議会議員がその地位を得る前に、又は議会議員と兼ねることができない地位において、議会議員又は議会議員が関与していた企業によって締結された第1項に規定する契約の継続、譲渡又は解消の方法については、特別法で定める。

第58条

選挙の執行に関する違反又は法定の資格要件の欠如を理由として、議会議員選挙の効力に関する異議が提起された場合における、議会議員の選挙の審理及び裁判は、第100条に規定する最高特別裁判所の管轄とする。

第3節 議会議員の義務及び権利

第59条

1. 議会議員は、その職務を遂行するに先立ち、議事堂における公開の会議で、次の宣誓を行う。
「聖なる、一にして、不可分の三位一体の神の名において、祖国及び民主主義体制への忠誠を維持し、憲法及び法律を遵守し、並びに自己の職務を良心的に果たすことを誓います。」
2. 他の宗教又は宗派を信仰する議会議員は、自己の宗教又は教義の形式で同一の宣誓を行う。
3. 議会の閉会中に選出が公示された議会議員は、開会中の部会¹²において宣誓を行う。

第60条

1. 議会議員は、意見の自由及び自己の良心に従って投票を行う権利を、制約なく享受する。
2. 議会議員の職務を辞することは、議会議員の権利であり、議長に対する書面による申出の提出と同時に効力を有する。この申出は、撤回することができない。

第61条

1. 議会議員は、議会議員としての職務の遂行中に表明した意見又は行った表決について、いかなる方法によっても訴追され、又は審問されない。
2. 議会議員は、法律に従い、中傷的な名誉毀損¹³についてのみ、議会が許可したとき訴追される。審理は、高等裁判所の管轄とする。議長が告発を受けてから45日以内に議会が議決をしないときは、許可が確定的に得られなかったものとみなす。議会が許可

¹² 「部会」は、議会の閉会中に、その立法活動（ただし、本会議の管轄に属する法令を除く）を行う議会の編成を意味する（第71条を参照）。

¹³ ギリシャ刑法第363条によると、「中傷的な名誉毀損」は、摘示した事実が虚偽のものであることを知っていた名誉毀損のことを意味する。

を拒み、又は当該期限を徒過したときは、議会議員の行為は、告発されなかったものとみなす。

この項の規定は、次の議会期¹⁴から適用する。

3. 議会議員は、その職務を遂行する過程において取得し、若しくは提供した情報又は当該情報を取得し、若しくは提供した相手方について証言する義務を負わない。

第 62 条

議会議員は、議会期においては、議会の許可がなければ、訴追、逮捕、拘禁その他のいかなる拘束も受けない。また、解散された議会の議員は、解散から新議会の議員の選出が公示されるまでの間は、政治犯罪について訴追されない。

検察官が訴追に係る要求を議長に提出してから、3か月以内に議会が議決しないときは、許可は得られなかったものとみなす。

3か月の期限の進行は、議会の休会中は、停止する。

重罪の現行犯の場合には、許可を要しない。

第 63 条

1. 議会議員は、その職務の遂行について、国から歳費及び手当の支給を受ける権利を有する。これらの金額は、議会の本会議の議決するところによる。
2. 議会議員は、交通、郵便及び電話の料金を免除される。免除の範囲は、議会の本会議の議決するところによる。
3. 議会議員が正当な理由なく1か月につき5回を超えて議会の会議を欠席したときは、その欠席ごとに、歳費月額額の30分の1の減額を受ける。

第 4 節

議会の組織及び活動

第 64 条

1. 議会の常会は、毎年10月の第1月曜日に当然に招集され、年間の活動を行う。ただし、第40条の規定により、共和国大統領が、より早い日に議会の招集したときは、この限りでない。
2. 常会の期間は、第40条の規定による停止の期間を除き、5か月より短くてはならない。
常会は、第79条の規定により予算を可決し、又は同条に規定する特別法を可決するまでは、義務的に延長される。

第 65 条

1. 議会は、議事規則により、その自由かつ民主的な運営の方法について定める。議事規則は、第76条の規定により本会議で決し、議長の命令により官報に公示する。
2. 議会は、議事規則の定めるところにより、議員の中から、議長その他の役員を選挙

¹⁴ 1975年の憲法を制定した議会の後に選挙された議会の議会期のことを意味する。

する。

3. 議長及び副議長は、各議会期の始めに選挙される。

この規定は、第5期憲法改正議会¹⁵の最初の会期において選挙された議長及び副議長については、適用しない。

議会は、50人以上の議員の提案に基づき、議長又は他の役員に対する不信任の表明を行うことができ、不信任を受けた者の任期は、終了する。

4. 議長は、議会の活動を指揮し、並びにその活動の妨げのない実施の確保、議会議員の意見及び表現の自由の保障並びに秩序の維持に配慮する。議長は、また、議事規則の定めるところにより、非行を行った議会議員に対して懲戒措置をとることができる。
5. 議事規則により、議会の立法活動を補佐するための専門調査部局を設置することができる。
6. 議事規則は、議長の監督の下に置かれる議会の事務局の組織及びその職員に関する一切の事項について定める。議会の職員の任命及び職業上の身分に関する議長の行為は、内閣に対する不服の訴え又は取消訴訟¹⁶の対象となる。

第66条

1. 議会は、議事堂において公開で会議を行う。ただし、政府又は15人以上の議会議員による要求があり、秘密会で過半数の議会議員がこれに賛成したときは、秘密会で審議することができる。議会は、その後において、同一の案件に関する審議を公開の会議で再度行うかどうかを決定する。
2. 大臣及び政務次官は、議会の会議に自由に出席し、要求した場合にはいつでも発言することができる。
3. 議会及び議会の委員会は、審議中の事項を所管する大臣又は政務次官の出席を要求することができる。

議会の委員会は、その活動に有用と認める全ての人物を、所管大臣に通知した上で、招致することができる。議会の委員会は、議事規則の定めるところにより、公開で会議を行う。ただし、政府又は5人以上の議会議員による要求があり、秘密会で過半数の議会議員がこれに賛成したときは、秘密会で審議することができる。議会の委員会は、その後において、同一の案件に関する審議を公開の会議で再度行うかどうかを決定する。

第67条

議会は、出席議員の過半数によらなければ議決することができず、当該過半数は、いかなる場合においても、総議員の4分の1を下回ってはならない。

表決の結果が可否同数の場合には、再度表決を行い、再び可否同数となったときは、その提案は否決される。

¹⁵ 1975年の憲法を制定した議会のことを意味する。

¹⁶ 「不服の訴え」とは、行政行為（作為又は不作為）について、事実問題又は法律問題の存在を理由として、その取消し又は修正を求める訴訟のことをいい、「取消訴訟」とは、行政機関の執行可能な行為について、権限の逸脱又は法律違反を理由としてその取消しを求める訴訟のことをいう。

第 68 条

1. 議会は、その議事規則の定めるところにより、政府提出法案及び議員提出法案を審査し、及び修正するため、議員によって構成される常任委員会を、各常会の始めに設置する。
2. 議会は、総議員の 5 分の 1 以上の議員からの提案に基づき、総議員の 5 分の 2 以上の多数による決議により、議員によって構成される調査委員会を設置する。
外交及び国防に関する事項について調査委員会を設置するには、総議員の過半数による決議を要する。
これらの委員会の構成及び運営に関する事項は、議事規則で定める。
3. 議会の委員会及び調査委員会並びに第 70 条及び第 71 条に規定する部会は、議事規則の定めるところにより、政党、会派及び無所属の議会議員の議席数に比例して構成される。

第 69 条

何人も、自発的に議会に出頭して口頭又は書面で請願することができない。請願は、議会議員を経由して提出され、又は議長に手交される。議会は、議会に宛てられた請願を大臣及び政務次官に送付する権能を有し、大臣及び政務次官は、説明を求められた場合には、説明する義務を負う。

第 70 条

1. 議会は、本会議においてその立法活動を行う。
2. 議会の議事規則は、当該規則で定める立法活動が、議事規則の定めるところにより、第 72 条の制限の下に会期中設置され、活動する常任委員会によっても行われることができることについて規定する。
3. 議会の議事規則は、また、常任委員会の、省庁に応じた所管の割振りについて定める。
4. 別段の定めがない限り、議会に関するこの憲法の規定は、議会の本会議及び次条に規定する部会における議会の活動並びに議会の委員会の活動について適用する。
5. 次条に規定する部会の議決及び第 2 項の規定により立法活動を行う常任委員会の議決は、その構成員の 5 分の 2 を下回らない多数を要する。
6. 議会による統制は、議事規則の定めるところにより、議会がその本会議において行う。議事規則は、議会による統制が、次条に規定する部会及び会期中設置され、活動する常任委員会によっても行われることができることについて規定することができる。
7. 議事規則は、議会又は政府の外国への派遣団に参加している議会議員が表決に参加する方法について定める。
8. 議会の議事規則は、欧州連合の枠組みにおいて法令の対象となる事項について、議会が政府から情報の提供を受けて審議する方法について定める。

第 71 条

議会の閉会中は、その立法活動は、次条の規定によりその本会議の所管に属するものを除き、第 68 条第 3 項及び前条の規定により設置され、活動する部会によって行われる。

議事規則は、同一の部会の構成員から成る議会の委員会による政府提出法案又は議員提

出法案の審査について定めることができる。

第72条

1. 議事規則、第3条、第13条、第27条、第28条第2項及び第3項、第29条第2項、第33条第3項、第48条、第51条、第54条並びに第86条に規定する事項に関する政府提出法案及び議員提出法案、人権の行使及び保護に関するこの憲法の規定の施行に関する政府提出法案及び議員提出法案、法律の有権解釈に関する政府提出法案及び議員提出法案並びにこの憲法の特別の規定により本会議の所管とされる他の全ての事項に関する政府提出法案及び議員提出法案又は特別多数を必要とする他の全ての事項に関する政府提出法案及び議員提出法案については、本会議において審議及び表決が行われる。

国及び議会の予算及び決算も、本会議において表決が行われる。

2. 前項に規定するもの以外の政府提出法案及び議員提出法案に関する審議及び表決は、第70条の規定により、会期中は、所管の常任委員会が行うことができる。これらの表決は、また、議事規則の定めるところにより、議会の閉会中は、前条の規定により設置され、活動する部会が行うことができる。
3. 政府提出法案又は議員提出法案についての表決が行われる常任委員会は、その総委員の過半数で可決した決議により、その所管に関するあらゆる疑義について本会議に照会することができる。本会議の決定は、委員会を拘束する。

政府提出法案又は議員提出法案の提出から常任委員会における審議までの間には、少なくとも1週間の間隔を置かなければならない。

4. 所管の常任委員会において審議及び表決が行われた政府提出法案又は議員提出法案は、議会の議事規則の定めるところにより、1回の会議において本会議に上程され、その趣旨、各条及び全体について一括して審議及び表決が行われる。委員会において5分の4以上の多数で可決された政府提出法案及び議員提出法案は、議事規則の定めるところにより、本会議における審議及び表決が行われる。

第5節

議会の立法活動

第73条

1. 法律の提案権は、議会及び政府に属する。
2. 年金の給付及びその条件に何らかの関連を有する政府提出法案は、財務大臣のみが、会計検査院の意見を聴いた上で、議会に提出する。地方自治体その他の公法人に財政負担をもたらす年金の場合には、所管大臣及び財務大臣がこれを議会に提出する。年金に関する政府提出法案は、特別のものでなければならない。他の事項について規律することを目的とする法律に年金に関する規定を挿入してはならず、挿入した場合には、無効となる。

3. 議会によって発議された法案又は修正案若しくは追加案であって、個人に対して給料、年金その他の便宜を供与するために、国、地方自治体その他の公法人の支出又は収入若しくは資産の減少をもたらすものは、審議に付されない。
4. 前項の規定にかかわらず、公役務及び公益団体の組織並びに公務員、軍人、治安部隊の隊員並びに地方自治体その他の公法人及び公企業一般の職員の身分一般に関する政府提出法案に対する修正案又は追加案であって、次条第3項の規定により政党の党首又は会派の代表者によって提出されたものは、審議に付される。
5. 地方税若しくは特別税又は公法人若しくは私法人のために性質のいかんを問わず負担金を課する政府提出法案は、調整大臣及び財務大臣の副署を必要とする。

第74条

1. 全ての政府提出法案及び議員提出法案には、理由書を付さなければならない。第65条第5項に規定する専門調査部局が設置されたときは、議事規則の定めるところにより、政府提出法案及び議員提出法案を議会の本会議又は部会に提出する前に、立法技術的な審査を受けるために当該部局にこれを付託することができる。
2. 議会に提出された政府提出法案及び議員提出法案は、適當の委員会に付託される。政府提出法案及び議員提出法案は、議会の委員会の報告書が提出され、又は報告書の提出期限を徒過した日から3日後に、議会の審議に付される。ただし、所管大臣が緊急の指定を行った政府提出法案については、この限りでない。審議は、所管大臣及び委員会の報告者の口頭による説明の後に開始される。
3. 議会の本会議又は部会の所管に属する政府提出法案及び議員提出法案に対する議会議員による修正案は、審議が開始される日の前日までに提出されなければ、審議に付されない。ただし、政府が審議に同意した場合は、この限りでない。
4. 法律の規定の改正を目的とする政府提出法案又は議員提出法案は、改正される規定の全文が提案理由書に記載され、かつ、改正後の新规定の全文が政府提出法案又は議員提出法案の本文に記載されない限り、審議に付されない。
5. 第1項の規定は、議会の議事規則の定めるところにより、所管の常任委員会において審議及び表決が行われる政府提出法案又は議員提出法案についても適用する。

主な規定対象と関連を有しない規定を含む政府提出法案又は議員提出法案は、審議に付されない。

政府提出法案又は議員提出法案の主な規定対象と関連を有しない追加案又は修正案は、審議に付されない。

大臣による追加案又は修正案は、議事規則の定めるところにより、本会議、第71条に規定する部会又は所管の常任議会委員会において審議が開始される日の少なくとも3日前までに提出された場合に限り、審議される。

前2段落の規定は、議会議員による追加案又は修正案についても適用する。

異議申立てがあった場合の決定は、議会が行う。

所管の常任委員会又は第71条に規定する部会の構成員でない議会議員は、議事規則の定めるところにより、その提出した議員提出法案及び追加案又は修正案の趣旨に

関する審議において、及びこれらを支持するために、発言を行うことができる。

6. 毎月1回、議事規則で定める日に、未表決の議員提出法案が議事日程に優先的に記載され、審議される。

第75条

1. 財政負担をもたらすいかなる政府提出法案及び議員提出法案も、大臣によって提出されたものにあつては、支出額を明らかにした会計局¹⁷の報告書が添付されていない限り審議に付されず、国会議員により提出されたものにあつては、審議の前に会計局に送付され、同局は15日以内にこれに関する報告書を議会に提出しなければならない。当該期限を徒過したときは、当該議員提出法案は、報告書がなくても審議に付される。
2. 前項の規定は、所管大臣の要求があつたときは、修正案についても適用する。この場合においては、会計局は、3日以内にその報告書を議会に提出しなければならない。当該期限を徒過した場合に限り、報告書がなくても審議が行われる。
3. 支出又は収入の減少をもたらす政府提出法案は、その補填方法についての、所管大臣及び財務大臣が署名した特別の報告書が添付されない限り、審議に付されない。

第76条

1. いかなる政府提出法案及び議員提出法案も、第72条第4項の場合を除き、その趣旨、各条及び全体について、1回に限り¹⁸審議及び表決が行われる。
2. 議会が可決した政府提出法案又は議員提出法案で、第42条の規定により差し戻されたものは、2日以上の間隔を置いた2回の本会議において、第1回の会議ではその趣旨及び各条について、第2回の会議では各条及び全体について、それぞれ審議及び表決が行われる。
3. 審議において追加又は修正が認められたときは、全体についての表決は、第72条第4項の場合を除き、改められた政府提出法案又は議員提出法案の配付から24時間延期される。
4. 政府が特に緊急の指定を行った政府提出法案又は議員提出法案は、議会の議事規則の定めるところにより、本会議又は第71条に規定する部会の1回の会議における限られた審議の後、表決に付される。
5. 政府は、議会の議事規則の定めるところにより、緊急の性質を有する政府提出法案又は議員提出法案を、一定数の会議において審議するよう求めることができる。
6. 特別法に基づき設置された特別委員会によって起草された司法法典又は行政法典の制定は、議会の本会議において、当該法典を全体として承認する特別法によって行うことができる。
7. 前項の規定は、現に効力を有する法律の規定を単純な分類により法典化し、又は廃止された法律の効力を全体として回復させる場合について準用する。ただし、租税に

¹⁷ 財務省の機関。国家予算、公務員等の給与及び年金等に関する事務を行う。

¹⁸ 法案は、①その趣旨及び全体的な内容について、②各条文について、並びに③その全体について、それぞれ1回ずつ審議及び表決される。

関する法律については、この限りでない。

8. (2001年の改正により削除)

第77条

1. 法律の有権解釈は、立法作用に属する。
2. 実際には解釈法でない法律は、公布の時からのみ効力を有する¹⁹。

第6節

租税及び財政

第78条

1. いかなる税も、納税義務者、所得、財産の種類並びに税に関連する支出及び取引又はその種類を明らかにした議会制定法によらなければ、賦課され、又は徴収されない。
2. 租税その他の公課は、これを賦課する会計年度より前の会計年度にさかのぼって効力を有する法律によって賦課することができない。
3. 前項の規定にかかわらず、輸入税又は輸出税及び消費税を賦課し、又は増額する場合には、第42条第1項に定める期限内に、かつ、いかなる場合においても議会の会期の終了日から遅くとも10日以内に法律が公布されることを条件として、関連する政府提出法案が議会に提出された日からこれを徴収することができる。
4. 課税の対象、税率、税の減免及び年金の給付は、委任立法の対象とすることができない。

公共工事の実施を唯一の原因として、近隣の私有不動産の価値が自動的に上昇した場合において、これに対する国及び官公署の関与を評価する方法を法律で定めることは、この項に規定する禁止に反しない。

5. 前項の規定は、法律の枠組みにおいて認められた委任に基づき相殺措置及び対抗措置としての公課又は関税を賦課すること²⁰を妨げず、また、国と経済機関との国際的関係の枠組みにおいて経済的措置又は国の外国為替における地位を確保するための措置を講ずることを妨げない。

第79条

1. 議会は、毎年¹⁹の常会において、翌年の国の歳入歳出予算について議決する。

議会は、第3項の規定による予算案の審議の際に、予算の個別の項目について修正案を提出することができ、当該修正案は、国の歳入歳出総額に影響を及ぼさないものであるときは、本会議に上程され、表決に付される。予算の執行を議会が監視するための特別の手続については、議会の議事規則で定める。

¹⁹ この規定は、既存の法律を正式に解釈するのではなく、新たな法規範を設ける法律であるにもかかわらず、解釈法であるとの名目の下に、当該法律の効力を過去にさかのぼらせることを禁止するものである。

²⁰ 不当廉売（ダンピング）の防止を念頭においた規定である。

2. 国の全ての歳入及び歳出は、毎年の予算及び決算に編入しなければならない。
3. 予算案は、議事規則の定めるところにより、10月の第1月曜日に、財務大臣によって所管の常任委員会に提出され、審議される。財務大臣は、委員会の意見を考慮した上で、会計年度が始まる40日以上前までに議会に予算を提出する。予算は、議事規則の定めるところにより、本会議で審議及び表決が行われる。議事規則は、また、議会の全ての党派が意見を表明する権利を保障する。
4. 理由のいかんを問わず、予算に基づく歳入及び歳出の管理を行うことができないときは、その都度の特別法に基づいて管理を行う。
5. 議会期が終了したために、予算又は前項の特別法を表決に付することできないときは、内閣の提案に基づき発する命令により、終了した後であるか、又は終了しつつある会計年度の予算の効力を4か月間延長する。
6. 2の会計年度にわたる予算の編成について、法律で定めることができる。
7. 国の決算及び一般貸借対照表は、各会計年度の終了後遅くとも1年以内に、第98条第1項第5号に規定する会計検査院の報告書を必ず添えて議会に提出され、議事規則の定めるところにより、議会議員の特別委員会によって審査され、本会議において承認される。
8. 経済及び社会の発展計画は、法律の定めるところにより、議会の本会議において承認される。

第80条

1. 給料、年金、賞与又は報酬は、組織法又は他の特別法によらなければ、国の予算に編入し、又は支給することができない。
2. 通貨の鑄造又は発行については、法律で定める。

解釈規定

第2項の規定は、第28条の規定により、欧州統合のより広い枠組みにおいて、経済通貨同盟の過程にギリシャが参加することを妨げない。

第4章

政府

第1節

政府の構成及び任務

第81条

1. 首相及び大臣から成る内閣は、政府を構成する。内閣の構成及び運営については、法律で定める。首相の発する命令により、1又は2以上の大臣を、副首相に任命することができる。

政府の構成員となることができる副大臣、無任所大臣及び政務次官並びに事務次官の地位については、法律で定める。

2. 第 55 条に規定する議会議員となるための資格要件を満たさない者を、政府の構成員又は政務次官に任命することはできない。
3. 政府の構成員、政務次官及び議会議長の一切の職業活動は、その職務を遂行する間、停止する。
4. 大臣及び政務次官の職のそれ以外の活動との兼職禁止については、法律で定めることができる。
5. 副首相が存在しない場合において、必要が生じたときは、首相は、大臣のうちの 1 人をその臨時の職務代行者に任命する。

第 82 条

1. 政府は、この憲法及び法律の定めるところに従い、国の全体的な政策を定め、指揮する。
2. 首相は、法律の枠組みにおいて政府の政策を実行するために、政府の統一性を確保し、並びに政府及び公務全般の活動を指揮する。
3. 国の全体的な政策に関する社会対話、とりわけ経済社会政策の方向付けに関する社会対話を実施すること並びに付託された政府提出法案及び議員提出法案について意見を述べることを任務とする経済社会委員会の設置、運営及び権限については、法律で定める。
4. 議会に議席を有する政党の代表者及び専門的な知識又は経験を有する者が参加する国家外交政策会議の設置、運営及び権限については、法律で定める。

第 83 条

1. 各大臣は、法律で定める権限を行使する。無任所大臣は、首相が命令で付与した権限を行使する。
2. 政務次官は、首相及び所管大臣が共同の命令で付与した権限を行使する。

第 2 節

議会と政府の関係

第 84 条

1. 政府は、議会の信任を得なければならない。政府は、首相が就任の宣誓をした日から 15 日以内に議会に信任投票を求めなければならないが、また、いつでもこれを求めることができる。議会は、政府が組織された時に閉会中であるときは、信任の決議案について議決するために 15 日以内に招集される。
2. 議会は、その決議により、政府又はその構成員に対する信任を撤回することができる。不信任の決議案は、議会が不信任の決議案を否決した日から 6 か月を経過しなければ、提出することができない。

不信任の決議案は、議会議員の6分の1以上が署名し、かつ、審議の対象を明記するものでなければならない。

3. 議会の総議員の過半数が署名した不信任の決議案は、前項の規定にかかわらず、6か月を経過する前であっても提出することができる。
4. 信任又は不信任の決議案についての審議は、不信任の決議案について政府が直ちに開始するよう求めた場合を除き、その提出日から2日後に開始され、その開始日から3日を超えてはならない。
5. 信任又は不信任の決議案についての表決は、審議の終了後直ちに行われる。ただし、政府が要求した場合には、これを48時間延期することができる。
6. 信任の決議案は、議会の出席議員の過半数で、かつ、総議員の5分の2以上の賛成がなければ、可決することができない。

不信任の決議案は、議会の総議員の過半数の賛成のあった場合に限り、可決する。

7. 議会に議席を有する大臣及び政務次官も、第5項の表決に参加する。

第85条

内閣の構成員及び政務次官は、政府の全体的な政策について連帯責任を負うとともに、大臣の責任に関する法律の規定に従い、その権限の範囲内における作為又は不作為について個別に責任を負う。いかなる場合においても、書面又は口頭による共和国大統領の命令が存在することにより、大臣及び政務次官がその責任を免れることはない。

第86条

1. 政府の構成員若しくは政務次官又はこれらの地位にあった者がその職務の遂行中に行った犯罪について訴追する権限は、法律の定めるところにより、議会のみが有する。大臣であることを要件とする犯罪を設けることは、禁止する。
2. 前項に規定する犯罪についての同項に規定する者に対する訴追、取調べ、予備的な取調べ又は予備的な調査は、次項の規定による議会の事前の決議がなければ、行うことができない。

他の取調べ、予備的な取調べ、予備的な調査又は行政調査において、前項に規定する者及び犯罪に関連する根拠が明らかになったときは、当該根拠は、取調べ、予備的な取調べ又は予備的な調査を行う者により直ちに議会に送付される。

3. 訴追の提案は、30人以上の議会議員によって提出される。議会は、その総議員の過半数で可決した決議によって、予備的な調査を実施するための特別の委員会を設置する。当該委員会が設置されない場合には、当該提案は、明らかに根拠のないものとして却下される。当該委員会が出した結論は、本会議に提出され、本会議は、訴追を行うか否かを決定する。このための決議は、議会の総議員の過半数で可決される。

議会は、第1項に規定する権限を、犯罪が行われた後に始まる議会期の2回目の常会が終了する日まで行使することができる。

議会は、第1段落に規定する手続及び多数により、いつでも、その決議を取り消し、又は訴追、予備的な手続若しくは本手続を中止することができる。

4. 関連する事件を第1審かつ終審として裁判する権限は、國務院の6人の構成員及び

最高民事・刑事裁判所の7人の構成員によって事件ごとに構成される、最上位の裁判所としての特別裁判所に属する。特別裁判所の正規及び補充の構成員は、これら2つの最高裁判所の構成員であって、その占めている地位に訴追の提案が提出される前から任命され、又は昇任したものの中から、議会議長が、訴追が行われた後に議会の公開会議においてくじで選定する。特別裁判所の長は、くじで選定された最高民事・刑事裁判所の構成員の最上級の者が務め、同格の者が複数あるときは、最も先任の者が務める。

この項に規定する特別裁判所の枠組みにおいて、国务院の2人の構成員及び最高民事・刑事裁判所の3人の構成員によって事件ごとに構成される司法会議が運営される。司法会議の構成員は、同時に特別裁判所の構成員となることはできない。司法会議の決定により、最高民事・刑事裁判所に属するその構成員の1人が予審判事に指名される。予備的な手続は、決定の発出によって終了する。

この項に規定する特別裁判所及び司法会議における検察官の職務は、その補充員とともにくじで選定される最高民事・刑事裁判所の検察局の構成員が行使する。前段落及びこの段落の規定は司法会議の構成員についても、前段落の規定は検察官についても、適用する。

政府の構成員若しくは政務次官又はこれらの地位にあった者が、特別裁判所に訴追された場合において、関係者がいるときは、法律の定めるところにより、同様に訴追される。

5. 時効を含む理由のいかんを問わず、政府の構成員若しくは政務次官又はこれらの地位にあった者に対する訴追の手続が完了しなかったときは、議会は、本人又はその相続人の要求により、容疑について調査するための特別委員会を設置することができ、当該特別委員会には、最高裁判所の司法官も参加することができる。

第5章 司法権

第1節

司法官及び司法職員

第87条

1. 裁判は、職務上及び身分上の独立性を有する正規の裁判官によって構成される裁判所が行う。
2. 裁判官は、その職務の遂行に当たってこの憲法及び法律にのみ従い、いかなる場合においても、憲法に違反して制定された規定を遵守する義務を負わない。
3. 正規の裁判官の監査は上級の裁判官並びに最高民事・刑事裁判所の検事及び副検事が、検察官の監査は最高民事・刑事裁判所の判事及び上級の検察官が、法律の定めるところにより行う。

第 88 条

1. 司法官は、その資格要件及び選定手続について定める法律に従い、大統領令によって任命され、その任命は終身である。
2. 司法官の報酬は、その職に応じたものとする。その昇任及び昇給並びに身分一般については、特別法で定める。

第 94 条、第 95 条及び第 98 条の規定にかかわらず、司法官のあらゆる種類の報酬及び年金に関する紛争は、関連する法的問題の解決がより広い範囲の者の給料、年金又は税の状況に影響を及ぼす可能性があるときは、第 99 条に規定する特別裁判所において審理される。この場合においては、当該裁判所は、法律の定めるところにより、正教授及び弁護士各 1 人を追加して構成される。係属中の訴訟があるときは、その継続については、法律の定めるところによる。

3. 司法官が正規の司法官として任命されるまでの間に、最長 3 年間の養成及び試用の期間を法律で設けることができる。司法官は、当該期間においては、法律の定めるところにより、正規の裁判官の職務を遂行することもできる。
4. 司法官は、刑事事件について有罪の判決を受けたこと又は重大な規律違反、疾病、障害若しくは職務不適格を理由として、第 93 条第 2 項及び第 3 項の規定による裁判所の判決によってのみ罷免することができ、これらの理由は、法律の定めるところにより立証される。
5. 高等裁判所の判事又は副検事及びこれらに相当する職階までの職階に属する司法官は 65 歳に達した時に、これらよりも上位の職階又はこれに相当する職階に属する全ての司法官は 67 歳に達した時に、退職しなければならない。この規定の適用に当たっては、いかなる場合においても、司法官が退職する年の 6 月 30 日をもって、定年に達したものとみなす。
6. 司法官を他の部門に転任させることは、禁止する。ただし、地方裁判所の判事補と検察局の検事補の間の転任は、法律の定めるところにより、転任する者の求めに応じて行うことができる。通常行政裁判所の裁判官は、法律の定めるところにより、国務院評定官の総数の 5 分の 1 を限度として、これに昇任させることができる。
7. この憲法に特に規定する裁判所又は評議会であって、国務院又は最高民事・刑事裁判所の構成員が参加するものは、最も先任の者が主宰する。

解釈規定

第 88 条の正しい意味では、民事裁判所の第 1 審の管轄を統合し²¹、当該審級の司法官の職務上の身分を調整することは、法律の定めるところにより、判断及び評価の手続が用意されている場合には、許される。

第 89 条

1. 司法官は、他のいかなる有給の職務にも就いてはならず、また、他のいかなる職業にも従事してはならない。

²¹ 「民事裁判の第 1 審」の統合とは、簡易裁判所と地方裁判所の統合のことを意味する。

2. 前項の規定にかかわらず、司法官は、アテネ学士院の会員又は高等教育機関の教員に選出されることができるほか、法律がその参加を特に規定するときは、懲戒、監査又は司法的な性質の権限を行使する評議会又は委員会及び立法事務を行う委員会に参加することができる。第1文の場合を除き、私人の意思表示により、その生存中又は死後に設置された評議会若しくは委員会又は委託された職務における司法官の他の者への交代については、法律で定める。
3. 司法官に行政上の職務を付与することは、禁止する。司法官の養成に関する職務は、司法的な性質を有するものとみなす。国際機関において国を代表する職務を司法官に付与することは、許される。

司法官による仲裁の実施は、法律の定めるところにより、その公務の範囲内においてのみ許される。
4. 司法官が政府に参加することは、禁止する。
5. 司法官の団体の結成は、法律の定めるところにより、許される。

第90条

1. 司法官の昇任、配置、配置換、派遣及び他の部門への転任は、最高司法評議会の決定の後に発令される大統領令によって実施される。最高司法評議会は、法律の定めるところにより、それぞれの最高裁判所の長官及び当該裁判所の2年以上勤務している構成員の中からくじで選定した者によって構成される。民刑事裁判の最高司法評議会には、法律の定めるところにより、最高民事・刑事裁判所の検事及び同裁判所の検察局に2年以上勤務している副検事の中からくじで選定した2人の副検事が参加する。国務院及び行政裁判の最高司法評議会には、これらに勤務する国家総合委員長も、通常行政裁判所及び国家総合委員会²²の司法官に関する事項について参加する。会計検査院の最高司法評議会には、これに勤務する国家総合委員長も参加する。

最高司法評議会には、法律の定めるところにより、職務上の身分の変更に関係を有する部門の、少なくとも高等裁判所判事又はこれに相当する職階にあって、くじで選定された2人の司法官が、投票権を有しないで参加する。
2. 国務院評定官、最高民事・刑事裁判所判事、最高民事・刑事裁判所副検事、会計検査院検査官、高等裁判所の長官及び検事の地位への昇任並びに行政裁判所及び会計検査院の総合委員会の構成員の選出について決定するときは、前項の評議会は、法律の定めるところにより、構成員の数を増加する。その他の事項については、同項の規定を適用する。
3. 法務大臣は、最高司法評議会の決定に異議があるときは、法律の定めるところにより、関連する最高裁判所の大法廷に当該案件を付託することができる。法律の定める条件

²² 通常行政裁判所の国家総合委員会及び会計検査院の国家総合委員会があり、それぞれ独立司法機関として設置されている。通常行政裁判所の国家総合委員会は、通常行政裁判所の裁判官の異動及び昇格並びに通常行政裁判所の管理等に関する事務を担当する。また、会計検査院の国家総合委員会は、適法な行政活動の確保及び汚職の防止等をその目的とする。通常行政裁判所の国家総合委員会は国家総合委員長、国家委員及び国家副委員から構成され、会計検査院の国家総合委員会は、国家総合委員長、国家委員、国家副委員及び調査官によって構成される。

の下で、決定に関係を有する司法官も、不服の訴えを提起する権利を有する。第2審の最高司法評議会としての関連する最高裁判所の大法廷の審理については、第1項第3文から第6文までの規定を適用する。この場合においては、最高民事・刑事裁判所の大法廷には、同裁判所の検察局の構成員も、投票権を有して参加する。

4. 付託された事項に関する、第2審の最高司法評議会としての大法廷の決定及び大臣が異議を述べなかった最高司法評議会の決定は、大臣を拘束する。
5. 国務院、最高民事・刑事裁判所及び会計検査院の長官及び副長官の職への昇任は、法律の定めるところにより、それぞれの最高裁判所の構成員の中から選抜した上で、内閣の提案に基づき発される大統領令によって実施される。最高民事・刑事裁判所の検事の職への昇任は、法律の定めるところにより、最高民事・刑事裁判所の裁判官及び副検事の中から選抜した上で、同様の命令によって実施される。会計検査院の国家総合委員長への昇任は、法律の定めるところにより、会計検査院及び関連する国家総合委員会の構成員の中から選抜した上で、同様の命令によって実施される。行政裁判所の国家総合委員長への昇任は、法律の定めるところにより、関連する国家総合委員会の構成員及び行政裁判所の高等裁判所長官から選抜した上で、同様の命令によって実施される。

国務院、最高民事・刑事裁判所及び会計検査院の長官、最高民事・刑事裁判所の検事並びに行政裁判所及び会計検査院の国家総合委員長の任期は、当該職に就いている司法官が定年に達しない場合であっても、4年を超えることができない。定年に達するまでの残りの期間は、法律の定めるところにより、年金の給付が受けられる実勤務期間として算入される。

6. この条の規定に基づく決定又は行為については、国務院に訴えることができない。

第91条

1. 最高民事・刑事裁判所の判事若しくは副検事以上の職階又はこれらに相当する職階にある司法官に対する懲戒権は、法律の定めるところにより、最高懲戒審査会が行使する。

懲戒の訴えは、法務大臣が提起する。

2. 最高懲戒審査会は、国務院長官を会長とし、国務院の副長官又は評定官2人、最高民事・刑事裁判所の副長官又は判事2人、会計検査院の副長官又は検査官2人及びギリシャの大学の法学部の法律科目を担当する正教授2人を委員として構成される。審査会の委員は、それぞれの最高裁判所又は法学部に3年以上勤務している者の中からくじで選定する。審査会が最高裁判所の構成員、検察官又は国家委員の行為について決定することを求められているときは、当該裁判所に所属する委員は、除外される。国務院の構成員に対する懲戒の訴えが提起された場合には、最高民事・刑事裁判所長官が最高懲戒審査会を主宰する。
3. 他の司法官に対する懲戒権は、法律の定めるところにより、第1審及び第2審においては、くじで選定された正規の裁判官によって構成される審査会が行使する。懲戒の訴えは、法務大臣も提起することができる。

4. この条の規定に基づく懲戒決定については、国務院に訴えることができない。

第92条

1. 全ての裁判所及び検察局の事務局の職員は、終身とする。これらの司法職員は、刑事事件について有罪の判決を受けたことを理由とする裁判所の判決又は重大な規律違反、疾病、障害若しくは職務不適格を理由とする司法評議会の決定によってのみ罷免することができ、これらの理由は、法律の定めるところにより立証される。
2. 全ての裁判所及び検察局の事務局の職員の資格要件及び地位一般については、法律で定める。
3. 司法職員の昇任、配置、配置換、派遣及び他の部門への転任は、法律の定めるところにより、司法官及び司法職員が多数を占める職務評議会の同意を得て実施される。司法職員に対する懲戒権は、法律の定めるところにより、職階上その上位にある裁判官、検察官、国家委員又は職員及び職務評議会が行使する。司法職員の職務上の身分の変更に関する決定及び職務評議会の懲戒決定に対しては、法律の定めるところにより、不服の訴えを提起することができる。
4. 土地登記所の職員は、司法職員とする。公証人並びに抵当及び登記に係る無給の登記官は、相当する職務又は職が存する限り、終身とする。前項の規定は、この場合について準用する。
5. 公証人並びに抵当及び登記に係る無給の登記官は70歳に達した時に、その他の者は法律の定める年齢に達した時に、退職しなければならない。

第2節

裁判所の組織及び管轄

第93条

1. 裁判所は、行政裁判所、民事裁判所及び刑事裁判所に分類され、特別法によって組織される。
2. 全ての裁判の法廷は、公開とする。ただし、公開することにより善良の風俗を害し、又は当事者の私生活若しくは家庭生活を保護する特別の理由があると裁判所が決定したときは、この限りでない。
3. 全ての判決は、具体的かつ完全に理由を付した上で、公開の法廷で言い渡さなければならない。

前段落に違反した場合に生ずる法的な効果及び制裁については、法律で定める。少数意見は、公表しなければならない。少数意見がある場合の議事録への記載並びに公表の条件及び前提条件については、法律で定める。

4. 裁判所は、憲法に違反する内容の法律を適用しない義務を負う。

第94条

1. 国務院及び通常行政裁判所は、法律の定めるところにより、会計検査院の権限を害

しない範囲において、行政紛争についての管轄権を有する。

2. 民事裁判所は、法律の定めるところにより、私的紛争及び非訟事件についての管轄権を有する。
3. 特別の場合において、同一の立法の統一的な適用を実現するために、法律により、特定の種類の私的紛争の裁判を行政裁判所に行わせ、又は特定の種類の行政紛争の裁判を民事裁判所に行わせることができる。
4. 民事裁判所又は行政裁判所には、法律の定めるところにより、他のいかなる行政的な性質を有する権限も付与することができる。これらの権限には、裁判所の判決を行政に遵守させるための措置をとることも含まれる。裁判所の判決は、法律の定めるところにより、国、地方自治体及び公法人に対しても強制的に執行することができる。

第 95 条

1. 国務院は、主として次に掲げる事項を管轄する。
 - (1) 権限の逸脱又は法律違反を理由として提起された行政機関の執行可能な行為についての取消訴訟
 - (2) 法律の定めるところにより、通常行政裁判所の確定判決を破棄することを求める上告の申立て
 - (3) 憲法及び法律の定めるところにより、その管轄に属する行政紛争の事実審の審理
 - (4) 規制的な性質を有する全ての命令の審査
2. 前項第 4 号の権限の行使に当たっては、第 93 条第 2 項及び第 3 項の規定は、適用しない。
3. 国務院の取消管轄に属する特定の種類の事件の裁判は、法律により、その性質又は重要度に応じて、通常行政裁判所の管轄とすることができる。国務院は、法律の定めるところにより、第 2 審として裁判を行う。
4. 国務院の管轄権は、法律がより詳細に定めるところにより、規律され、行使される。
5. 行政は、裁判所の判決を遵守する義務を負う。この義務に違反した場合には、全ての所轄庁は、法律の定めるところにより、責任を負う。行政による遵守を確保するために必要な措置については、法律で定める。

第 96 条

1. 通常刑事裁判所は、犯罪を処罰し、及び刑法に定めるあらゆる措置を講ずる管轄権を有する。
2. 法律により、次のことを行うことができる。
 - (1) 罰金刑に処される警察犯の裁判を、警察の職務を遂行する当局に行わせること。
 - (2) 農地に関する軽罪及び農地から生ずる私的紛争の裁判を、農地安全機関に行わせること。

いずれの場合においても、言い渡された判決に対しては、管轄を有する通常裁判所に控訴することができ、控訴がなされた場合には、判決の執行は、停止する。

3. 少年裁判所に関する事項は、特別法で定め、この場合には、第 93 条第 2 項及び次条の規定は、適用しないことができる。少年裁判所の判決は、非公開で言い渡すことが

できる。

4. 次の事項については、特別法で定める。
 - (1) 陸軍裁判所、海軍裁判所及び空軍裁判所。これらの裁判所は、一般人に対して管轄を有することができない。
 - (2) 捕獲審検所²³
5. 前項第1号に規定する裁判所は、軍隊の司法部門の構成員が多数を占める形で構成される。軍隊の司法部門の構成員は、この憲法第87条第1項に規定する職務上及び身分上の独立が保障される。これらの裁判所の審理及び判決については、第93条第2項から第4項までの規定を適用する。この項の規定の適用に関する事項及びその施行時期については、法律で定める。

第97条

1. 重罪及び政治犯罪は、法律の定めるところにより、正規の裁判官及び陪審員から成る混成陪審裁判所によって裁判される。この裁判所の判決は、法律の定める上訴の対象となる。
2. この憲法の施行前に暫定措置法²⁴、議会の決議及び特別法により高等裁判所の管轄に属していた重罪及び政治犯罪は、法律で混成陪審裁判所の管轄とされない限り、引き続き高等裁判所によって裁判される。

法律により、他の重罪も同一の高等裁判所の管轄とすることができる。
3. 程度のいかんを問わず、報道・出版を通じて行われた犯罪は、法律の定めるところにより、通常刑事裁判所の管轄に属する。

第98条

1. 会計検査院は、主として次に掲げる事項を管轄する。
 - (1) 国及び地方自治体又は法律の特別の規定でその旨を定めたその他の法人の支出を検査すること。
 - (2) 経済的価値の高い契約であって、国又は法律の定めるところによりこの点において国と同視される法人が契約の当事者であるものを検査すること。
 - (3) 会計担当官及び地方自治体又は第1号に規定する検査を受けるその他の法人の収支計算書を検査すること。
 - (4) 第73条第2項の規定により年金又は年金の受給権を付与する勤続年数の認定に関する政府提出法案について意見を述べること及び法律が定めるその他のあらゆる事項について意見を述べること。
 - (5) 第79条第7項の規定により国の決算及び貸借対照表に関する報告書を作成し、議会に提出すること。
 - (6) 年金の給付及び第3号の規定による収支計算書の検査に関する紛争を裁判すること。

²³ 戦争に基づく権利として海軍によってなされた船舶又はその積荷の押収を管轄する裁判所を意味する。

²⁴ 行政が発する、憲法と同等の形式的効力を有する法令を意味する。元首が署名した上で内閣が副署するもの又は内閣のみが署名するものがあり、ギリシャの過去の歴史において度々発されてきた。

- (7) 国の非軍事又は軍事部門の公務員及び地方自治体その他の公法人の職員の故意又は過失により、国、地方自治体その他の公法人に損害が生じた場合において、これらの者の責任に関する事件を裁判すること。
2. 会計検査院の管轄権は、法律が定めるところにより規律され、行使される。
前項第1号から第4号までに掲げる場合には、第93条第2項及び第3項の規定は、適用しない。
3. 第1項に掲げる事件に関する会計検査院の判決は、国務院の監督に属しない。

第99条

1. 誤審を理由とする司法官に対する訴訟は、法律の定めるところにより、国務院長官を裁判長とし、国務院評定官1人、最高民事・刑事裁判所判事1人、会計検査院検査官1人、ギリシャの大学の法学部の法律科目を担当する正教授2人及び弁護士の最高懲戒審査会の構成員である弁護士2人を裁判官として構成される特別裁判所において審理される。これらの裁判官は、全てくじで選定する。
2. 特別裁判所が司法官の作為又は不作為について決定することを求められているときは、当該司法官が所属する司法団体又は司法分野に所属する者は、特別裁判所の裁判官からその都度除外される。国務院の構成員又は通常行政裁判所の司法官に対する誤審の訴訟の場合には、最高民事・刑事裁判所の長官が特別裁判所の裁判長を務める。
3. 誤審を理由とする訴訟を提起するには、許可を要しない。

第100条

1. 最高特別裁判所を設置し、次に掲げる事項をその管轄とする。
 - (1) 第58条に規定する異議の裁判
 - (2) 第44条第2項の規定により実施された国民投票の効力及び結果の審査
 - (3) 第55条第2項及び第57条に規定する議会議員の兼職禁止又は地位の喪失についての判決
 - (4) 裁判所と行政機関の間、国務院と通常行政裁判所若しくは民事・刑事裁判所の間又は会計検査院とその他の裁判所の間、の権限に関する争いの解決
 - (5) 議会制定法の内容の違憲性又はその規定の意味について、国務院、最高民事・刑事裁判所又は会計検査院の相反する判決が言い渡された場合における、これらの議論の解決
 - (6) 国際法の規範が第28条第1項に規定する一般に承認されたものであるかどうかについての議論の解決
2. 前項に規定する裁判所は、国務院、最高民事・刑事裁判所及び会計検査院のそれぞれの長官並びに2年ごとにくじで構成員として選定する国務院評定官4人及び最高民事・刑事裁判所判事4人によって構成される。裁判長は、国務院又は最高民事・刑事裁判所の長官の先任者が務める。
前項第4号及び第5号に掲げる場合には、くじで選定するギリシャの大学の法学部の法律科目を担当する正教授2人も、当該裁判所の構成員となる。
3. 最高特別裁判所の組織及び運営、その構成員の任命、補充及び補佐並びに裁判所に

における手続については、特別法で定める。

4. この裁判所の判決は、上訴の対象とならない。

違憲であると宣言された法規定は、関連する判決の言渡しの時又は判決において指定する日から失効する。

5. 国務院、最高民事・刑事裁判所又は会計検査院の小法廷が議会制定法の規定を違憲であると判断するときは、事件を当該裁判所の大法廷に回付しなければならない。ただし、大法廷又はこの条に規定する最高特別裁判所の過去の判決により判断がなされている場合は、この限りでない。大法廷は、法律の定めるところにより、裁判編成²⁵で構成され、最終的な決定を行う。この規定は、国務院による一般規制命令の審査について準用する。

第100 A条

国家法務協議会の設置及び運営並びにその職務に従事する者及びその職員の職務上の身分については、法律で定める。同協議会は、主として裁判における国の支援及び代表、国に対する請求権の容認又は国を相手とする紛争における和解を管轄する。第88条第2項及び第5項並びに第90条第5項の規定は、同協議会の幹部職員について準用する。

第6章

行政

第1節

行政の組織

第101条

1. 国の行政は、地方分権制度に従って組織される。
2. 国の行政区画は、地理経済学的、社会的及び交通の事情に基づく。
3. 国の地方機関は、その地方の事項について一般的な決定権限を有する。国の中央機関は、特別の権限に加え、法律の定めるところにより、一般的な指針を示し、並びに調整及び地方機関の行為の合法性の審査を行う。
4. 立法者及び行政は、立法権限を行使するときは、島しょ部及び山岳地域の特別の事情を考慮し、これらの発展に配慮しなければならない。

(2008年の改正により解釈規定削除)

第101 A条

1. 独立機関の設置及び運営がこの憲法に規定されている場合には、その構成員は、法律の定めるところにより、任期を定めて任命され、かつ、身分上及び職務上の独立を

²⁵「裁判編成」とは、国務院及び会計検査院が、評議会としてではなく、司法を執行する裁判所として機能する（裁判を行う）際の編成のことを意味する。

- 有する。
2. 各独立機関の活動を補助するために設置される部局の専門家及び他の職員の選定及び職務上の身分については、法律で定める。独立機関の構成員となる者は、法律の定めるところにより、相応する資格を有しなければならない。その選定は、議会委員長会議²⁶の全会一致又は少なくともその構成員の5分の4以上の多数による決定によって行われる。選定の手続については、議会の議事規則で定める。
 3. 独立機関と議会の関係及び議会による統制を行う方法については、議会の議事規則で定める。

第102条

1. 地方的事項の処理は、第1層及び第2層の地方自治体が所管する。地方的事項の処理については、地方自治体に権限があるものと推定する。地方的事項の範囲及び種類並びにその各階層への配分については、法律で定める。法律により、国の任務である権限の行使を地方自治体に委任することができる。
2. 地方自治体は、行政上及び財務上の独立を有する。その執行機関は、法律の定めるところにより、普通及び秘密の投票により選挙される。
3. 地方自治体の事務の遂行、役務の提供又は権限の行使のために、選挙された者によって運営される地方自治体の強制又は任意の組合について、法律で定めることができる。
4. 国は、地方自治体の監督を行う。この監督は、合法性の審査のみをその内容とし、地方自治体の自主性及び自由な活動を妨げるものであってはならない。合法性の審査は、法律の定めるところにより行われる。地方自治体の選挙された者の懲戒は、当然に地位の喪失又は停職を伴う場合を除き、法律の定めるところにより、正規の裁判官が多数を占める評議会の同意を得た上でのみ課される。
5. 国は、地方自治体の任務の遂行及び権限の行使に必要な経済的自立及び財源を確保するために必要とされる立法的、規制的及び財政的な措置を講ずると同時に、当該財源の管理における透明性を確保する。国が地方自治体のために定め、徴収する税金又は関税の地方自治体の間における帰属及び配分については、法律で定める。国の中央機関又は地方機関から地方自治体へのいかなる権限の移譲も、相応する財源の移譲を伴う。地方の歳入を地方自治体が直接決定し、徴収することについては、法律で定める。

第2節

行政職員の職務上の地位

第103条

1. 公務員は、国の意思の執行者であり、国民に奉仕する。公務員は、憲法を擁護し、

²⁶ 議長、副議長、常任委員会委員長・元／前議長で現職議会議員である者等も含む幅広い構成の議会の会議で、議会の週ごとの会議や日程などを決めるものを意味する。

祖国に献身しなければならない。その資格要件及び任命方法については、法律で定める。

2. 何人も、法律で定められていない官職に任命されることはできない。予見しがたい緊急の必要を私法上の関係に基づいて期間を定めて雇用する職員で満たすための特例について、特別法で定めることができる。
3. 法律で定める特別の専門的及び技術的又は補助的な職員の官職は、私法上の関係に基づいて雇用する職員をもって充てることができる。雇用される職員の雇用条件及び詳細な保障について、法律で定める。
4. 法律で定める官職を占める公務員は、当該官職が存する限り、終身とする。その昇給は、法律の定める条件による。公務員は、定年に達したために退職し、又は裁判所の判決によって免職された場合を除き、終身の公務員が3分の2以上を占める職務評議会の意見を聴いた上でなければ転任させ、又は当該評議会の決定がなければ降任し、若しくは免職することができない。

当該評議会の決定に対しては、法律の定めるところにより、国務院に不服の訴えを提起することができる。

5. 職員の職階外の地位にある最上級の行政職員、直接任命される大使級の者並びに共和国大統領、首相、大臣及び政務次官の事務局の職員については、法律により、終身としないことができる。
6. 前各項の規定は、議会の職員及び地方自治体その他の公法人の職員にも適用する。議会の職員のその他の事項については、全て議会の議事規則の定めるところによる。
7. 行政及びその都度定義する広義の公的部門の職員の採用は、第5項の場合を除き、法律の定めるところにより、競争試験又は事前に定められた客観的な基準に基づく選考によって行われ、独立機関の監督に属する。

より高度の透明性及び実力主義の保障を備えた特別の選定手続又はその職務が特別の憲法的保障を受け、若しくは委任関係に相当する職に就く者を選定する特別の手続について、法律で定めることができる。

8. 第3項第1文に規定する官職の範囲を超える官職に充てるため、又は臨時の必要若しくは第2項第2文に規定する予見し難い緊急の必要を満たすための、行政及びその都度定義する広義の公的部門における私法上の雇用関係の条件及び期間については、法律で定める。第1文の職員が遂行することができる職務についても、法律で定める。第1文の職員を法律により終身とし、又はこれら職員の契約を期間の定めのないものとするのは、禁止する。この項に規定する禁止は、請負契約に基づき雇用される者にも適用する。
9. 独立機関として活動する「市民オンブズマン」の設置及び権限については、法律で定める。

第104条

1. 前条に規定するいかなる職員も、公務員又は地方自治体その他の公法人、公企業若しくは公益事業団体の他の職に任命することができない。例外として、特別法により、

次項の規定を遵守する限りにおいて、第2の職に任命することが許される。

2. 前条に規定する職員のあらゆる種類の追加的な給料又は報酬は、法律で定めるその官職の毎月の給料の総額を超えてはならない。
3. 国家公務員及び地方自治体その他の公法人の職員に対して訴訟を提起するには、事前の許可を要しない。

第3節

アギオン・オロスの体制

第105条

1. メガリ・ヴィグラ以遠に位置し、アギオン・オロス地域を構成するアトス半島は、その古来の特権的な地位に従い、ギリシャの自治地区であり、その主権は古来不変である。精神的見地からは、アギオン・オロスは、全キリスト教総主教の直接の管轄下にある。そこで修道生活を営む者は、修練者又は修道者として入山が認められれば、他の手続を要しないで、ギリシャ国籍を取得する。
2. アギオン・オロスは、その体制に従い、20の神聖修道院によって統治される。全アトス半島は、これらの中で分割され、その土地は、収用することができない。
その行政は、神聖共同体を構成する修道院の代表者によって行われる。アギオン・オロスの行政制度若しくは修道院の数又はこれらの序列若しくはその下にある属領との関係については、いかなる変更も許されない。異教者又は離教者がアギオン・オロスに居住することは、禁止される。
3. アギオン・オロスの体制及びその運営方法の詳細は、20の神聖修道院が国の代表者の協力の下に起草して可決し、かつ、全キリスト教総主教及びギリシャ人の議会が承認したアギオン・オロス憲章により決定される。
4. アギオン・オロスの体制の厳格な遵守は、精神面においては全キリスト教総主教の最高の監督の下に、行政面においては国の監督の下に置かれる。国は、また、公の秩序と安全の維持について、専ら責任を負う。
5. この条に規定する国の権限は、総督が行使する。総督の権利及び義務については、法律で定める。
修道院の執行部及び神聖共同体が行使する司法権並びにアギオン・オロスの関税及び租税の特権についても、法律で定める。

第4編

特別規定、最終規定及び経過規定

第1章

特別規定

第106条

1. 国は、社会的平和を確かなものとし、及び一般的利益を保護するために、国の経済の全ての部門の経済発展を確保することを目指して、ギリシャにおける経済活動を企画し、及び調整する。国は、大気中及び地中又は海中の埋蔵物中の国富の源泉を活用し、地方の発展を促進し、並びにとりわけ山岳地域、島しょ部及び国境地域の経済を振興するために必要な措置を講ずる。
2. 自由及び人間の尊厳を代償とし、又は国の経済に損害を与える形で私人の経済的な自主性を発揮することは、許されない。
3. 外国資本の再輸出について次条に規定する保護を条件として、企業が独占的性質を有し、国富の源泉に極めて重要であり、又は社会共同体に対する役務の提供をその主たる目的とする場合における、国又はその他の公的機関による当該企業の買収又は当該企業への強制的な関与について、法律で定めることができる。
4. 国又はその他の公的機関による買収の価額又は強制的な関与の対価は、必ず裁判によって決定しなければならない。かつ、買収する企業又は企業への関与の価値に完全に一致するものでなければならない。
5. 第3項の規定に基づく強制的な関与の結果企業に対する支配権を国又は国が統制する機関に譲り渡すこととなる当該企業の株主、共同経営者又は所有者は、法律の定めるところにより、当該企業の持分を買い取ることを請求する権利を有する。
6. 公益事業又は国の経済発展にとってより一般的な重要性を有する事業の実施によって利益を受ける者による国の支出への貢献について、法律で定めることができる。

解釈規定

第4項に規定する価値には、企業の独占的な性質に起因する価値は含まれない。

第107条

1. 外国資本の保護に関する1967年4月21日より前の立法で、一般の法律よりも上位の効力を有していたものは、当該効力を維持し、今後輸入される資本についても適用される。
「船舶税、商船隊の育成のための強制的な賦課金、外国海運会社の設立及び関連する事項の規制に関する」法律1975年第27号第1章第1節から第4節までの規定も、同一の効力を有する。
2. 1967年4月21日から1974年7月23日までの間に、外国資本の投資について、立法命令1953年第2687号を適用して承認するために発されたあらゆる形式の行政行為又は締結された契約（ギリシャ国籍の船舶の登録に関するものを除く。）の改定又は解消の条件及び手続は、この憲法の施行の日から3か月以内に1回に限って公布される法律で定める。

第 108 条

1. 国は、外国に移住しているギリシャ人の生活及びこれらの者の祖国とのつながりの維持に配慮する。また、ギリシャ国外で働くギリシャ人の教育並びに社会的及び職業的な向上に配慮する。
2. 在外ギリシャ人会議の組織、運営及び権限については、法律で定める。その任務は、世界中のギリシャ人の全ての共同体を表現することにある。

第 109 条

1. 遺言、遺言補足書又は贈与の内容又は条件を変更することは、国又は公益目的に資する条項については、許されない。
2. 前項の規定にかかわらず、法律の定めるところにより、遺贈者又は贈与者の意思の全部又は大部分を何らかの理由で実現することができず、かつ、遺贈財産又は贈与財産の利用を変更することによって、その意思をより完全に満足させられることが裁判所の判決によって確認された場合には、同一又は他の公益目的のために、贈与者又は遺贈者が定めた地域又はその周辺を含むより広範な地域において、遺贈財産又は贈与財産をより有益に利用し、又は処分することが許される。
3. 遺産の登録簿の全般的及び地域ごとの編製、その財産の目録及び分類、遺贈者又は贈与者の意思に沿った各遺産の管理及び運営並びにその他の関連する事項については、法律で定める。

第 2 章

憲法の改正

第 110 条

1. この憲法の規定は、改正することができる。ただし、議会共和制としての政体の基礎及び形態を定める規定、第 2 条第 1 項、第 4 条第 1 項、第 4 項及び第 7 項、第 5 条第 1 項及び第 3 項、第 13 条第 1 項並びに第 26 条の規定については、この限りでない。
2. 憲法改正の必要性は、50 人以上の議会議員の提案に基づき、その総議員の 5 分の 3 以上の多数で、1 か月以上の間隔を置いて 2 回可決した決議によって確認される。この決議によって、改正すべき規定が特定される。
3. 議会が改正の決議をしたときは、次の議会は、その最初の会期中に、その総議員の過半数の賛成で、改正規定について決定する。
4. 憲法改正の提案が議会の総議員の過半数の賛成を得たものの、第 2 項に規定する 5 分の 3 以上の多数を得なかった場合には、次の議会は、その最初の会期中に、その総議員の 5 分の 3 以上の多数による議決によって改正規定について決定することができる。
5. 全ての可決された憲法の規定の改正は、議会が可決した日から 10 日以内に官報に公

示され、議会の特別の決議により効力を生ずる。

6. この憲法の改正は、前回の改正から5年を経過するまでは、許されない。

第3章

経過規定

第111条

1. この憲法に反する法律又は規制的な性質を有する行政行為の全ての規定は、この憲法の施行と同時に廃止される。
2. 1974年7月24日から第5期憲法改正議会が招集されるまでの間に公布された暫定措置法及び同議会の決議は、その規定がこの憲法に反するものであってもなお効力を有するが、法律によって改正し、又は廃止することができる。高等教育機関の教授の定年に関する1974年9月3/3日の暫定措置法第8条の規定は、この憲法の施行と同時に廃止される。
3. 次の規定はなお効力を有するが、法律によって改正し、又は廃止することができる。
 - (1) 「憲法第5条、第6条、第8条、第10条、第12条、第14条、第95条及び第97条の規定の効力の部分的な回復並びに戒厳に関する法律の廃止に関する」1974年10月9/9日の大統領令第700号第2条
 - (2) 「軍事裁判所の判決に対する控訴の申立ての許可に関する」1974年11月16/16日の立法命令第167号
4. 1952年4月16/29日の議会決議は、この憲法の施行の日から6か月間、なお効力を有する。この期限内に、同決議第3条第1項に規定する暫定措置法及び議会決議を法律によって改正し、補足し、又は廃止することが許されるほか、この期限の経過後であっても、特定の暫定措置法又は議会決議の全部又は一部の効力を維持することが、改正され、若しくは補足され、又はなお効力を有することとされる規定がこの憲法に反しない限り、許される。
5. この憲法の施行前に何らかの方法で国籍を剥奪されたギリシャ人は、法律の定めるところにより、司法官によって構成される特別の委員会の決定に基づき、国籍を再取得する。
6. 「ギリシャ国籍法典の裁可に関する」立法命令1955年第3370号第19条の規定は、法律によって廃止されるまでの間、なお効力を有する。

第112条

1. 法律を公布して規制することをこの憲法が明示的に定めている事項について、この憲法の施行時に効力を有する法律又は規制的な性質を有する行政行為がある場合には、この憲法の規定に反するものを除き、当該法律が公布されるまでの間、なお効力を有する。
2. 第109条第2項及び第79条第8項の規定は、これらの規定において特に定める法律

の施行の日から適用する。これらの法律は、遅くとも 1976 年末までに公布しなければならない。第 109 条第 2 項に規定する法律が施行されるまでの間は、この憲法の施行時に存する憲法的規制及び法的規制をなお適用する。

3. 1974 年 10 月 5 日の暫定措置法は、なお効力を有し、議会議員に選挙された教授の職務遂行の停止は、現在の議会期²⁷においては、教育、研究、著述並びに関連する学部の研究室及び教室における学術的な活動には及ばない趣旨と解されるが、学部の運営及び教員一般の選挙又は学生の試験への参画からは排除される。
4. 義務教育の年数に関する第 16 条第 3 項の規定の適用は、この憲法の施行の日から 5 年以内に、法律によって実現される。

第 113 条

議会の議事規則並びにこれに関する議会の決議及び議会の運営に関する法律は、この憲法の規定に反するものを除き、新しい議会の議事規則が施行されるまでの間、なお効力を有する。

この憲法第 70 条及び第 71 条に規定する議会の部会の機能については、1974 年 12 月 24 日の第 1 議会決議第 3 条に特に定めるところにより、1952 年 1 月 1 日の憲法第 35 条に規定する特別立法委員会の職務に係る最新の議事規則の規定を補足的に適用する。新しい議会の議事規則が施行されるまでの間は、この憲法第 71 条に規定する委員会は、議長が全ての政党及び会派の中からその議席数に比例して選定する 60 人の正規の委員及び 30 人の予備委員によって構成される。新しい議事規則が公示されるまでの間に、議会の本会議又は部会の活動に際して生じたその都度適用すべき規定に関する疑義は、当該本会議又は部会において判断する。

第 114 条

1. 最初の共和国大統領の選挙は、この憲法の公布から遅くとも 2 か月以内に、少なくとも 5 日前に議長が招集する議会の特別の集会において行わなければならない。議長の選挙に関する議会の議事規則の規定を準用する。

選挙された共和国大統領は、その選挙の日から遅くとも 5 日以内に、就任の宣誓をした上でその職務を遂行する。

第 49 条第 5 項に規定する、共和国大統領の責任に関する法律は、1975 年 12 月 31 日までに公布しなければならない。

第 33 条第 3 項に規定する法律が施行されるまでの間は、同項に規定する事項については、臨時共和国大統領に関する規定による。

2. この憲法の施行の日から選挙された共和国大統領がその職務を遂行するまでの間は、臨時共和国大統領が、第 5 期憲法改正議会の 1974 年 12 月 24 日第 2 議会決議第 2 条に規定する制限の下で、この憲法が共和国大統領に認める権限を行使する。

第 115 条

1. 第 86 条第 1 項に規定する法律が公布されるまでの間は、第 49 条第 1 項及び第 85 条

²⁷ 1975 年の憲法を制定した第 5 期憲法改正議会の議会期のことを意味する。

に規定する作為及び不作為に関する訴追、取調べ及び裁判に関する現行の規定を適用する。

2. 第 99 条に規定する法律が施行されるまでの間は、誤審に対する訴訟は、1952 年 1 月 1 日の憲法第 110 条の規定により、同条に規定する裁判所において、この憲法の公布の時に効力を有する手続に従い裁判する。
3. 第 87 条第 3 項に規定する法律が施行され、かつ、第 90 条第 1 項及び第 2 項並びに第 91 条に規定する司法評議会及び懲戒審査会が設置されるまでの間は、この憲法の施行時に存する関連規定が、なお効力を有する。これらの事項に関する法律は、この憲法の施行の日から遅くとも 1 年以内に公布しなければならない。
4. 第 92 条に規定する法律が施行されるまでの間は、この憲法の施行時に存する規定が、なお効力を有する。当該法律は、この憲法の施行の日から遅くとも 1 年以内に公布しなければならない。

第 116 条

1. 第 4 条第 2 項の規定に反する現行の規定は、遅くとも 1982 年 12 月 31 日までに法律によって廃止されるまでの間は、なお効力を有する。
2. 男女平等を促進するための積極的な措置を講ずることは、性に基づく差別とはならない。国は、現に存在する不平等、とりわけ女性に不利益を与える不平等の撤廃に配慮する。
3. 労働の対価の規制に関する規制的な性質を有する大臣命令及び団体協約又は仲裁判断の規定であって、第 22 条第 1 項の規定に反するものは、この憲法の施行の日から遅くとも 3 年以内に新たに定められるまでの間は、なお効力を有する。

第 117 条

1. 1952 年 1 月 1 日の憲法第 104 条の規定を適用して 1967 年 4 月 21 日までに公布された法律は、この憲法に反しないものとみなされ、なお効力を有する。
2. 第 17 条の規定にかかわらず、農地の既存の賃貸借その他の土地に係る負担の法的規制及び解消、長期賃貸借されている小地所の虚有権²⁸の長期賃借人による買取り並びに特異な不動産関係の廃止及び調整は、許される。
3. 火災により破壊され、若しくは破壊されつつあり、又は他の方法で伐採され、若しくは伐採されつつある公有又は私有の森林又は疎林は、そのことを理由として破壊の前に獲得したその性質を失うことはなく、再植林すべき地域に指定されなければならない。他の目的のためにこれを用いることは許されない。
4. 自然人又は私法人若しくは公法人が所有する森林又は疎林の収用は、国の利益となる場合においてのみ、第 17 条の規定に従い、公益のために許されるが、いかなる場合においても、その森林としての形態は変更されずに保たれる。
5. 収用に関する現行法がこの憲法の規定に適合したものとなるまでの間に宣言され、又は今後宣言される収用は、当該宣言の時点において効力を有する規定によって規制

²⁸ 用益権を除いた所有権を意味し、完全な権能を備えた所有権とは区別される。

される。

6. 第 24 条第 3 項及び第 5 項の規定は、これらの項に規定する法律の施行後に指定され、又は再編される住宅地区に適用する。
7. 第 17 条第 4 項第 1 段落の改正規定は、関連する施行法の施行の日又は 2002 年 1 月 1 日のいずれか早い日から施行する。

第 118 条

1. この憲法の施行後は、高等裁判所の長官若しくは検事以上の職階又はこれらに相当する職階にある司法官は、従前と同様に、70 歳に達した時に退職する。この定年は、1977 年からは、67 歳に達するまで、毎年 1 歳引き下げられる。
2. 「司法における秩序及び調和の回復に関する」1974 年 9 月 4/5 日の暫定措置法の施行時に在職していなかった最高裁判所の司法官であって、その昇任が行われた時期が原因で同法に基づき降任され、かつ、同法第 6 条に規定する懲戒訴追を受けなかったものは、この憲法の施行の日から 3 か月以内に、所管大臣によって最高懲戒審査会の審査に付されなければならない。

最高懲戒審査会は、昇任の状況が昇任した者の威信及び職務上の特別の地位を損ねたかどうかについて決定し、自動的に喪失した地位及びこれに伴う権利を再度取得させるかどうかについて最終的に決定する。ただし、給料又は年金の差額をさかのぼって支給することはできない。

決定は、付託された日から 3 か月以内に言い渡さなければならない。

降任されて死亡した司法官の直近の遺族は、最高懲戒審査会において審査を受ける者に認められる全ての権利を行使することができる。

3. 第 101 条第 3 項に規定する法律が公布されるまでの間は、中央機関と地方機関の間の権限の配分に関する現行の規定を引き続き適用する。これらの規定は、中央機関から地方機関に特別の権限を移譲することにより改正することができる。
4. 第 89 条第 2 項及び第 3 項の改正規定は、関連する施行法の施行の日又は 2002 年 1 月 1 日のいずれか早い日から施行する。
5. 第 90 条第 5 項の改正規定の施行時に在職する最高裁判所の長官、最高民事・刑事裁判所の検事、行政裁判所及び会計検査院の国家総合委員長並びに国家法務協議会の会長は、第 88 条第 5 項に規定するところにより、退職する。
6. 法律 1994 年第 2190 号において規定され、又は維持された最高人事選抜評議会の権限についての例外であって、現に効力を有するものは、なお効力を有する。
7. 第 103 条第 8 項の規定の適用を受ける職員の職務上の身分の確定に関する法的規制は、関連する手続が完了するまでの間は、なお効力を有する。

第 119 条

1. いかなる方法によるかを問わず、1967 年 4 月 1 日から 1974 年 7 月 23 日までの間に発された行為の取消しを求める訴えを容認しないことは、当該訴えが提起されたか否かにかかわらず、法律により撤廃することができる。ただし、いかなる場合においても、当該法的救済手段を行使して勝訴した者に、さかのぼって給料を支給することは

ない。

2. 法律に基づき、かつて占めていた公職に当然に復帰する軍人又は公務員であって、既に議会議員の資格を得ているものは、8日以内に、議会議員と当該公職のいずれかを選択することができる。

第4章

最終規定

第120条

1. ギリシャ人の第5期憲法改正議会において可決されたこの憲法は、議長により署名され、内閣が副署した命令をもって臨時共和国大統領により官報に公示され、1975年6月11日から施行する。
2. この憲法及びこれに合致する法律の尊重並びに祖国及び民主主義への献身は、全てのギリシャ人の基本的な義務をなす。
3. いかなる方法によるかを問わず、国民主権及びこれから生ずる権力の横奪は、合法的な権力が回復した時点において訴追される。当該犯罪の時効は、合法的な権力が回復した時点から進行する。
4. この憲法の遵守は、ギリシャ人の愛国心に委ねられ、ギリシャ人は、暴力によるこの憲法の廃止を企てるいかなる者に対しても、あらゆる手段によって抵抗する権利及び義務を有する。

「基本情報シリーズ」

既刊

- | | |
|---------------------|----------|
| ⑦各国憲法集 (1) スウェーデン憲法 | 2012年 1月 |
| ⑧各国憲法集 (2) アイルランド憲法 | 2012年 3月 |
| ⑨各国憲法集 (3) オーストリア憲法 | 2012年 3月 |
| ⑩各国憲法集 (4) カナダ憲法 | 2012年 3月 |

調査資料 2012-3-a
基本情報シリーズ⑩

各国憲法集(5) ギリシャ憲法

平成 25 年 2 月 28 日発行
ISBN 978-4-87582-737-5

国立国会図書館調査及び立法考査局
〒 100-8924 東京都千代田区永田町 1-10-1
電話 03(3581)2331
bureau@ndl.go.jp

*本書は、下記に掲載の PDF ファイルでもご覧いただけます。

- ・「調査の窓」の「刊行物」のページ
- ・国立国会図書館ホームページ<<http://www.ndl.go.jp/>>
トップ>国会関連情報>調査資料>2013年刊行分

Constitutions of the World (5)

Greece

Research and Legislative Reference Bureau

National Diet Library

Tokyo 100-8924, Japan

E-mail : bureau@ndl.go.jp

Research
Materials
2012-3-a

ISBN 978-4-87582-737-5

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。